

野村祐直
に就いて
の説

八十一歳なり。嫡子淡路守は、公儀へ召出されて、三千石賜はり、二男右近、早世するにより、三男半左衛門、父の家を相續せしが、忠之の時、故ありて浪人となり、京都にて、身まかりたりといへり。又、野村市右衛門祐直は、播州姫路の産なり。祖父曾我大隅は、代々播州の家士にて、飾草郡野村の里に住居せし故に、氏を野村と稱す。男子三人あり。長子毛利多兵衛、二男曾我武兵衛、三男野村太郎兵衛、兄弟三人、孝高の家臣となる。嫡子太兵衛友信が武功は、別傳にあり。二男武兵衛、播州土器坂にて戦死す。三男太郎兵衛祐勝は、天正元年、十四歳にて、兄多兵衛と同じく、孝高の先鋒を勤む。天正十一年の夏、孝高、長政に従ひて、江北梁瀬陣に立ち、黒絲の鎧著たる騎兵と、鎧を合せ、忽ち突き伏せて、其首を取り、同十二年の春、紀州雜賀の一揆、泉州岸和田へ發向の時、長政に具せられて、彼の地へ馳せ赴き、橋の上にて鎧を合せ、強兵を突き靡けたる働拔群なり。同十四年、孝高、長政、豊州宇津へ下向せられ、不服の輩と、所々に於て合戦あり。長政、或時、同國澗津の城邊を過ぎられしに、城兵出でて、後を遮り、味方、難儀に及びけれども、諸

士力戦して、城へ追入れたり。是に依つて、長政、彼の城を力戰攻にせられしに、祐勝、城中へ攻入りて、首を取り、同年、秀吉公、薩摩へ兵を向けられしに、孝高、長政、先鋒として日向國へ赴き、蜂須賀彦右衛門、戸田民部少輔、尾藤甚右衛門と一手になり、財部の城を巡見の時、長政、騎兵三千騎計りにて、後殿せられしに、敵兵、後を慕ひければ、彼が川を渡る半途を討つべしとて、馬を進められしに、祐勝、組下の鐵炮二十挺を、堤の傍に備へ、慕ひ來る敵を打拂ひて、川を渡りけるに、敵兵、彌、競ひ來り、川中へ乗込みしに、長政、手の者を下知して馳蒐り、自身太刀打して、敵一人撃ち伏せて、猶、敵中へ馳せ入りて戦はれしに、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、桐山孫兵衛、長政の傍へ馳付け、敵一人、突伏せて首を取る。又、長政も、太刀打の高名あり。同天正十六年、豊前國築城の郡長城井中務少輔友房、孝高、長政に背きけれども、終に降附して、同年四月二十日、友房、禮儀の爲めに、中津の城へ來りしに、長政、彼を誅戮せんと議定せられ、盃の上にて、太郎兵衛肴をといはれし時、祐勝、脇差を抜き放し、二太刀に斬伏せたり。高麗へ文祿元年、祐

勝、長政に従ひて渡り、後藤又兵衛と兩人、始終武者奉行を勤む。金海へ著岸の時、敵の多勢、馳向ひ相戦ひしが、長政の先鋒、激しく突き懸りて、敵を追立てしに、祐勝、粉骨を盡し首を取る。長政、黃海道に兵を出し、先鋒して對馬を進めけるに、敵、一萬計りにて、馳向ひ來りぬと聞えければ、長政、旗本千人を従へ、敵の後へ廻り、鐵砲を打懸けさせ、敵の列伍しどろになるを見て、味方を下知して、〔脱ア〕せられしに、栗山四郎右衛門・後藤又兵衛・吉田六郎太夫・野村太郎兵衛、自身突き懸り、大敵を追崩して、若干の首級を獲たり。又黃海道に、〔ルカ〕切通の如くなる細道あり。長政の先鋒、其細道を過ぎて、平野へ出づべしとせしに、彼の切通へ、敵出向ひ、雨の如く、矢を射懸けしかば、長政の兵士、皆々躊らひしに、井口兵助が郎徒山崎喜兵衛、唯一人、敵中へ駆入り、刀を抜きて、射手三人の弓弦を切つて、三人ともに討取りたり。兵助も、續いて駆入り、敵一人突伏せて、首を取る。其の働、拔群なり。此時、兵助と立列びて、働きぬる輩には、栗山四郎右衛門・毛利多兵衛・後藤又兵衛・吉田六郎太夫・野村太郎兵衛なり。彼の井口兵助が家記

井口兵助
に就いて
の説

を見るに、父は、播摩の國人なり。後、如水に仕へて、男子四人あり。一男猪之助・二男六太夫・三男善十郎・四男與市之助、此與市之助、後に兵助と改む。猪之助は、播州長坪にて武功を立て、終に討死す。第六太夫も、同國北條構にて戦ひ死す。三男善十郎、十六歳の年、如水の命を請けて、籠者三人を討ち、一人は戸板を以て、打臥せて忽ち打殺し、二人は擊殺しけるが、此時、深手を負ひて、竟に死す。四男兵助、十六歳の時、長政に従ひて、泉州岸和田へ赴き、川向の敵を志し、其首を取り、具足・太刀・刀・馬まで取りて歸る。是れ初陣なり。其後も、度々の働人に超えたり。高麗陣の時も、益田與助、敵を組伏せけるに、敵又、一人馳付け、與助が上に乗蒐りしを、兵助、彼の敵を討つて、與助を助く。彼是の武功に依つて、兵助、朱柄の鎧を望みけれども、長政、免し給はず。兵助、之を恨みて暇を乞ひ、立花左近將監口虎の陣所へ赴く。口虎宣ひけるは、一日の内に、首七つを取りたる者には、朱柄を許すべしと、秀吉公の仰なり。其方、朱柄の望あらば、七つの高名せよといはれしに、兵助、一日に首七つ、其家來山崎喜兵衛首六つ、主従に

鍋島加賀
守と如水
との談話

て首十三討取りければ、長政、兵助を歸參せられ、朱柄の鎧を赦免せらる。慶長五年十月、如水、九州の巡見の時、肥前の國佐賀の城主鍋島加賀守に會ひて、物語せられし時に、加州の曰く、某の家來村田隱岐と申す者、武功を顯しけれども、終にかすり疵も、負はざりしといはれしに、如水、之を聞きて、我等が郎徒井口兵助は、隠れなき手柄者なれども、兄弟四人の内、三人討死して、兵助一人永らへたり。彼の村田隱岐が氏を名乗らせ、長命にあらせしと、ありければ、免も角も、仰に任せ申すべしとあるにより、兵助、是れより氏を村田と改む。慶長二年六月二日、豊州中津郡室山にて、新知二百五十石、同六年三月朔日、筑前夜次郡朝日村にて、千石加増給はり、同七年十二月十三日、同郡砥上村を加へて、二千石となり、外に與力知行千石、彼是三千石を領して、是より出羽と改む。其後、大坂の御城普請の時、出羽も其奉行として、大坂へ上り、彼所にて病死す。行年五十九歳とぞ。其子兵助、次男九右衛門、父の家を継ぎ、寛永の頃、島原一揆の時、彼の兄弟武功ありて、其子孫、今も筑前に居たりといへり。又彼の野村太郎兵衛祐勝は、長政朝鮮の黃

野村祐勝
の武功

海道を撃ち從へ、武威を振はれし頃、朝鮮、平安城に引籠りたりと聞えければ、長政、小西行長と相謀り、平安城へ旗を遣しける時、日暮れしかば、野陣を懸けられしに、敵兵、小西が陣へ夜討するにより、長政、自身馳せ付け、敵中を突張り、小山に陣を居ゑられしに、敵兵、頻りに矢を放つにより、祐勝は、主君の傍へ近づき、彼所なる小松を、楯に取り給へかすと、諫めけれども承引なく、斯様の時は、敵に息をつかされば、彌、矢を放つものなり。唯撃ち入るべしとて、馬を進められしに、祐勝、始終、長政の傍に居て、比類なき働あり。又長政、白川に在城せられし頃、敵兵出で、其近邊に陣を取る。毛屋主水、城外の山へ上り、物見せしに、敵二三萬計りと申すにより、長政、此時、毛利多兵衛、後藤又兵衛、吉田六郎太夫に命じて、城外の山頭より、鐵炮を打懸けさせ、敵陣騒ぎ出でければ、栗山四郎右衛門、久野四郎兵衛、黒田三左衛門、野村太郎兵衛、吉田文助、桐山孫兵衛、上原新左衛門、菅六之助等、城中より駈懸り、母里、後藤、吉田が三隊も、六百人にて駈合せ、大敵を撃ち崩す。又、晋州の城に、牧司判官、二萬計りにて楯籠りければ、細川越中守、長

谷川藤五郎・木村常陸介・小野木縫殿助・牧野兵部・岡本下野守・青山修理亮等、數日攻められしかども、牧司判官、固く守りて功なきにより、秀吉公は、日本より使者を立て、諸將、彼の城を攻むべしとあるに依つて、各、攻口を定められしが、追手左右の櫓屏の手まで、加藤清正・黒田長政・淺野幸長攻められしに、長政の手より、石垣を掘崩しけるに、堀平右衛門、一番に乗入る。祐勝も、平右衛門に續いて、城内へ乗入り、敵を突伏せて武功あり。又忠清道稷山に、漢南人五萬計りにて籠城す。六月三日、長政、五千人の兵を従へ、彼の城に馳せ向ひて、小山に陣を居ゑられ、右に小川傳右衛門、左に毛利多兵衛備を立て、祐勝は、本陣に到りしが、敵兵二萬計り馳せ懸りしに、長政は、後藤又兵衛・黒田三左衛門・野村太郎兵衛・林太郎右衛門・菅六之助・益田與助・堀平右衛門等を従へ、敵の左へ馳せ懸る。小河・毛利も、一同に駆け入りければ、敵陣、忽ち敗績す。祐勝、此時、長政の目前にて、武勇を振ひ首を取る。其後、長政、歸朝せられしに、祐勝、中津にて大病を煩ひければ、長政、其宅へ入り給ひ、遺言を聞くべしといはれしに、賤息市右衛門、少年な

祐勝病死

れば御當用に立ち難し。某に給はりし本祿三千石の内五百石、彼に與へられ、其器量に隨ひて、末々、御不便を加へられ候様にと申して、慶長二年二月十四日、行年三十八歳にて失せければ、孝高・長政父子ともに、甚だ憐情せられ、祐勝が領知三千石を、遺子祐直に與へらる。市右衛門、十六歳にて父の家督を繼ぎ、慶長二年の秋、又、朝鮮陣起りければ、祐直、高麗へ渡海して、井上九郎右衛門と同じく先陣を勤む。長政、平安道へ發向の時、大明の援兵八十萬人、朝鮮の都より、二日路隔たる稷山に陣を居ゑ、二三里四方に充滿せり。長政は、東山に陣を居ゑられ、日本の諸將は、十一二里隔り、長政の右の先鋒毛利多兵衛・黒田兵庫、二の先鋒井上九郎右衛門・野村市右衛門、左の先鋒後藤又兵衛・黒田三左衛門、二番黒田圖書・桐山孫兵衛なり。栗山四郎右衛門が一隊は、横鎧に備へたり。多兵衛下知して、鐵炮を打懸けさせ、漂ふ所を突いて懸りければ、諸兵一同に、鎧を打込みたり。此時、敵兵、劔を振つて、多兵衛に向ひしを、多兵衛、穗長の鎧を取りて、一人突き伏せければ、今一人、逃げたりしを、透間なく追懸け、鎧を取延べて、袈裟懸に撃

落す。祐直は、從卒五十人を從へ、山の尾崎に控へたる敵を目懸け、無二無三に馳せ入りて、忽ち突き崩す。然る所に、大の男、七寸計りの諸白馬に乗り、四尺餘の劔を打振つて、祐直に立向ひしに、祐直、鎧取直し突きけれども、唐人馳せ寄りて、祐直が首を搔かんとするを、刀を抜きけれども、敵撈ぎ取て、祐直を押へしに、祐直、脇差を抜き、草摺の外れより差通し、撥ね返して、首を搔きけれども、戦ひ勞れ、殊更、強力の敵故、頭半分計り、搔きて押へ居けるに、祐直が郎徒笹倉喜兵衛馳付け、敵の首を討落し、祐直を引立てしが、深手故、馬に乗る事叶はざりしを、喜兵衛、肩に懸けて、其場を退き、又喜兵衛は、敵中へ駆入りしに、唐人、鑱鎌を以て、喜兵衛が頭を、馬よりかけて馳通りしが、喜兵衛、手負ひ血流れて、眼眩みけれども、彼の敵を一太刀切りけるに、敵、其刀に取付きしが、手の指三四落ちてひるみければ、終に切伏せて、其首を取る。又、祐直が郎徒酒井作左衛門、十六歳なるが、此時、組打して首を取る。祐直は、手を負ひて、本陣へ打入りしが、是より拵脚になりしとぞ。又、加藤清正、蔚山に籠城の時、大明兵百萬計り

にて、彼の城を攻蒐る。長政、後詰の爲に屬兵を從へて、蔚山へ馳赴き、山際に陣を居る、二三日對陣せられしが、長政、敵の形勢を計り、攻入るべしと、あるに依つて、後藤又兵衛・井上九郎右衛門、頻りに諫めけれども、見る所あり。我等に任すべしといひて、川を渡されしかば、諸兵、一同に馳蒐りしに、敵、二萬計り、相懸りに備を立て寄せ、雨の如く矢を射懸け、其後、又、打物の敵兵。二萬計り入り替り、敵、味方嚴しく相戦ふ。此時、諸兵に先立つて、功名せし輩には、毛利多兵衛後藤又兵衛・井上九郎右衛門・野村六右衛門なり。同時に黒田兵庫・同圖書・黒田三左衛門・栗山四郎右衛門、左右より横鎧に突き懸り、毛利宰相・鍋島加賀守、四萬計りにて駆付け、一同に突き立てしかば、大明兵、遂に敗北す。又長政、西生浦に在城の時、漢南の多兵と、度々の合戦あり。或時、敵兵數萬人、川向に野陣を居る、翌朝、川を渡るにより、後藤又兵衛、頻りに鐵砲を打たせけれども、敵、猶懸り來るにより、長政、謀を領して、よはくと退かれしに、敵方、勝に乗り追蒐くるに、黒田兵庫・毛利多兵衛・野村市右衛門・上原新左衛門・桐山孫兵衛等、山陰より伏兵を起

して突き懸り、長政の旗本も、取つて返し、栗山四郎右衛門・久野四郎兵衛・林太郎右衛門等、横鎧を入れて、三方より揉み立てければ、敵兵忽ち敗〔北脱〕す。又、此石垣原合戦に、祐直、井上九郎右衛門が左の方に備へけるが、久野治左衛門・曾我部五右衛門以下討死して、味方敗北す。時に祐直、家來大鹽喜平次を、物見に遣しけるに、喜平次馳せ歸り、敵兵勝誇り、只今、破籠を使ひ、休息すると見えたり。急ぎ御一戰然るべしと、告ぐるにより、祐直、屬兵を下知して進みけるに、井上九郎右衛門も、一同に馳せ懸りしが、吉弘加兵衛が先鋒と合戦するに、祐直は、黒鑑板の立物に、黒絲の鎧著て、赤き三間しなへの背旗差して、赤き吹流付けたるを打立てさせ、手の者と共に、最中へ馳せ入り、屈強の敵二人、自身突き伏せて、家來に首を取らせ、始終の功勞比類なし。筑前入國の時、志摩郡の内、十一ヶ村二萬石給はりて、大學といひ、又、隼人と改む。大學が妻は、後藤又兵衛が娘なるにより、又兵衛逐電の後、長政、使を立てられ、妻を離別すべしと、下知せられしに、大學承り、某、常に妻と不和なれども、今に至りては離別なり難し。御免あるべ

しと答へしに、長政、又、使者を立て、我等が下知を違背するに於ては、切腹させんとありけれども、大學、更に驚かず、主命に隨はざる上は、切腹せん事、覺悟の前なりといひたりしに、長政、忽ち機嫌を直し、此上は、妻に不便を加へ、然るべしと下知せられ、台徳君の御〔脱ア〕中、大學、江戸に居りしに、數度の武功を聞かせ給ひ、御前へ、召出さるべしとありけるに、折節、暑氣の時なるにより、大學、澁紙子を著て、御城へ上り、拵脚を引きて通りしに、御旗本の輩、目を引き、笑はれしに、某は、生付きたる崎人にも無し。高麗にて、強敵を討ちたる時、膝を割りて斯くの如し。無禮の形は、御免あるべしというて、御前へ參りけるに、彼是の上意を忝くして、私宅に歸り、其後、筑前へ下り、嘉摩郡鯉田の知行所に於て病死す。行年五十一歳なり。其嫡子太郎兵衛祐隆は、慶長十年、筑前にて生れ、始の名は新右衛門、後、右京といひ、又、太郎兵衛と改む。父隼人、加増を給はり、二萬六千四百石餘知行せしを、嫡子祐隆に、相違なく給はり、寛永十五年の春、忠元に隨ひ、肥前の島原へ赴き、二月廿七日、天草丸へ一番に乗入り、自身の働して、疵を蒙り、郎

徒佐々倉四郎左衛門・川端茂右衛門・川端伊兵衛・白石長右衛門、何れも能く働き、其場に於て首を取る。酒井作左衛門・佐々倉七兵衛左太夫・吉村宮内三雲頼剋等は、敵に討たる。爪田六左衛門・養父文右衛門・酒井八郎兵衛・同安左衛門・同源太夫・野村左馬・谷村次郎太夫・田口九太夫等は、劊を蒙りたり。又、正保四年の夏、南蠻の黒船、長崎へ馳せ集りしかば、彼の船、御免を蒙り、歸帆の時、筑前・肥前、其外、近國の軍勢、長崎へ馳せ集りし中に、肥後の兵船、高崎に繋け置きしに、野村祐隆は、肥後の船前に、碇を下したるにより、肥後の輩、野村が方へ使を立て、此方船列をなしたる前なり。其方の船を除けらるべしと、いひけれども、野村、承引せず。依つて御政所馬場三郎左衛門・山崎權八郎兩人方へ、訴へければ、彼の兩人より、忠元の方へ、使者を立てられ、御家人野村新右衛門が船の繋る所、然るべからず、御下知あるべしといはれしに、忠元、返答せられけるは、野村新右衛門は、先祖より武功を顯し、彼も先年、島原にて功勞ある故、常に我儘申しき。身覺悟極めたる事は、我等が下知と雖も、承引せざる者なり。只今、船の繋所を、無用と申聞

野村祐隆
死去

久野治左
衛門に就
いての説

けたりとも、承引すべからずとて、曲事に行ひ申さんも、時節然るべからず。其上、馬船、頓て罷出づべし。此旨、御聞分け給はるべしとあるにより、新右衛門、始終、彼所を堅めしとぞ。萬治二年七月十九日、福岡の家に死す。行年五十五歳なり。其子太郎兵衛、領地の田野を開する、二萬六千九百四十石餘を給はり、其子孫、今も相續せしといへり。又此戰に、一步も戦地を退かず、忽ち討死したる久野治左衛門重義、曾我部五左衛門兩人の傳を見るに、久野治右衛門は、久野四郎兵衛重勝が子なり。四郎兵衛は、代々播州の諸士にて、東條郡拮埒の城に住し、父を圓賀といひたり。幼少より孝高に仕へて、播州にては、誰よりも祿重く、家臣の長たり。天正十五年、九州陣の時、小早川隆景、筑前國怡土郡原田氏が籠りし高祖の城を攻めらる。此時、孝高より、四郎兵衛を檢使として、隆景に添へられしに、四郎兵衛先登して、武功を顯しければ、秀吉公、御感狀を給はり、其御書、今も子孫の家にあり。秀吉公、九州を平げて、歸陣の時、筑前の國博多の町割を、孝高に命せられ、孝高、又四郎兵衛に、此事を下知せられしが、博多の町は、是より先、兵火の爲

めに焼亡して、草村となり、町を割るべき様なかりしに、四郎兵衛、古井戸を尋ねさせ、其井戸を、家の立所と爲し、なべて十間口の町屋に定めて、〔本ノマ、〕經榮は割行はれしが、後に貧富の輩、間口を交易して、或は十間・十五間、或は五間・三間の町屋となりたり。孝高、中津へ入國の後、四郎兵衛に六千石與へて、家老とせられ、文祿元年、秀吉公、朝鮮征伐の時、肥前の國名護屋に、本陣を構へける、諸軍勢の小屋の地割を、命せられしかど、開放さる。さるに依つて、孝高、下知すべしとあるにより、孝高、四郎兵衛を召して、其旨をいはれしに、四郎兵衛、常に錢一貫文づゝ、下人に持たせけるが、異錢を口形を作りけるに、所々、宜しからぬ所は、孝高改めて、太閤の御目に懸けられしに、甚だ、御意に叶ひ、其智巧を感せらる。其後、長政に従ひて、朝鮮へ渡り、物見に出でけるが、敵の物見と渡り合ひ、其敵を討ちけれども、深手を負ひて、翌日死せり。平生の戦功多しと雖も、記し置きたる其記録なければ、其事、詳ならず。其子治左衛門、十六歳にて朝鮮へ渡りしが、父の家督を繼ぎて、從兵を下知して、戦を勤む。或時、治左衛門と野村市右衛門、敵を追懸く

曾我部五右衛門に就いての説

るに、治左衛門落馬して追付かず、市右衛門は、敵を討取りたり。是より治左衛門、彼の曾我部荒楨が異見を承引せず、人に先をせられては、口惜しかるべしとて、馳せ懸り、終に討死したり。是れ野村市右衛門に、先をせられし故なり。治左衛門子なきにより、其弟仁右衛門重時に、家祿を相違なく給はり、筑前へ入國の時、中老となり、外記と改め、剃髮して口眞と號す。穴澤流の長劔を學び、良士の名を得たり。其子孫、今も相續せしといへり。又曾我部五右衛門は、本姓を黒川と稱す。父美濃守、伊豫の國にて一城の主なりしが、秀吉公に攻め落されて、浪人となり、中國へ渡り、毛利の領内にて病死す。其子五右衛門、廿三歳の時、孝高に仕へ、天正十五年、孝高・長政、中津へ入國の時、五右衛門に二千石與へらる。彼の五右衛門、黒川氏なれども、黒田の黒の字を憚り、母族長曾我部なるを、上を落して曾我部と稱す。彼の五右衛門、伊豫國に居たりしに、此數度の軍功あり。文祿元年、長政に従ひて、朝鮮へ渡り、拔群の戦功あるにより、孝高・長政、懇志を加へ、此石垣原合戦に、久野治左衛門が後見とせられしに、治左衛門、深入して戦死

するにより、五右衛門も、其場に於て死を致す。行年三十八歳なりといへり。又、井上九郎右衛門が手に付きたる岸本五郎兵衛は、其始、與市之助というて、赤松氏に仕へ、義祐、則房滿政より給はりたる五通の感狀、子孫の家に持傳へたり。五郎兵衛、天正の頃、孝高の家臣となり、如水、豊後へ發向の頃は、隱居の身なれども、立石へ赴き拔群の働あり。彼の五郎兵衛が曾孫岸本又左衛門は、邦君光元に仕へて、七千石給はり、家老となりて、黒田文左衛門といひしが、故ありて暇を給はり、其弟岸本半之允は、母族加藤彌左之允が養子となり、加藤半左衛門と號して、是も光元に仕へて、九千八百石給はりて、家老となり、其子孫、相續せしといへり。又此時、大友が隊長竹田津志摩入道一トを討ちたる荒槇十兵衛が傳を見るに、曾祖父荒槇彈正は、大内の家人にて、武功ある者なり。其嫡子甲斐守、其子越中入道龜雲も、所々の戰に、戰功ありし者なり。龜雲は、豊前國筑城郡筑城村勢田村、安竹村、廣末村四十三町領す。是れ代々の本領なり。大内義隆、一年、尼子と合戰の時、甲斐功勞あるにより、同國高知郡原田村二十町加増を請けて、邸を六十三町知行

荒槇十兵衛に就いての説

せり。大内滅亡の後、荒槇越中は、大友に従ひ田原近廣に屬す。大友宗麟、武勇衰へ、旗本の諸將、大友に背きし時、豊前國香春嶽の城主高橋秋種、一國を擊取るべしとて、千計りの兵を従へて、荒槇越中が居城を攻めたりしに、越中防ぎ戦ひ、屈強の者十三人、其外、雜兵數多討取りて、寄手を追崩す。其後又、秋種、兵を出し、越中が領知へ攻入りしに、越中下知して、敵廿一人討取り、寄手を追退く。又秋種、二千計りにて攻懸けしに、越中其子十兵衛、防ぎ難く思ひ、城を捨て、城井民部少輔鎮房が旗本となりて、十五町を領す。然るに、荒槇が舊領筑城の者共、高橋と一手になり、城井を攻めたりし時、荒槇越中が嫡子十兵衛、敵兵に出向ひ、廣末村にて戦ひしが、十兵衛、此時十六歳なるが、別府左京を、鎧下にて討取りければ、民部、五町を加へ、二十町を領す。城井が家臣堅、爪田等、民部が領内へ攻入りしに、十兵衛も、此日高名あり。此中、高橋が物頭森重實、安田山城、彦山の麓へ退しに、城井が者共追蒐け、十兵衛は、石山和泉と鎧を合せ、敵を追崩す。又高橋多兵衛、城井谷へ寄來る風聞あるにより、十兵衛等が守りたる神閑が城を、引取るべ

しと、下知するに依つて、城兵、城井谷へ引返し、に、敵兵、後を慕ひ、敵の物頭長野三郎左衛門が屬兵渡邊佐渡、眞先に進み、藤井藤内を討んとせしに、十兵衛、錢炮にて彼の渡邊佐渡を打倒す。其後、十兵衛、城井に恨むる事ありて、城井谷を立退き、三の島に居住せしに、其頃、孝高、長政、豊前入國せられしかば、十兵衛、其家人となる。城井父子、如水、長政に屬せず。剩へ、赤はたに砦を構へ、堅兵庫。城井宮内兩人に、守らせけるに、長政、小川傳右衛門、毛利多兵衛に、赤はたの城を攻むべしと下知せらる。兩人相謀り、伏兵を備へしに、敵、伏兵の前を過ぐる時、長政の兵士馳せ懸り、數多討取りけるに、十兵衛、一番に馳付け首を取る。又、犬山の城に、一揆楯籠るにより、長政、出馬せられしに、敵兵、城より出でけるが、如何思ひけん。引取る時、十兵衛、一騎馳付け、城主の弟犬丸右京と突き合ひ、鎧下に右京が首を取る。此日の一高名なるにより、長政稱美して、此日著せられし革著物、十兵衛に與へらる。又孝高、長政、薩摩へ發向の留守に、國人山田大膳、八屋刑部、謀叛を企てければ、長政、歸陣の後、七日ありて、彼の兩人が城を、攻め

黒田三左
衛門、荒
十兵衛
を賞揚す

落されしに、十兵衛、兩所にて首二つ討取る故、長政、褒美せられたり。又、十兵衛、長政に従ひて、朝鮮へ渡りしが、長政、金海城へ攻蒐り、搦手より落行く敵を討つべしとて、伏兵を置かれしに、案の如く、敵兵、夜中に出でたるを、伏兵起り立ちて、敵數百人討果す。十兵衛、此時、首二つ討取る。又、長政、白川に在城の時、敵は江南に陣を居る、矢軍にて日を送りしに、長政、先鋒を出し、敵の形勢を見て、切崩すべしと、下知せられしが、江南の前に橋あり。其橋邊の堤陰に、敵八百騎計り備へけるに、荒楨十兵衛、唯一人橋を越えて進みしに、黒田三左衛門家中加藤十兵衛、時枝平太夫家來時枝三右衛門兩人、荒楨に續く。加藤十兵衛も、後より馳付けて、兩人共に首を取る。長政、引取るべしとあるにより、彼の三人退きしに、三左衛門、荒楨が背を叩き、若者共にあやからせたまき働なりとて、甚だ感賞す。長政も、荒楨を呼出し、感狀の上に、盃を給はり、其日、具足の上に、著せられし羽織を與へらる。又稷山の城に、漢南人數萬人、楯籠りければ、長政、兵を出し、漢南人とはげしき合戦ありて、長政も自身、敵二人打取り給ひ、黒田三左衛門組打の高

名あり。野村市右衛門、膝を割られて、其敵を討取る。後藤又兵衛・林太郎右衛門、菅六之助・益田與助・堀平右衛門等、高名する時、荒槇も功名して、二番首の帳に付く。又、長政、白川に籠城の時、敵數千人、城近く攻め寄せけるに、長政の下知にて、門を開き突き出で、寄手を追散らしけるが、十兵衛、長政の眼前にて、能き首を取る。十兵衛、此日、馬を討たれければ、長政、馬を與へらる。又、諸將、晋州の城を攻められし時、長政、加藤清正兩家より、一番に攻入り、長政の家人堀平右衛門、其外、彼是十人先登せしが、荒槇も、續いて乗入り首を取る。又、此石垣原合戦に、久野治左衛門、馳せ懸らんとする時、曾我部五右衛門制しけれども、承引せざるにより、十兵衛、馬より下り立ち、治左衛門が手綱に縋り、勝負の利害を述べたるに、治左衛門が從者平田彦右衛門と號する者あり。彼豊前國迫合に、追付け首二つ三つ取りて、常に男よくするにより、治左衛門が亡父四郎兵衛、きやつは、用にも立つ者と思ひ、知行百石與へて、召置かれたり。此時、治左衛門が傍に口し、が、馬上より治左衛門を呼懸け、荒槇氏が申す所、心得難し。九郎右衛

門殿、市右衛門殿は、銳き人なるに、彼の輩を待ちつけて、戦ひせば、必定、先を越えらるべし。臆病の評議は御承引なく、唯懸り給へといひたりしに、十兵衛、其所治左衛門が手綱を放して、馬に乗り、平田彦右衛門が居たる所へ、馬を乗寄せ、其方を彦次郎といひ、宮松といひたる時、豊州にて、敵、味方となり、某が手竝の程は、知りたるならん。殊更、先年、今井濱にて迫合の時、其方、恣に人先へ進みたるを、手に立つ者かと思ひて、立向ひしに、我等が三尺三寸の太刀風に戦き、逸足を出して逃げたるを追詰めて、鎧越しに背中を割付け、手を負はせたるに紛れなし。其後、四郎兵衛殿、汝を召出すべしとて、某を呼び、彼此詮議せられしが、後創覺束なしと、いはれけれども、不便に思ひ、平田は勇士なるにより、餘り惜さに、討洩したりと答へければ、頓て、知行を與へられしにより、是れ偏に、貴殿の御陰なりとて、我等に一禮を述べたるは、頃日の事なるに、早や失念して、我等が軍の差引を、臆病の評議とは、片腹痛し。今日晴なる働せずば、武士を立てさすまじといひ捨て、治左衛門と、同じく馬を進めけるに、酒井小右衛門、大井與助、辻九兵

衛、其外彼は十四五騎、荒楨に續きければ、十兵衛、彼の輩を顧みて、物馴れざる者共かな。敵陣の遠き内は靜に乗り、鎧合近くなれば、駄足に乗入るべし。馬上より歩行者の者は突き悪し。歩行者より馬上は、突き能きものぞ。鎧にて突かず、馬にて駄破り、ひるむ所を突き倒せ。馬上にては、敵を左に請けたるが、殊更に能きものぞ。此方へ來れというて、右の手へ筋違に馳せ懸り、群りたる敵を追立て、手々に首を取つて立上り、戦には打勝ちたりと、思ひたるを見れば、治左衛門、五右衛門討死して、敵兵、味方を追立て、荒楨等が後へ迫るを見て、引包まれては叶はじとて、戦地をしざりしに、敵、勝に乗じて、追懸けしに、敵兵を追返し下るを、中に立て、輪を乗廻し、しづくと戦死を引退く。〔地カ〕彼の平田彦右衛門は、治左衛門を討たせて、させる働もなく、おめくと退きしが、荒楨が悪口に、面目を失ひ、忽ち逐電したりとかや。十兵衛、其後、軍兵衛と號し、筑前入國の時の後、隠居剃髪して、玄鐵と名を改む。如水、宰府に居られし頃、玄鐵を呼びて、常に古戦の物語を、聞かれしとなり。玄鐵が嫡子權兵衛、如何なる故にや、三百石給は

りて、栗山大膳が與力となり、大膳滅亡の時、栗山に忠義ある輩十人計り、有馬豊氏、呼出し給ひけるが、權兵衛も、此時、豊氏の家臣となり、其子孫、今も久留米に居たり。二男喜兵衛、其子仁左衛門、其子作助、其外の庶流、或は邦君に仕へ、或は浪人となりて、筑前に居たりといへり。又、彼の石垣原合戦の時、久野治左衛門は、敵の陣將宗像掃部、其外、十餘人突き伏せけるに、宗像が從者、鎧二本にて、久野を突き倒す。曾我部五右衛門は、都甲兵部と、馬より組んで落ち、刺違へて俱に死せり。爰に黒田安太夫は、峯野兵部を討ちて、其首を取る。又、野村市右衛門が從者笹倉喜兵衛は、岐部山城を討取り、同郎徒大鹽喜平次は、武田作之進を討取り、石松助右衛門は、野上山城を討取り、松熊藤三郎は、富來宇兵衛を討取る。其外、歴々の者數十人討たれて、義統の先鋒崩れけるに、溝口伊豆守康氏、備を立直し、後殿して立石へ引退く。又安岐の城下にて、一戦の中、如水の郎徒山脇權之助は、駒武兵衛を討取り、船曳刑部は、松下加兵衛を討取り。津田才藏は、熊谷仁右衛門を討取りたりといへり。此説々、豊後國に傳はりたる記録に、出でたり

とて、彼の國速見郡油布院の處士溝口が方より、頃日、いひ送りたり、正説なるにや覺束なし。

關原軍記大成 卷之三十七 終

關原軍記大成 卷之三十八

大友義統降を約す

斯くて、如水は、實相寺山を本陣になし、西の方の山續に、柵木を立て、假の望樓を上げて、敵の動止を伺はせ、其後、家老・組頭・弓鐵炮の物頭を召し給ひ、昨日、大友の先手、勝利を失ひ、歴々數十人討たれて、無念に思ひ、今日逆寄せするか。又は夜に入りて、味方の先手へ、夜討せんも計り難し。遠見張番を出し、日暮より、陣々に篝火を焼かせ、内外夜廻り厳しくして、必ず武備を怠るべからず。今日は、木付の輩。又は、我等が手の者にも休息させ、明日は、毛利太兵衛を先手として、立石の要害を攻め破り、大友に腹切らするか。降参させて、即ち功を立つべし。其用意せよとあるにより、各、如水の前を退き、本陣の正面と、海手一方を開け、石垣原の一里四面

に、陣を居る、先手は立石の近邊、別府濱脇まで、詰め寄せたり。此時、海上より向ひたる松本吉右衛門・高橋次郎兵衛・宮崎島之助等は、里屋の沖に浮べしが、立石の先手せん爲めに、二百計り、陸へ上り、里屋村に陣を取る。此時、本陣の正面を、空地となしければ、旗本に居たる若年の輩に、鎗突かせて、見物せんと、如水、下知せらるるに依つてなり。諸隊、各、陣所を堅めし時、如水の下知として、本陣に大鐘を撞き、関の聲を上ぐると等しく、諸隊一同に、関の聲を作りければ、山彦に應じて、其聲夥し。立石は、西方に鶴見嶽の高山峠、東南に海廻り、北は石垣原なり。義統は、昨日討洩らされたる兵士八百人にて、立石の要害に居られしが、田原紹忍、其外、物頭を召して、昨日、先手利を失ひ、吉弘宗像以下、歴々數十人討死して、今は防ぎ戦はん術、盡きたり。急ぎ、如水へ降参して、一命を助くべしとあれば、田原紹忍承り、昨日の戦、利あらずと雖も、未だ御人數千計り、御旗本を堅めし上は、此要害に引付けて、厳しく拒ぎ戦はんに、さまでの危難あるべからず。此間に、中川修理、其外、近國の味方を招き、一時に敵を碎くべし。若し、御防戦叶はずば、内々、仰出さるゝ如く、

大友義統
黒田に降
参せんと
す

御腹召さるべき事、勿論なり。然るに、御降参あるべき爲めに、數輩、御前へ召され、隱密ならぬ仰なれば、傳へ承る軍士等、いかで勇氣を勵むべき。此上は、如水へ御陳謝ありて、然るべからんとありければ、義統の曰く、其方は、如何覺悟せしやとあるにより、紹忍重ねて申しけるは、知召す如く、某、近年修理大夫に、恩惠を受け申したれば、是より岡の城へ馳せ歸り、匠作が下知を請けて、相應の心操をも、顯し申さんといひしなり。斯かりければ、十四日の未の刻、義統の使者、毛利太兵衛が方へ來り、口狀を述べけるが、今度、如水の御異見を承引せず、只管、秀頼公の御爲めと思ひ、昨日、石垣原にて相戦ひしが、先手の者共、利を失ひ候ひぬ。俄に馳せ集りたる軍勢故に、大半は落失せて、僅か旗本計りになりたる上は、如水老と、勝負を争ひ申さん様もなし。今度の罪をば、内府へ陳謝せられ、一命を助けらるゝに於ては、剃髮染衣の形となり、如水の軍門に、降るべしとあるにより、太兵衛、彼の使者を留め置き、て、本陣へ馳せ参り、義統の口狀を述べければ、如水、其旨を聞届け、義統防戦の術盡きて、降参すべしといふを聞届けられ、父宗麟以來の因を忘れ、飼鳥を締殺す様に、

如水、義
統の降参
を諾す

殺害せんも情なく、又は九州に於て、内府に敵する輩、數多あれば、其敵國を切從へ、上方の合戦、勝負計られざる先に、中國より攻め上り、甲斐守と一手になりて、内府に忠を盡すべし。然る上は、片時も早く、大友に降參させ、此地を引拂はん事、肝要なり。其方、急ぎ陣所へ歸り、大友が使に對し、申聞けらるゝ趣謂はれあり。速に、降參せらるゝに於ては、内府へ、其趣註進申し、御生命恙なき様に、相計るべしといひ聞かせ、其方が心得として、近習の侍、十人を限に召されて、汝が陣所へ來る様に、才覺すべし。謀あらんも、知り難し。彌、越度なき様に相計り、又、汝が從者の物馴たる者一人、大友が使者に添へて、立石へ遣し、敵の兵數、地形を見て置くべしとあるにより、太兵衛、頓て陣所へ歸り、義統の使者に逢ひて、如水の返答を述べ、手の者一人相添へて、遣しけるに、大友、件の返答を聞きて、甚だ悦び、此上は、時刻を移さず、降參すべし。去りながら、白晝の降參、外見も如何なり。夜に入りて、其方の陣所に出づべしとありければ、太兵衛、又、其旨を本陣へ申しけるに、少しの遲滯苦しからずと、彌、嚴重に備へて、義統が來るを、待つべしとありしかば、太兵衛、又、

如水、義統の降參を家康に註進す

家康の書狀

立石へ此旨を傳へたり。漸く日暮れければ、義統、忽ち落髮して、彼是十人計り召具して、太兵衛が方へ入り來る。如水、此時、田代彦助を、太兵衛が陣所へ遣し、義統、降參せられたるやと問はれしに、太兵衛、頓て彦助を誘ひ、物陰より義統を見せて、本陣へ歸す。田原紹忍は、義統の降參を見届けて、立石の後なる山傳に、岡の城へ馳せ赴く。大友、既に降參せられしに依つて、如水は、家人下野九兵衛、其外、兵士を相添へて、中津へ遣はし、内府公へ、追々註進ありけるに、内府公は、其頃、大坂へ御陣を移されしが、如水へ御書を給はり、井伊・本多兩人よりも、奉書を授く。其趣に曰く、

今度、大友、其地へ相働候處、被及一戦に、數多被討取、殊に大友被生捕の由、誠に感悦之至に候。然者、毛利壹岐守所へ、可成程被相働候様、可申付候。猶井伊兵部少輔可申候。恐々謹言。

九月廿八日 家康

黒田如水軒

大友義統降を約す

此時、井伊直政、如水へ送る書に曰く、

- 一書申達候。此表之儀、從甲斐守殿可被仰越候間、不及申候。
- 一、今度初中後黒甲州公御肝煎、内府悦被申候事。
- 一、其表無油斷御行、殊に大友被討果、其身を生捕に被成候由、内府感悦之段、以直書被申候。猶具に、拙者方より可申達旨被申候。誠御手柄之段、無比類候事。

一、毛利壹岐守方へ取懸、被入御請候義、肝要の由被申候。殊に御同國の事に候間、則彼地へ可被仰付候由被申候。何も重而可申達候。早々如此に候。恐惶謹言。

九月廿八日

井伊兵部少輔直政

黒田如水水

御宿所

書狀令披見候。其表所々、被入精候由、祝著之至候。殊及合戦、大友被生捕候儀、手柄共に候。猶以、無油斷仕置等、可被申候。近日、甲斐守差下候間、委細期

其節候。恐惶謹言。

十月五日 家康

如水 軒

尙々、今度、其表被入御精候。返、祝著に被存候。甲斐守殿、萬事被入御念働才覺致、内府一段満足被申候。猶様子は、可御心易候。此方御用之儀可承候。以上。

御使札之趣、披露申候處、則以直書被申候。今度、天下一篇被申付、逆心之輩、速被致成敗候。彌、可御心易候。將又、其表之儀、所々被入御精、數度被及御一戰、被得勝利、大友御生捕之由、内府一段満足被申候。御手柄之段、不及申候。隨而甲斐守殿、於方々御手柄共被成候。近日可被差下旨、御演說候。恐惶謹言。

十月五日

井伊兵部少輔直政

黒田如水様

貴報

一、今度、不慮の御取合に罷成候。早々事濟、御満足奉察候事。

大友義統降を約す

直政の書狀

一、今度、甲斐守殿、萬事被入御精、方々に御手柄共により、就夫、内府も一段、甲斐守殿懇に被存候間、可御心易候事。

一、豊後表於方々、被及御合戰、被切崩儀、無比類候事。

一、大友被成生捕候儀、是又御働手柄共に候事。

一、此中切々以書狀不申入無沙汰申候事。
〔預御イ、此方御イ〕

一、其許之被明御陣、御上洛候へかしと存候。懸御目相積儀共、可得御意候事。
一、甲州、頓而其元へ可有御座候間、何事も、其節猶可申入候。恐惶謹言。

十月五日

黒田如水様

貴報

本多中務大輔

忠勝

家康公は、今度、大友義統配所に居て、天下の治を致すに於ては、彼の亡びたる國を起し、絶えたる世を繼ぐとある如く、大友に、本領豊後國を返し給はり、其子孫絶えざる様にと思召して、江戸を御出陣の頃、義統の子息義延に其御内意ありしに、思の外、義統の内府へ御敵となり、豊後國へ馳下りて、木付の城を攻め、剩へ、石垣原に

家康、義
統を常陸
國に流す

大友家の
祖先

て、如水の先手と戦はれたる罪科、重きより、急ぎ誅戮すべしと、仰出されしに、如水、其後、大友を具して、大坂へ登り、頻りに御宥免を願はれければ、據なく思召して、義統を、常陸の國へ流されしが、慶長十年の秋、配所に於て卒死せらる。其子左兵衛督義延は、同十七年の秋、武州牛込に於て、死去せらるゝとかや。彼の大友の先祖を聞くに、上野國利根の住人大友四郎太夫平經家が娘、頼朝卿の妻となりて、利根の局と聞えけるが、御臺所憤り深きにより、彼の局、其頃懷妊なるを、齋院次官親能に預けらる。大友經家が妻と、齋院次官藤原親能が妻と、姉妹なるに依つてなり。程なく、男子を出生あり。其幼名を、一法師といひたり。其頃、豊後國の地頭緒方三郎惟榮、源義經に同意して、頼朝に逆さしかば、豊後の國を召放して、上野の沼田へ配せらる。此時、一法師に元服させて、大友左近將監能直と改め、豊後へ下向あり。能直より大炊助親秀・兵庫頭頼泰・因幡守親時・左近將監貞親・近江守貞宗・式部大輔泰氏・刑部卿氏時・又太郎氏續・修理大夫親世・式部大輔親著・中務大輔時直・左京大夫親綱・出羽守親高・豊後守親繁・備前守政親・修理大夫義忠・備前守親治・修理大夫義

大友義統降を約す

長・修理大夫義鑑・左衛門督義鎮・豊後守義統まで、都すて廿二代相續せしが、此時に至りて、大友の家斷絶す。然れども、義統の二男松野右京正照の三男を、仁和寺の御門主御計らひにて、明暦の頃、關東へ召出され、大友内藏助義孝といへるは、彼の左近將監能直の庶流なり。

如水の沈
勇

或説に、大友降参ありたる夜中に、如水の先手、騷動するにより、旗本まで騷ぎ立つて、すはや、敵の夜討ならんと、犇せきけるに、如水、少しも騷はず、夜討入るに於ては、張番の者、鐵炮を打ちて、其故を知らすべし。左なき上は、馬を放ちたるにてあらんといはれしが、其の如く馬を取放し、暫く騷ぎけれども、先手、程なく静まりたりといふ。一書に、大友の家臣吉弘加兵衛・吉良右衛門等、義統を諫めて、味方の兵士を勇められ、石垣原へ御出馬なかるべしと、いひけれども、義統、承引なきにより、彼の輩、必死を覺悟して、石垣原へ馳せ向ひたりといへり。正説なるにや、覺束なし。又別に、如水の家老毛利太兵衛が妻は、義統の前腹の娘なり。如水、此時、太兵衛を呼びて、大友、昨日の戦に打負けて、旗本無勢なりと

如水、毛
利太兵衛

をとして、
義統に降
参せしめ
しとの説

も、彼を討果さんとせば、必死の敵といひ、要害の地といひ、味方にも手負死人多かるべし。此地にも限らず、他方にも敵ある上は、大友に降参させて、早く陣所を引拂ふべし。汝は、大友とは内縁あれば、田原紹忍が方へ、人を遣し、降参の才覺せよとあるにより、太兵衛、頓て紹忍が方へ使者を遣し、降参あるべき意趣を述べければ、紹忍、即時に同意して、義統に其旨を申談じ、軍士にも、降参せらるべき旨を、いひ聞かせけるに、安藤又右衛門・阿賀野彌平次聞きもあへず、是れ偏に、紹忍が臆病より出で、己が一命を助かるべき才覺なるべし。大坂、又は御船中にて、今度の御下向は、御思慮あるべき事なりと、我々申しけるは、秀頼公より、本國を給はり歸國する上は、譜代の者共に、領地を與へ、一國をも平均に治むべし。若し戦に利あらずば、腹切つて、本國の土となるべしと、仰せられしが、幾程なく、御降参とあるは心得難し。只今、御旗本の兵を御下知ありて、防ぎ戦ひ給は、二三日の間に、味方馳せ集り、御勝利とならん事、疑なし。若し、御運盡きて味方敗軍するに於ては、内々仰出されたる如く、御腹召して、朝鮮の御恥辱を雪ぎ

義統の家
臣安藤等
の憤慨

大友義統降を約す

給へといひしに、紹忍、更に承引せず。彼の輩、數回問答して、終に義統の降參に
定りたりと記す。今按ずるに、如水、此時、毛利太兵衛を呼びて、大友に降參させ
よといはれし條々、必ず妄説ともいひ難し。田原紹忍が、己が生命の危きを計り、
大友に降參させたる説は、覺束なし。紹忍は、中川秀成に仕へ、此時、義統の加勢
に出でたり。時に秀成は、其頃、未だ上方の方人なるに、紹忍、主人の憚もなく、大
友に、降參を進むべき様もなし。縦ひ、降參を進めたりとも、義統の危難を救は
ん爲めに、己が死亡を、遁るべき邪謀とはいひ難し。別本に、義統、降參すべし
といはれしに、紹忍承り、御腹召され候に於ては、某も、皺腹切り、黄泉の御供仕
るべしと、内々申しけるに、御降參の御供は、御免あるべしといひて、立石を立去
りたりとあり。何れにもあれ、紹忍、立石より同國岡の城へ馳せ歸り、中川氏、白
杵へ發向の時、先手となり、佐賀關にて嚴しく相戦ひ、老人なれども、自身働して、
其場を去らず、討死したる勇義に於ては、譏るべき様更になし。然るに、大友の家
傳と號する卷々に、紹忍が悪名著し。人の信用せざる言行ありて、名を流したる

田原紹忍
に就いて
の批判

も知り難し。但し、田原氏は、大友代々の國老にて、幸せられし者にもあらず。
又、義鎮〔統〕は、邪宗門に迷はれたるのみの過失にて、さまで愚將の唱も聞かず。紹
忍、久しく義鎮の傍に侍して、國政、軍事を謀りし故に、惡む輩ありて、一向惡人と
いひたるも、亦計り難し。義鎮の武勇盛んなる頃は、帝位衰へしにや。高官の公
家も、數輩、豊後へ下向ありしに、田原氏が取持にて、彼の國に逗留せられしが、何
の三位とやらんいひし人、紹忍が家へ、常に出入せられければ、

のみしらみねずみになりて三位どの田原のしたにはひまはるなり、
と、詠じたる狂歌あり。紹忍、常に貴人を敬ひたるも、志あるに似たり。彼此に就
きて、無下に書き下すは、心なきにや。又、別記に、大友降參すべしといはれし時、
近習の兵士數十人、進み出で、今度の御降參大事なり。我々も御供申し、御先途を
見申さんといひしに、如水より、立石へ遣し置し輩、彼の者共に向ひ、御降參の大
法に背きたりといへども、承引せざるにより、此旨を、本陣へ告げたりしに、如水、
其旨を聞きて、大友が者共、先途を見届くべしといふは、至極なり。我等、若し、大

義統降參
に就いて
の一説

友が如く敵陣へ行くに於ては、汝等見放すべきか。彼の者共、千二千従ひ來るとも、苦しからず、無用の問答なりといひしにより、義統の兵、甚だ悦び、混冑の武者百人計り、歩行にて伴せしに、如水、密に鐵炮の大頭吉田六郎太夫、原吉三郎を呼びて、三大友が來る道は、東海道薩陞山の如く、海際の一騎打なり。汝等、鐵炮百挺召連れ、彼の山に備へ、大友が前後へ、鐵炮を打懸け、先に立ちたる者共は、先へ逃げ、後に立ちたるは、後へ退く様に、打分くべしとあるにより、兩人馳せ向ひ、下知の如く、鐵炮を打たせければ、大友を始め、從者各、驚きけるに、義統公を討申す爲めにはあらず。御伴の人々、餘り多勢なる故なりといひければ、義統も安堵して、郎徒十人計りにて、毛利太兵衛が陣所へ、入來せられたりと記す。尙古按するに、黒田の家譜にも、〔なし〕此説あり。如水の下知せられしとある策も疑はし。必定、後人の僞説なるべきにや。異本に、大友譜代の浪人、何某とかやいひし者、此時、如水の手廻に付きて、石垣原へ赴きしが、傍の人に語りけるは、義統は、無道にして、國を失ひたる人なれば、元祖能直より代々の諸君、いかで義統を憎まざるべ

き。然るに、義統の方人せば、先君に背くといふものならん。其上、義統逼塞の後、更に君臣といふにもあらず。縦ひ、正しき主君にもせよ、悪人ならば、討たざらめやは。是れ聖人の掟なり。然れば、義統を手に懸けたりとも、何の憚あるべきと、傍に人なきが如く、いひたりと記す。尙古按するに、樂毅が燕を討たざりし心操にさへ、似るべくもなき行して、然に、聖人の昔を語り、己が非を隠したるは、片腹痛し。此類、餘所になきにもあらず。松永久秀、三好に謀叛を勧めし時、湯武は既に聖人なれども、君無道なれば、免し給はず。況んや、後世の武將として、争でか暴君を立て置くべき。某に任せ給へといひければ、三好も承引せしと聞く。又、明智光秀、信長公を殺して後、山崎へ軍を進めしが、鳥羽の秋山にて、湯武の征伐を語り、頃日までは、殷の代なり、是れより、天下の政道、邪なかるべしといひしを、京童、聞き誤りて、殷の世を、犬の代と唱へて、怪しみたりと舊記にあり。拙きかな。其臣、湯武の徳ありて、其君桀を討つが惡ならば、征伐なかるべしと、いへる古人の説を、徒になすのみならず、却つて、妄に口を開く。後世、君を

なみする者、口ふ口實にせしとある聖語、誠なるかな。斯く、憎むべき暴逆をさへ、彼此と歎かこつ習なれば、其餘の不義を行ひながら、聊か恥づる氣色なきも、理ことわりかなと覺えて、最淺いとましきにや。又、彼の義統に、利害を説きて、降參させたる毛利太兵衛友信が傳を見るに、幼名萬助、後に太兵衛といひ、筑前入國の後、但馬と稱す。本姓は、曾我大隅といひて、父祖の時より播州に居たり。友信は、弘治二年に生れ、幼少より黒田家に仕へ、成長の後、如水・長政の先手となり、其武功、擧げて數へ難し。然れども、記せる文なきにより、其戰功、詳ならず。其長たけ高く、剛強にして力量あり。髭多くして、勇猛、人に超えければ、始めて見る人、婦人・小兒は、甚だ恐れけるとなり。秀吉公、友信が武功を稱美ありて、直に召出さるべし、と仰せけれども、孝高、兔角して辭し申されければ、其事止みぬ。天正の頃、中國何れの城にてかありけん。信長の麾下に、屬せざるにより、秀吉に、彼の城を攻むべしとありければ、秀吉、又、孝高に下知して、先手とせられ、自身も、出馬あるべしと仰せらる。孝高、頓て彼の城へ馳向ひ、城邊に陣を居ゑられしに、城の要

毛利太兵衛に就いての説

秀吉、太兵衛に鞍馬を與ふ

害惡しく、即時に攻取るべしと謀り、先手を下知して、城を攻取られしに、城兵、思の外なる故、慌て騒ぎて、防ぎ得ざりしを、友信、先登して、忽ち城を乗取りたり。此旨を、秀吉公へ註進すべき爲めに、友信を使者とせられしに、秀吉も、はや出馬ありて、生田の森まで、發向せられしに、友信逢ひて、落城の始終を申しければ、秀吉、甚だ感賞ありて、御供に引かせ給ひし鞍馬を、友信に給はり、其鞍、今も子孫の家に在り。秀吉、又、彼の城の落ちたる趣を、信長公へ註進せられしに、信長も、御感悅ありて、鞍置く馬を、秀吉に給はりしに、今度の武功、黒田孝高なりとて、彼の鞍馬を、孝高に與へられしが、孝高、又、友信に給はり、彼の鞍も亦、其子孫に持ち傳へたり。天正十一年、秀吉公と柴田勝家、江北志津嶽にて合戰の時、〔賤ヶ岳〕孝高・長政父子ともに秀吉に従ひて、彼の地へ發向せられしに、合戰の時、友信、よき敵と見計り、長政を取かこひしに、忽ち鍵付けて、高名せらる。此時、長政十六歳にて、初陣なり。其後、秀吉公、四國・中國・九州征伐の時、孝高・長政父子ともに、秀吉の先手となり、友信、亦先陣に進み、毎度、武功を顯はす。中にも、豊前國宇留

大友義統降を約す

津の城を攻落されし時、友信、拔群の働あり。〔美々津イ〕日向國耳川合戦に、屈強の敵を討ちて、其首を取る。秀吉公へ、孝高、其旨を演説せられしかば、朝鮮陣の前に、先手を勇み勵む爲めなりとて、秀吉公、友信に、拔身の鎧を許し給ひ、其身、又は子孫に至り、何程、厚祿となるとも、十五本に限るべしと、下知せられ、拔身の鎧を、出陣より持たする事、天下に類なきにより、恩賞の地を給はりたるには、優るべしとて、孝高、長政悦喜せられたり。此例に依つて、寛永の頃、肥前國島原へ出陣の時、但馬が嫡子左近も、拔身の鎧十五本、福岡を出馬の日より持たせたり。太閤、名護屋に御在陣の時、御旗本に、狼藉人ありて、鎧を横たへ、毎度、道路を塞ぎしに、友信、例の拔身の鎧を伏せ、鎧先を並べて通りければ、彼の狼藉人、道をよけて通るにより、諸人、心よき事に思ひしとなり。其後、友信、朝鮮へ渡り、後藤又兵衛・黒田三左衛門と友信は、一日代に、先手を勤む。友信は、強力人に超えければ、二尺六寸の大身の鎧に、其柄も七尺五寸、熊の革の杉形の鞘を懸けて、持たせけるが、此鎧にて、敵を突き伏せ、薙ぎ伏せたる事、度々なり。此鎧は、元來、秀吉公、

福島正則
と太兵衛

天下に二本の鎧とて、秘藏せられしが、福島左衛門大夫正則に、勳功の賞として、與へられしなり。正則、伏見にて友信を呼び、酒宴ありし時、大なる鉢を出させ、是にて一盃傾けよといはれしに、友信、辭退するにより、是にて呑むに於ては、何なりとも、貴殿が所望に任かすべしとあるにより、友信、内々、彼の大身の鎧を所望に思ひければ、能き折節と思ひ、彼の鎧を座上に懸けたるを見て、あれに懸け置かれたる鎧を、給はるに於ては、此盃にて食べ申さんといひしに、正則、酒に酔ひ過ぎて、鎧の秘藏なるを忘れ、夫こそ易き所望なれ。唯一つといはれしかば、友信、彼の鉢に、酒を受けて呑乾し、頓て、彼の鎧を取りて歸りしに、翌日になりて、正則、彼の鎧を尋ねられしに、夜前、毛利但馬に給はりぬと、答へければ、正則驚き、其鎧は、太閤より給はりたる重寶なり。如何にして人に得さすべきとて、友信が方へ、使者を立て、彼の鎧を返すべしと、頻りにいはれけれども、友信、終に返さずして、いつも陣中に持たせたり。是亦、子孫の家にあり。慶長五年六月六日、保科彈正正直の息女を、家康公の御養女として、長政へ嫁せられしに、栗山四郎右

衛門・毛利太兵衛登城して、拜謁申し、御腰物一柄宛拜領す。其後、會津御陣に、長政も従ひ申し、六月十六日、大坂出馬ありしが、兵亂の萌を慮り、栗山四郎右衛門・毛利太兵衛を、殘し置かれけるに、兩人相謀りて、如水・長政の奥方を盗み出し、中津へ下し、兩人も歸國して、如水、豊後へ出陣の時従ひ、友信が功勞又あるまじ。筑前入國の後、采地一萬八千石與へて、家老と爲し、豊前堺鞍手郡高取に、城を築きて、友信を城主とせられしが、後藤隱岐逐電の後、彼が居たりし志摩郡大隈の城主とせらる。初、高取の古城繕治の時、長政も、福岡より高取へ出で、但馬と相談ありしに、但馬が石垣の好を、長政同意なく、久しく守り難き城に、人力を費すは、無用なりとありければ、但馬、かたへの人に逢ひて、久しく守り難しと、仰せらるゝ上は、此所の城主には、なり難しというて、忽ち木屋へ歸るにより、長政驚き、凡そ領内の城々は、我等が後詰を待つ迄の籠城なるべし。縦ひ、十分に城を築かすとも、但馬は、堅固に守るべき者なる故に、人力を費さん事、無用なりといひたり。但馬が心に懸けたるは、理なれども、此旨を聞届くべしと、いはれしか

太兵衛、
黒田の國
老となる

ば、但馬、頓て、命に隨ひけるとなり。又、長政、一年、江戸より歸國せられし時、或夜、栗山備後・井上周防・毛利但馬三國老を召寄せて、京都の名酒をもてなし、夜も閑なる頃、長政、謠を一節謠ひ出で、これは江戸にて、觀世に習ひたりといはれしに、備後・周防、一同に面白き音曲なりといひけれども、但馬は、兔角をいはず、却つて、憂へたる面色なるにより、彼は、殊更、感に堪へ兼ねて、涙を催すかと思はれしにや。但馬、面白きかと問はれしに、友信、一向左にあらず。いや、御聲も節も聞きにくく、他人の聞く所にては御無用と申したき程の御下手なり。然るに、備後・周防が譽め申すは、心得難し。彼の者共は、御機嫌を憚らず、直言を申したる者なるが、筑前御入國の後、大身になりて、我が身を大切がり、當世風の追従を申すと思えたり。斯様にあるべしと思ひ、涙を浮べ候。斯様に御家風衰へては、御家の行末も、如何あるべきかと思ひ、涙を浮べ候ひぬと申しければ、長政、座を立ち、奥に入り給へり。備後・周防、此内、但馬を責めて、大名の御謠に、上手・下手はあるべからず。御歴々の妨を爲したる人かなといひしに、友信、あざ笑ひ、貴方達、淺ま

長政と太
兵衛

しく君に諂ひ、心にもなき事をいふが憎さに、憚を申したりとて、彼是問答する内に、長政、刀を一腰持ちて、座へ出でられ、但馬が直言は珍しからねど、今夜の諫は、例に越えたり。凡そ謠の聲に、善惡あるを、自身に知らざるが如く、物毎に己を是とするは、人々の癖くせなるに、其癖くせ、直さんとする但馬が心操、如水の御意見にも、劣るべからず。其一禮に得さずとて、名作の刀を、手づから、但馬に與へられたり。又、長政、常に腹立てず講と名づけ、家の歴々を召寄せて、一生の是非を論談せられしが、或時、長政の先非を、各、一同にいひ出でければ、長政、甚だ機嫌悪しく、此事に於ては、更に誤なしといはれしに、但馬、聞きもあへず、今夜の會は、我等を召して、御馳走の爲と見えたり。然らば、御身にさはらぬ事のみ、申さんものをといひければ、長政笑ひて、忽ち機嫌直されたり。此外、但馬が、長政と憤り争ひたる事、指を折るに違なし。慶長十一年、江戸天守の石垣修造ありしが、長政、台命を承り、但馬に、此修造を掌るべしと、下知せられ、營作成就の後、公命ありて、但馬に御腰物を下し給はる。此時の御書付に、毛利但馬とある

長政、太
兵衛に名
刀を與ふ

により、是より本姓の母里を改めて、毛利と稱す。元和元年六月六日、病を請けて、其家に死す。一生の間、敵に後を見せず。又、一所も手を負はず、行年六十歳にて、終を能くせり。其子左近、父の家を継ぎたりしが、忠之時、故ありて暇給はりけれども、但馬が勳功を思はれしにや。左近が嫡子甚兵衛を召出して、知行七百石給はり、近くまで永らへ居たり。尙古、彼の甚兵衛に懇志を請けし故に、太閤の天下に二本の鍵と宣ひし大鍵、又は信長・秀吉より給はりし二背の鞍、其外、毎度、戦に遭ひたる兵器を見て、友信が、日本・朝鮮にての功勞を知れり。

關原軍記大成 卷之三十八 終

關原軍記大成 卷之三十九

安岐・富來二城降服

如水、安岐城を攻む

斯くて、如水は、九月十六日の早天に、實相寺山を立ちて、安岐の城へ軍勢を進め、其夜は、一里計り此方に、陣を居ゑらる。彼の安岐の城の東方は、海岸高く聳えて北へ迫り、西方の平地に墜を掘りて、堰三間計り築き上げ、乾の方に土橋あり。大手の門は、巽に向ひ、門の左右、皆石垣なり。寄手は、十七日の夜より仕寄をつけ、城近くなれば、一組に、簀戸を一箇所宛構へて、城兵の夜討せざる様に攻圍み、海上には數艘の兵船を浮べたり。城主熊谷内藏允、上方へ赴きて、城中僅の人数なれども、内藏允が叔父熊谷外記、此城にありけるが、士卒を下知して、堅く守りしに、此時、如水の下知として、龜の甲を造る。彼の龜の甲といふは、五尺四方計りに、小風呂の如

如水、龜甲車を用ひて、石垣を崩さしむ

く造りて、下に車をつけ、上も四面も、皆鐵炮の抜けざる様に拵へ、龜の甲に乗りたる者、鐵槓にて、船の棹をさす如くにして、城下へ近づき、又歸る時は、引寄すべき爲めに、繩を付けたり。是れ石垣を掘崩すべき爲めなり。其外、此處彼處に、火箭・大筒を懸けて打蒐く。又、西方に小山あり。彼處を本陣と爲し、城樓を上げて、相圖の鐘を釣らせ、又高麗にて、鉦を用ひられしが、手軽くして、よく響く物なりとて、之も本陣に置かれしが、鐘・大鼓・鉦を、一同に打鳴らせば、海陸八九千の諸勢、鯨波を揚げ、又は先手の鐵炮をつるべて、外郭の屏を打破る。斯くては、籠城叶はじと思ひけん。城兵森孫左衛門・同孫右衛門相謀り、如水の家老毛利太兵衛が方へ内通し、某等内々、熊谷外記と不和なれば、我々等は、強ひて籠城すべきにあらず。急ぎ降參仕るか、又は、城中に火を放つか。何れなりとも、御返答に任せんといふにより、母里太兵衛、頓て、本陣に到りて、件の内通を申しければ、彼の兩人、縦ひ、熊谷外記に遺恨ありとも、主人に、讐をすべき道理なければ、不義の降參は、用に立ち難し。其上、城を焼立つるに於ては、敵・味方の手負、死人多かるべし。所詮、返答無用なりとて、太

城兵、黒田の軍に内應す

兵衛を、先手へ歸し、其後、馬杉喜右衛門を呼びて、汝、熊谷外記方へ、書を送り、近國に後詰すべき味方もなく、其上、城中に内通の者ある上は、籠城叶ひ難かるべし。急ぎ城を明渡すに於ては、外記を始め、城兵一人も殺害すべからず。是れ如水が下知なりと、具に、利害を告げ知らせよとあるにより、喜右衛門、書狀に誓紙を添へて、城中へ送りたり。彼の馬杉喜右衛門は、其前に、一柳伊豆守に仕へ、熊谷外記も、彼の家に居て、古傍輩の因ある故なり。熊谷、此書狀を披見して、城兵を召寄せ、主君の下知もなきに、城を渡さんも無念なり。さればとて、後卷の爲め、頼みもなく、大軍に攻圍まれては、城中の男女、一人も残らず死亡すべし。此上は、我等一人切腹して、諸卒の命を助けしといひけるに、城兵、各、同意せず。貴方一人切腹させて、おめくくと、城を出づべき様、更に無し。悉く討死せんと、勇みければ、平野勘右衛門進み出で、雙方の所存さる事なり。我等、如水の陣所へ到り、此趣を申すに於ては、如水、情ある將なれば、宜しく其沙汰せらるべし。然らば、待たれよといひて、如水の本陣へ來り、熊谷外記、其外、城兵の所存を述べければ、如水、甚だ不便に思は

安岐開城

れ、外記を始め、城中の輩、城を渡す事、卑怯にあらず。然る上は、我等を主人とすべき望あらば、皆召置きて、家人とすべし。若し又、他國へ赴くべき志ある者は、家財悉く取纏め、心任に立去るべしとあるにより、勘右衛門、城へ還りて、如水の下知を傳へければ、然らば、城を渡すべしとて、同十九日、熊谷外記、其外の輩、皆城外へ出でければ、城には、家人黒田五郎右衛門、手塚孫太夫、貝原市兵衛を入れ置かる。此時、城兵數輩、如水の手に付きて、富來へ發向せしとなり。熊谷外記は、如水へ禮儀を述べて、其より上方へ赴きけるが、關ヶ原合戦敗れ、熊谷内藏允も、大垣の城中に於て、討たれたりと聞えければ、暫く京都に逗留して、其後、筑前へ下りけるに、如水、先約を忘却せず、舍弟黒田圖書に預け給ひ、賓客の様にて、置かれしとかや。

別本に、彼の熊谷外記、其外、城兵に利害を説きて、降參させたる馬杉喜右衛門一正は、代々佐々木の家臣なり。父は薩摩といひたり。喜右衛門は、弘治元年、江州瀬田に生れ、成長の後、一柳伊豆守直末に仕へて、旗奉行を勤む。天正十八年、秀吉公、相州箱根の西なる伊豆國山中の城を攻められし時、一柳直末戰死なり。直

馬杉喜右
衛門の素
姓

末は、如水の妹婿にて、其子松壽は、如水の甥なるにより、豆州戦死の後、彼の松壽を呼びて、養育せられしが、喜右衛門、此時、松壽に従ひ來りて、黒田の家臣となり、朝鮮陣の頃、長政に具せられて、異國へ渡り、所々の戦に高名あり。中にも、晋州の城に、長政手にて、二番城内へ攻入りたり。筑前入國の後、采地千石與へられたり。壯年の頃、相撲を好みしが、瀬田の小男と、異名を付け、隠れなき多力なり。寛永十八年、福岡の家に死す。行年八十三歳なりといへり。

同月廿三日、如水は、安岐を出で、垣見和泉守が富來の城へ發向せらる。先陣は、黒田兵庫、黒田圖書、母里太兵衛なり。彼の城は、東北は海岸高く、西は平地なれども、堀深く掘り、土居を築きて、其上に塀を懸け、二箇所に隅櫓あり。櫓の下、其外、門櫓の左右、皆石垣なり。門の前に、二箇所に土橋あり。如水、彼の城より、坤の方なる小山に、陣を居ゑられしが、先手の諸勢は、安岐の城を攻めたる如く、晝夜となく、仕寄を付けて攻め近づく。城主垣見和泉守は、濃州大垣の城にありけれども、和泉が兄新右衛門と、泉州が妻の兄藤井九左衛門等、城を守りけるが、廿六日の夜半

如水、富來城を攻む

計りに、藤井九左衛門を將として、屈強の兵士三十餘人、雜兵百計り、城を出で、寄手の先陣黒田兵庫が陣へ、夜討をなす。寄手の兵士、嚴しく防ぎ戦ひけれども、勇士等數輩討死す。寄手、戦地を少し退きしに、黒田兵庫、手の者を勵して、城兵の後を取らんとするに依つて、藤井九左衛門、士卒を下知して、引取らせ、終に城内へ入りて、門を堅む。翌廿七日の朝、弓持ちたる城兵、塀の上へ立上り、火矢を射懸け、竹牌を焼くにより、寄手の軍士、彼の武者を打落さんとすれども、曾て中らず。如水、田代彦助を呼びて、其方、急ぎ仕寄へ馳付け、火矢射る敵を、打落せと下知せらる。彦助、頓て、先手に到り、一放打ちけれども中らず。依つて、彦助思ひけるは、實も見上げの物越なり。心得すべき事なりと了簡して、此度は、矢切を打かする程に、見込みて放ちけるに、彼の敵の眉に中つて、塀下へ落つ。斯くて、寄手の足輕、頻に鐵炮をつるべて、外郭の塀を打破りければ、城兵、終に怵へ兼ねて、二の丸へつぼみけるが暫くありて、又城兵、三の丸の塀裏を堅め、嚴しく鐵炮を放蒐けり。如水の家臣、吉田六郎太夫、主君の傍に居たりしが、城兵、突いて出づべきかと覺えたり。御身、

甲を召し給へと、いひけれども、如水、承引なきに依つて、六郎太夫、重ねて諫めけるは、城兵、突きて出づるに於ては、御自身、鎧を突かせ給はんも計り難し。然るに、甲を召し給はぬは、如何なる御思慮にやといひければ、如水、重ねて申されけるは、素肌にて、鎧はやらぬ物か、是程の小城を攻むるとて、如水が具足を、肩に懸くべきや。其心遣、無用なりと返答せらる。又、如水の旗本へ、越矢來るべしと、近習の輩、楯を衝きければ、如水、之を見て、先手の兵士、竹牌を衝き列べたれば、此上の楯あるべきか。是れも無用なりと下知せらる。又、海邊に兵船を浮べ、十二艘を四艘づつ、三番に替らせ、船奉行松本吉右衛門、晝夜怠なく守りけるが、十月二日の夜、船一艘漕來りしを、番船の者共、如何なる船ぞと咎めければ、垣見和泉守、大垣の城中にて討たれけるを、註進すべき爲なりといふにより、其船を押へ置き、如水へ此旨を伺ひければ、彼の船を、其儘通して、城中へ入るべしと下知せらる。又垣見が右筆仁良新右衛門といふ者も、濃州より馳せ下りしが、如水の家人、搦め取りけるに、彼をも、城中へ放ち入る。其後、如水、攻口をくつるげ、城を渡すべしとありければ、垣

城主垣見
和泉守討
死

富來開城

見利右衛門・藤井九左衛門相談して、此上は、城を渡し申さんと、返答しけるに、母里太兵衛、如水の前へ出で、城兵、黒田兵庫が陣へ夜討を蒐けたる罪科あれば、一人も残らず、討果し申さんといひければ、如水、打笑ひて、敵は味方を苦しめ、味方は敵を惱すが定法なれば、縦ひ、夜討を懸けたりとも、あながちに怒り憎むべきにあらず。其上、敵味方に死傷する者なくして、功を立つるが肝要なり。爰は、我等に任すべしとあるにより、太兵衛、口を噤みければ、圍を解くべしと、下知せらる。斯くて、城兵出づるにより、上原新左衛門を、城番に入れ置かれ、又垣見治郎兵衛・木全半兵衛・疋田助兵衛・瀧四左衛門・櫛田九右衛門・寺田傳右衛門等、各、名ある輩を召出して、食祿を與へらる。垣見利右衛門は、上方へ登り、後、筑前へ下りければ、如水、長政、懇意を加へられしとかや。又、某領、同國日向・玖珠二郡は、毛利民部大輔が領地にて、日向郡隈の城・玖珠郡角子禮〔牟方〕の城には、民部が郎徒楯籠り、剩へ、隈の城より人數を出し、長政の領地豊前國下毛郡倉谷の民家を、焼拂ひたりと、聞えければ、如水、富來の城に於て、栗山四郎右衛門、其外、母里與三兵衛・喜多村甚兵衛・菅七郎兵衛

等を召寄せ、急ぎ隈角牟禮の城を圍み、降参させよとあるにより、角牟禮城を取圍み、謀をして、終に開かせ失ひたり。隈の城へ發向せしに、城兵、堅く守りしが、關ヶ原の戰敗れたりと聞きて、城兵、城を渡しければ、母里與三兵衛、菅七郎兵衛を、城番に入置きて、栗山以下は、富來へ歸りけるとかや。

別本に、黒田如水、豊後國富來安岐の二城を攻めずして、軍を進め、大友を擒にして後、安岐・富來の二城を、即時に降し給ひ、〔脱カ〕大谷刑部少輔、越州府中の城を攻めずして、北庄へ赴き、羽柴利長に、軍を入れさせて後、府中の城を、手に入れたる智計に符合したりと記す。尙古按するに、郡君綱政、〔邦カ〕一日、僕を召して、古今の雜叱〔談カ〕に及ばれ、此安岐・富來の物語せられし序に、太閤の御時、智謀備はりたる諸將、數多ありと聞く。去りながら、先祖を誇りたる様なれども、如水の如く、敵味方を多く殺さずして、戦功ありたる事は、左なかるべしと、いはれしを謹み承り、凡そ、彼の戦の死生をば、斯く全功を立つる者、良將の謀なり。此故に、孫子も戦はずして、人の兵を屬する一善の善なるものと説き、又、城を攻むるは、下策な

如水、天下を治めんとし、思慮ありて、一説

吉田長利の忠勇武功

りと申し置き候ひぬ。但し、如水公、内々、天下を知召す御思慮ありしが、東照宮、關ヶ原の合戦、御勝利となるにより、如水の御素意、徒になれりと、誠しく書きたる異本あり。然れども、更に自立の御志なく、一向に、御忠節を思召したる證據、餘多ある上は、是れ偏に、如水公を譽め過ぐしたる異説なるべしと、申しければ、君も、甚だ可笑がり給ふ。又、大谷氏が智計を稱する説は、故なきにあらず。是れ亦、如水より吉川氏へ示されたる書中に、今度、上方の弓矢は、頭多くて、なり立つべからずと、書かれし如く、大谷氏、北庄へ發向の時、一人にて萬づを計らひ、濃州へ出で、は、評議區々なる故に、忽ち利を失ひて、死亡せしにや。別記に、如水、豊後へ出陣の時より、始終傍に居て、軍勢を打謀りたる吉田六郎太夫長利は、始めの名は六之助、後に壹岐と號し、剃髮して翠庵と稱す。先祖代々、赤松氏に仕へ、父は飾東郡八代村に住して、八代六郎左衛門といひしが、其後、故ありて、吉田と改む。彼の六郎左衛門、武勇の譽、七八度に及べり。殊更、敵に射させ、彼の矢を抜き捨て、其敵を討ちたる勇士なり。其子六之助長利は、天文十六年に生れ、十七歳

の時、始めて、黒田美濃守職隆の家臣となり、職隆老後に、孝高に仕へたり。長利
一生の間、合戦、小迫合、凡そ五十七度に及びけれども、此富來の攻に、左の頬先に
鐵炮中りて、其彈、齒の根に留りたる外、一箇所も疵を被らず。播州小鹽山の麓
にて、別所・赤松と、小寺氏對陣の時、敵兵二三百人、先陣に進み、味方の兵も、三百
計りにて向ひ、其間二町程あり。此時、孝高、六之助を呼びて、物見せよといはれ
しに、長利、物陰より進み出でしに、別所が兵士、桃形の盔に、烏毛の引廻し付け、
毛引の鎧著て、彼も物見に出でたりと覺えし。彼の武者、勇士にて前々より物見
するを、六之助知りければ、勝負せんと思ひ、彼の敵をやり過して、後へ廻り、懸
れくといひて、後より走りしに、彼の敵、味方かと思ひて、用心もなく進みけ
るを、忽ち突き伏せ、其首を取りしに、後より敵兵二三人追懸けしが、彼の突き
込みたる鎧を抜き、首を取添へて、味方の陣へ走入りたり。又、別所と孝高、小鹽
山にて迫合ありしが、敵、味方戦ひ勞れ、相引にせしに、日既に、未の下刻なり。
孝高、此時、長利を召して、別所は多兵なり。又馳來るに於ては、味方、利を失は

孝高、長
利を嘆賞
す

ん事必定なり。敵の形勢を見て來れとあるにより、六之助、山手へ懸りて見る
に、戦はん様も見えざるにより、馳せ歸りて、此旨を申さんとせしが、山下の水あ
る所にて、敵三人、足を冷して居たり。六之助思ひけるは、敵三人と雖も、皆刀計
りにて、勞れたりと見ゆる上は、一人にて討取るに、手間は入るまじと了簡して、
彼の敵の居たる所へ歩みより、勞れたるか、詞を懸けしに、敵、不審相に、我等も
殊の外、草臥れたりといひて、敵に近づき、高き所に居たる敵を、忽ち突き伏せける
に、二人の敵、驚きて立上りしを、刀を抜きて切伏せ、三つの首を取りて、孝高に見
せ申しければ、別所の兵士三人より、超えたる勇士なり。斯様の者を持ちたる上
は、此後の合戦に、必定撃ち勝つべしとて、甚だ悦喜せらる。又、同國青山にて、別
所、兵七百を二隊にして、陣を居る、孝高も對陣せられしが、敵多兵といひ、兩陣の
間に小川ありて、暫くためらひ居られしに、折節極月十九日故、寒氣強く、敵、味方
の手足凍えて、働くべき様もなし。此時、長利、我が從者の居たる所へ行き、兵糧を
使ひ、酒三四盃呑みければ、手足温り、心神健になるにより、又、先手へ馳せ付け、

一番に川を渡りければ、孝高、麾を振つて、味方を下知せらるゝにより、川を渡らす。敵兵も總蒐りに懸合せけるに、長利、一番鎧と名乗りて、先に進みしが、黒絲の鎧著たる敵と、鎧を合せけるに、長利は、二間半の鎧なる故、敵と相突にせしが、忽ち突き、急がしき所なれば、首は捨つるぞと、傍輩に詞を懸け、味方と一同に、敵中へ馳入りければ、敵悉く敗北せり。敵の騎兵は、落延びけれども、歩行者は二時計り、川風に吹きすかされ、手足も凍えしかば、此處彼處にて討たれたり。長利、追討に、又、歩行者二人突き伏せて、其首を取り、勝軍收めて歸りしに、前に突き伏せたる敵、其儘ありければ、其首を取り、三つの首を、孝高に見せければ、斜ならず稱美せらる。又孝高、姫路に籠城の時、敵寄せ來るべしとは、諸兵思ひ寄らず、油断して城中には、僅二三百人居たりしが、別所、三千餘人を隨へ、城より十四五町近所に、陣を居る、其邊の民家を焼き拂ひ、城を巡見して居たり。孝高、手の者に向ひて、城中無勢なり。敵、寄せ來るに於ては、門々を堅め防ぐべし。斯様の時は、手出しせず、城中諜がざる事肝要なり。一人にても、城外へ出づる

に於ては、曲事ひがことなりといひ聞かせ、門々に鎖を下し、鎧を自身取り、櫓へ上り、敵の陣形を見分して、居られたり。長利、鎧を持ち、用心の爲めに、城中を廻る様に持成し、門々を見るに、兵士足輕を並べて、出づべき様なかりしに、石垣の入隅に大木あり。此木に繩を付け、其繩を便りに堀を越え、石垣をふまへて、平地に下り著き、鎧を提げて敵の模様を見るに、敵如何思ひけん。此時、人數を引纏ひ、城邊を退くにより、六之助、本意を失ひて口惜く思ひ、敵の後慕ひしに、敵、三十町計り退きしに、歩行者五六百人、荷物を持ちたる下人に、二三十人守護して、其後に武者二騎、歩行者少々召具して引きけるに、折節、雪降りければ、彼の敵兵、皆簀笠著たり。彼の二騎の内、一騎の敵、何故にや、一町計り行き遅れしを、長利馳せ付け、馬より突き落しけるに、其下人は、叶はじとや思ひけん。皆逃げ行くにより、彼の突き落したる敵の首を取りて、立上り見れば、彼の一騎の武者、歩行者二三十人召具して、走來りしに、長利、元來健やかなる者といひ、殊更、案内者なる故に、田の中の道へ懸り引返す。敵も十町計り、附け慕ひけれども、難なく城へ走

入りたり。孝高、六之助を呼びて、始終を尋ねらるゝにより、有の儘に申しければ、汝が働に於ては比類なし。去りながら、我等が下知に背きたる事、大罪なり。罪に處すべしと雖も、其方故に、赦免するなり。又家中の輩、依怙の様に思ふべけれども、六之助が如く、毎々、手柄を顯すに於ては、軍法を破りたりとも、一度は赦免すべしと、直に告戒せられ、長利は、數日出仕を止めらる。又、別所、千計りにて、小鹽山の麓へ出でけるに、孝高も、五百計りにて馳向ひ、對陣の時、味方は、後に小山を當て、前は小川流れたり。敵兵、山陰に備へて、兵の多少又は軍立も見えざるにより、長利に、物見すべしとありければ、長利、行向ひ見るに、案の如く、敵兵千計りを三隊に備へ、唯今打立つ時節なり。其前隊の中より、魁をかけたる武者と覺えて、唯三騎、歩行者少々召具して、道筋へ出づべき爲めに、野原を静々と乗り來る。其中に、一騎は一町計り、先へ馬を進めしが、六之助、之を見て、敵兵進み來るを、告げ申したりとも、多兵なれば、對陣の外はあるべからず。若し又、敵兵苛つて馳懸るに於ては、孝高の御陣所、屈強の地形なれば、忽ち味

方、勝利とならん。然る上は、敵の來るを告げ申さずとも、勝負の妨なかるべしと思ひ、彼の敵に向ひしに、味方と思ひしにや。何心もなく近づきしを、馬より突き落し、其首を取りしに、後の二騎、透間なく馳せ來るを見て、彼の首を〔脱ア〕道筋へ駈出で、七八町退きけれども、馬武者故追ひ著かれ、既に〔ルカ〕鎧なる溝を飛び越え、首を捨て、鎧を取直しけるに、乗立てたる馬故引返す事もなく、先なる敵は、乗通りしに、後の敵を突き落す間に、先の敵、馬より下り立ち、鎧を振つて懸りしを、彼をも突き伏せ、三つの首を取つて、走歸りたる働、人皆、舌を振ひたり。又、別所と孝高、播州松原といふ所にて、合戦あり。長利、別所が魁の兵を突き伏せけるに、敵の傍輩助け合ひてければ、鎧を取直す透間なく、刀にて彼の敵と切合ひ、忽ち撃ち伏せ、此時も、二つの首を取る。又、孝高の小人頭に、何某助右衛門と號する者あり。彼は剛強の者なるが、敵に内應するにより、孝高、長利を近づけ、件の旨をいひ聞かせ、彼を放討にすべしとあるにより、長利、其夜、彼が宅へ赴きしに、彼の助右衛門、逃げ失せては味方の妨とならんを慮り、孝高

も、從者四五人召連れて、六之助が後より出でられしが、長利、助右衛門が宅に入りければ、亭主助右衛門出向ひ、我等は不慮の讒言に遭ひたり。若し御成敗あらば、貴方なるべしと思ひしが、案の如くなりとて、面色を變へけるに、六之助、さうぬ様にもてなし、殿の御機嫌は、我等如何にもして、申直すべしと偽りければ、少少たゝみて、傍を見る時、薪を割りける大鍬あるを取つて、助右衛門が頭を、横様に切割り、下人出合はざる先に、表へ馳出でしが、主君孝高に行逢ひ、助右衛門を討ちたりとて、其始終を申しけるに、強力の者を鍬にて打留めたるは、珍しき働なりとて感稱せらる。此外、放討七八度に及びけれども、一人も討洩らさず。又其頃、別所が從兵に、武功の者ありて、數の高名せしが、俗列の語に従ひ、首の供養せしとて、國中夥しくいひあへり。孝高、此旨を聞給ひ、泰相の、首三十一取りて、手を負ひ終に死したり。泰相若し永らへ居たるに於ては、其後三十三の首供養すべき者なりとて、長利を呼び寄せて、其旨を命せられしに、長利承り、某、只今まで首廿七討取り候ひしに、首の供養、如何あるべきと申しければ、汝は小氣な

長利、首塚を築きて供養す

る者かな。今歳三十一二歳なれば、此後三十三の首數に満たざる事やあるべき。先づ供養をして、其後、首の數合せよとて、其入用の爲に、米百石給はりければ、長利、君命に従ひて供養を行ひ、同國青山の南の方に、首塚を築きたりしが、其後、日本にて首八つ討取り、又、朝鮮にて取りたる首、共に都合五十級なり。此後、六之助を改めて、六郎太夫と爲し、鐵炮の大組頭とせられしが、筑紫陣に、豊前兎徒等の時、所々の戦功著し。六郎太夫、播州にて男子を持ち、其名を與次といひしが、十五歳の時、平人に異りて力量ありしが、六郎太夫が差刀、二尺九寸五分あるを、與次、父に所望するにより、此刀は汝には長過ぎたり。今少し、成長の後、得さすべしといひしに、然らば、其刀を貸し給へといひて、拔放し、片手にて百計り振りければ、六郎太夫驚き、其刀を與へしに、孝高、其旨を聞き給ひ、與次を呼出し仕はれしに、與次、其年より孝高・長政に従ひて、所々の戦に赴き、首九つ討取り、深手を負ひて終に死す。其の弟又助重後に、壹岐と號す與次戦死の後は、嫡子となる。又助は、元龜二年に生れ、天正十五年、十六歳なるが、薩摩陣に立ち、日向國

耳川の戦に、敵を討ちて、高名を顯し、翌年、豊前入國の後、所々の迫合に高名あり。其年、長政、城井中務を殺すの時、又助、早鐘を撞きて、諸士を召寄せ、臺所口へ切入り、敵を追拂ひ、自身も二人討伏せたり。此時、重成十七歳なるに、其働、勝れたりとて、持弓二十張預りて、旗本の物頭とせらる。朝鮮陣の時、六郎太夫、又助父子ともに、長政に従ひて、朝鮮へ渡りしが、日本の諸勢、彼の國へ著岸の時、六郎太夫は、長政の先手となり、足輕の總頭を勤めて、陸に上り備を立て堅めしに、敵兵、出で、相戦ひし時、鐵炮を打たせて敵を防ぎ、此場にて、六郎太夫自身、首二つ討取り、重成も首一つ取る。是より後、長利と上原新左衛門、一日代りに、足輕頭の先手を勤む。金海の戦に、重成強く働きて、創二箇所被る。晋州の城、敵堅く守りて、久しく落ちざりしに、北の方出隅の石垣より、又助一番に懸り、ならしの石垣に附きければ、諸兵、又助に續きて、ならしの上まで、攻上りけれども、此城、四面石垣にて、殊更、ならしの石、一尺計り外へ出して築きたれば、諸兵、乗入るべき様なくして、躊らひし内に、城兵、半弓を雨の降る如く射懸けしに、重成、

五箇所創を被り、味方の死傷多きにより、日本の諸將、味方を下知して退きけり。此時、長政の軍士等、寅の刻より辰の時まで、はげしく攻戦ひ、長政の下知を請けて退きしが、重成は、傍輩に詞を懸け、後殿して退きたる働比類なし。又、朝鮮の平安川は、日本の最上川に劣らぬ大川なり。川の廣さ、十町、十二三町と見及びけれども、其廣狭、區々にして決定せず。長政、六郎太夫、又助を呼びて、川の廣狭を測るべしといはれけれども、父子ともに、町見の積り、覺束なしと辭退せしに、組下の足輕共にも、巧者あるべし。相談して相測るべしと、あるにより、翌朝、重成川邊に出でたり。見るに物見の敵三人、岸へ出でけるを、又助思ひけるは、朝鮮人、丈高しと雖も、我等が組下の小柳權七には、さまで勝るべからずと了簡して、彼の小柳を堤の東へ遣し、敵と見合せて、重成が差物、赤太鼓の輪を振つて、小柳を堤に立たせ、其間の間敷を打つて見るに、八町五反あり。其外、廣き所狭き所を、其積りを以て町敷を測り、長政に、其積り様を申しければ、重成、今年廿一歳にて弱輩なるに、巧者なる計らひなりとて、甚だ歎美せらる。又、太閤の仰として、日

本より渡りたる諸勢の數程、敵の耳を切つて、日本へ渡すべしとあるにより、長政、其旨を下知せられしに、六郎太夫が與力十人・足輕二百五十人、其外、一手の人數に合せて、六郎太夫父子〔耳カ〕職を捧げし。又其後、太閤より鼻を削るべしと、下知せられしに、六郎太夫父子、先に耳を切りたる如く、人數に合せて、不日に鼻をも取らせけり。六郎太夫父子、先手を勤めし故に、足輕を召連れて、味方を放れ、十町・二十町敵地へ働きし故に、差向ひたる敵を討たる事、其數、いくらとも知り難し。都て、朝鮮陣に、長利・重成父子が戰功、數多あれども、記せる文なきに依つて詳ならず。長利〔脱字カ〕、常に逢ひて、日本・朝鮮にて、敵の隊を見渡し、彼を討つべきと思ひたる敵は、終に討洩したる事なく、皆首を取りたりと、物語せしとなり。長政、筑前入國の時、六郎太夫に千五百石給はり、壹岐と改む。又助は、七左衛門と改めて、二千石與へらる。慶長九年、如水卒去の時、壹岐剃髮して、翠庵と號す。采地は、前の如く隱居に給はり、南九の城代とせらる。元和九年九月廿一日、翠庵、病を受けて其宅に死す。行年七十七歳なり。長政卒去の後、其遺言に依つて、長政の二男甲斐守長興五萬

石、三男東市正高政四萬石分地せらる。七左衛門、此時、一倍の加増にて、四千石になり、名を壹岐と改めて、高政の家老となる。寛永十五年、肥前國島原へ出陣の時、壹岐其嫡子右馬太夫・二男久太夫父子三人出陣せしが、二月廿一日、賊徒夜打に出でたる時、壹岐、高政の先手へ馳せ付け、兵士を下知して、賊徒を追拂ひ、自身も敵を討伏せて、家來に首を取らせ、鎧を杖に突いて居たりしが、嫡子右馬太夫知年、比類なく働きて、敵二人突き伏せ、其首を從者に取らせて、竹牌の内へ入りけるに、父壹岐、嬉しげに之を見る時、賊の鐵砲、壹岐が腰に中りて倒れしを、從卒、肩に懸けて本陣に引退く。二男久太夫も、此時、拔群の働あるにより、組頭兒玉太郎兵衛、此〔脱ア〕夜討せしが、其組下の兵士を、久太夫に預けらる。壹岐は、歸陣の後、療治を加へけれども、深手故、翌月廿一日、六十八歳にて其家に死す。嫡子右馬太夫、後に本家に歸り、六郎太夫と名を改めて、五千石給はりて、家老となり、是より子孫、本家の家老を勤む。二男久兵衛も二千石給はり、本家の中老となり、其子孫相續せしといへり。

富來海戰

是より先に、羽柴惟新入道の内室に、伊集院左京〔布衣〕有川助兵衛等相添ひて、本國へ下りしが、九月廿六日の申刻計りに、防州上關の近邊嶋尻に、船を繋けて、渡海の順風を待たるゝに、夜半の頃、風潮の便なくなりしとて、三艘の船、彼所を出でけるに、内室、又は伊集院、有川が乗りたる二艘の船、先船に乗り後れしが、如水の下知として、富來の浦に繋け置きたる番船の箆を、先船の立火かと見誤りて、彼の浦の一里計り沖へ船を寄せて、明方近くなりて、薩摩船、俄に沖へ漕出でける。番船の輩之を見て、疑もなき敵船なり。遁さじといつて追懸けしに、伊集院、有川、之を見て懼の先に笠を付けて、差出しけれども、猶數艘の船、漕ぎ來るにより、扱は降參の古實を知らざると思ひ、空樽に降參と書きて、流しけれども、番船の輩承引せず、ひた／＼と漕ぎ寄せ、鐵砲を打懸ければ、義弘の家人等、今は遁るゝ所なし。敵と相戦ひ、勝利あらずは、内室に、自害をさせ申し、船舉りて、討死せんと相計り、はた／＼と船を圍ひ、

富來の海戰

蝸牛の紋付けたる幕の内に、鎧を著たる武者二三十人、弓、鐵砲を一面に備へ、内室の船を中に浮べ、二艘の船、左右に相列びて、類に鐵砲を放ちたり。黒田の家人松本吉右衛門、高原次郎兵衛、宮崎島之助、村上三郎右衛門、同助右衛門、村上孫市、同長助、浦上駒之助、石川勝吉、庄林七兵衛等は、右の方へ向ひ、三宅藤五郎、久田彌左衛門、磯村五郎左衛門、山田孫助、野間五兵衛、山路仁左衛門、野田又六、高瀬又右衛門、宮田與次兵衛等は、左の方へ向ひ、八艘の船、相分れて敵船に近づき、既に鍵合に及びけれども、番船、小船なるにより、かざみより突き立てられて、船を漕ぎ退く。此時、庄林七兵衛、舷に立ち上り、味方を勵しいひけるは、黒田の御家に野島の輩ある事は、近國に隠れながるべし。若し、此船を乗り損なひ、本の渚へ引返さば、主君の御家に、瑾を付るのみならず、野島一黨の名を失はん事、必定なり。然れば、我等は、又、敵船に乘移り、戦功なくば、生きて還るべからず。其誓を見よとて、小刀を抜きて、金をはりけるに、石川勝吉、之を見て、庄林が所存理なり。我等も同意なりといひて、是も金を打ち、味方一決して、敵船に漕ぎ近づき、時移るまで戦ひしが、船頭久

庄林七兵衛火攻の術を行ふ

田彌左衛門を始め、死傷する者少からず。村上長助は、(腹)細腰打貫かれ、深手なれども、弓を以て立ち上り、有川助兵衛が、屋形の陰より顔差出して下知するを、能き敵と思ひて、矢を放つ。然れども、其矢、外るゝにより、矢を番ひて、彎かんとせしに、又鐵砲にて打ち倒されしが、思の外に死を免れ、久しく存命せしとかや。如水の軍士等、身命を捨て、戦ひけれども、勝敗未だ著かざりしに、庄林七兵衛、彼の火攻の術を思ひ出し、筈に火を付け、敵の船へ入れしに、敵、其筈を投げ返す。然れども、高原次郎兵衛・石川勝吉等、頻に投火を放ちければ、終に船中の器物に燃え付きて、二艘の兵船、一同に焼き立てければ、船中の女童は、聲を揚げて泣き叫びしに、義弘の内室と思はしき婦人は、屋形の中に端坐しておはしたり。此時、松本吉右衛門は、鎧を提げて、敵船へ飛入り、伊集院三右衛門を鎧付けしに、敵の鐵砲、松本が脇に中りて、手を負ひければ、又、我が船へ乗移る。伊集院三右衛門は、劍を被りけれども、弓を以て屋形へ上り、差詰め引詰め矢を放つ。其働比類なし。斯かりければ、伊集院左京・有川助兵衛等の勇士、或は討たれ、或は焼き殺されて、三艘の船、海底に沈みけれ

如水、庄林以下に恩賞を與ふ

ば、番船の輩勝利となる。今朝卯の下刻、豊後國姫島の前にて海戦あり。申の刻に至りて、同國佐賀關の此方にて事終り、其海上、十里に及びけるとなり。三艘の敵船に、二百人計り乗りたりしが、水主十三人、女八人生捕となり、其餘の輩は、悉く死を致す。味方にも、戦死する者三十八人、後に死する者六人、手負廿四人とかや。斯くて松本吉右衛門・高原次郎兵衛・宮崎島之助等、其夜、富來へ船を著けて、海戦の始終、具に如水へ申しければ、下知なくして、無用の戦を爲し、殊更、女性を殺し、甚だ不仁の計らひとて、聊か機嫌悪しかりしが、能く働きたる輩を捨置くも、亦如何なりとて、頼て恩賞を與へらる。所謂庄林七兵衛・石川勝吉・松本吉右衛門・高原次郎兵衛・宮田與次兵衛・浦上駒之助・磯村五郎左衛門・加藤源三郎・三宅五郎・野間又六・間五郎兵衛・高瀬又左衛門等なり。其外、生捕には衣類と料足を與へ、人を付けて薩摩へ還されたり。彼の生捕の内、十二三の小賢しき童ありしを、如水、船奉行松本吉右衛門に下知して、中津に留め置かれしが、成長の後、船頭となし、上杉作左衛門と名づけらる。

一書に、富來の番船に乗りたる久田彌左衛門・磯村五郎左衛門・石川十左衛門・野源市等、敵船の寄來るを見るべしと、一里計り出で、船を乗り廻しけるに、薩摩船に行逢ひて、鐵砲を放ちければ、渚に居たる船共、我もくくと漕ぎ出で、戦に及びたりと記す。正説なるにや、覺束なし。又別記に、番船の輩、薩摩の船へ火を投げ入れしに、敵兵、其火を打消し、又は海へ投出しけるが、屋形の上に投げ上げたる火を知らず。程なく、屋形より焼出でければ、女童泣き叫びしに、女性一人、少しも驚かず、髪に付きける火を、打拂ひくして居られしが、終に其船、焼け沈みたりと記す。合按するに、彼の婦人、義久の内室といひ、又義弘の奥方といひて、説定かならず。一説には、京の上臈といひて、義弘の嬖妾なりといへり。何れか正説なるにや、覺束なし。

中川秀成出馬附佐賀關合戦

爰に、豊後國竹田の城主中川修理大夫秀成は、其頃在國なるが、黒田如水・加藤清正、

秀成、關原合戦の内府の勝利なるを聞き、味方に味方す

秀成出陣

佐賀關合戦

豊州へ飛脚を馳せて、内府の味方せらるゝに於ては、近國の敵を、退治の相談申すべしとありけれども、秀成、更に承引なく、我等は、秀頼公の御味方すべき覺悟なり。此故に、各の御異見に随ひ難しとて、竹田の城に居られしが、關ヶ原合戦、内府公御勝利の後、中川の縁者吉田侍従、豊州へ飛脚を下し、秀家三成以下敗軍の上は、貴殿も、頃日の志を飜し、其邊の敵城を攻め落し、罪を補ひ給へとありければ、秀成、甚だ驚きて、然らば、太田飛驒守が臼杵の城を攻むべしとて、九月廿八日の早天に、竹田を打立ち、同晦日、臼杵の町を攻め破り、丹生島の城を、攻め落さんとせられしが、さうなき堅城なるにより、先づ城邊に陣を居ゑられ、城主飛驒守は、同國佐賀關を持續け、彼所に藏屋敷を構へ、兵士を入れ置きたりと聞えければ、中川秀成、家人田原紹忍・吉田喜太郎・甲斐五右衛門等を、佐賀關へ差向けらる。此時、中屋宗悦・北屋兩喜兩人は、郷人を随へ、田原紹忍・古田喜太郎・甲斐五右衛門以下一手となり、佐賀關へ發向して、太田が藏屋敷を攻め破りたり。此由、臼杵へ聞えければ、飛驒守は、家臣久徳數馬・山田三左衛門兩人を呼びて、汝等急ぎ、海上より佐賀關へ馳せ向ひ、敵

を追拂ふべしとあるにより、兩人、船にて差出で浦へ上る。其傍輩、小垣源内・橋本傳十郎等と相謀りて、中川勢を追立てしに、中川氏の親族中川平右衛門は、其頃、大坂に居りたりしが、關ヶ原合戦、味方敗北すると聞きて、時日移さず、本國へ馳せ下りしが、此時、佐賀關へ通り、太田が兵を切落す。斯かりければ、太田が領内の郷人蜂起して、中川が兵を遮るにより、中川平右衛門・田原紹忍・古田喜太郎以下は、鍋倉山へ攀ぢ上り、佐義長鼻にて鐵砲迫合あり。其後、中川平右衛門・田原紹忍等、旗本と一手にならん爲めに、臼杵へ馳せ赴かんとせしに、佐志村の森の中より、伏兵起り、神主作之丞、郷人を下知して、嚴しく鐵砲を放つにより、中川・古田・甲斐以下、本道を引退きけるに、又、有屋峠より郷人馳せ下り、横合より鐵砲を打ちければ、中川が兵士牧勘右衛門を始め、戦死する者三十餘人なり。小垣源内・橋本傳十郎・久徳數馬・山田三左衛門は、敵の首三十餘級を、臼杵の城へ送り遣す。又太田が軍士中村太郎左衛門は、三百人を相具して、臼杵より佐賀關へ馳せ來りしが、下浦へ兵士を進め、中川平右衛門が乗り捨てたる兵船二十餘艘を、乗取りたり。此時、中川平右

中川平右
衛門戦死

衛門以下は、佐賀關より下浦へ下りけれども、敵早や引取るに依つて、海邊に陣を張る。時に、臼杵勢、淨土寺に楯籠りければ、中川平右衛門・田原紹忍等、淨土寺を攻め破るべき爲めに、兵を進む。太田が兵士橋本傳十郎、地下人を下知して拒ぎ戦ふ。此時、太田が軍士姫野清助は、甲斐五右衛門と鎧を合せ、暫く戦ひけるが、姫野清助、甲斐五右衛門を討ちて、其首を取る。又其後、佐賀關に於て、中川・太田兩家の軍士等、數刻相戦ひしが、中川平右衛門討死して、神主作之丞、其首を取る。又田原紹忍は、數箇所創を被りながら、小松原の中にて、太田が兵士中村太郎左衛門と相戦ひしが、紹忍は老兵といひ、手負ひし故に、終に中村に討たれたり。紹忍が家來、主人を助け來り、中村と鎧を合せける。中村、元來勇士なる故に、又突き伏せて首を取る。太田が先手の輩、中川平右衛門・田原紹忍、其外數十人討取りて、勇を振ひけるに、關ヶ原合戦敗れたりと聞えければ、太田飛驒守、先手の輩を、佐賀關より呼び寄せ、中川秀成の陣所へ、使を立て、關ヶ原合戦に、味方、打負けたりと聞く上は、強ひて籠城すべきにあらず。然れども、聊か志ある故に、即時に城を退去せず。願く

ば、黒田如水、此表へ旗を進めらるゝ様に、御沙汰ありて、給はるべしと告ぐるにより、秀成、頗て其趣を、如水へ註進せらる。如水は、未だ同國富來の城下に、在陣せられしが、舍弟黒田兵庫を名代として、臼杵の城へ差向けらる。兵庫、臼杵へ馳せ付けしに、太田が家老、兵庫に會ひて、中川修理殿、此表へ發向ありと雖も、堅固に城を守り、剩へ、佐賀關に於て、彼の家來數輩討取りて、味方甚だ勝ち誇れり。然れども、關ヶ原の合戦敗れし上は、飛驒守、城中を退去せん事勿論なり。但し、中川氏へ城を渡すに於ては、攻め落されたる様にて、無念なれば、幸、近邊に御在陣といひ、名將といひ、如水公へ城を渡し申さん事、さのみ後難なかるべし。此故に、中川氏を頼み、如水公へ出馬を願ひ候ひぬ。貴方、此地へ御著陣の上は、あながちに、如水公の御發向にも及ぶべからずといひて、城へ還り、其後、飛驒守、其外城中の男女、船にて城を退きければ、黒田兵庫、城に移り、一兩日過ぎて、中川秀成に城を渡し、兵庫は中津へ馳せ歸る。其終に至り、中川秀成、又、内府公の仰に依つて、臼杵の城を、井伊直政が家人に渡しけるとかや。

一本に、中川秀成の祖父中川瀬兵衛は、攝州茨木の城主なりしが、江北賤ヶ嶽の坂口山にて、戦死の時、嫡子藤兵衛、父の家を繼ぎて、其後、右衛門大夫となり、朝鮮へ渡海せられしが、或時、右衛門大夫、鷹狩に出でられしに、敵、俄に起り、右衛門太夫、半弓に中りて死去せられしにより、遺子修理大夫、少年なれども、父の家督を繼ぎて、七萬石餘の領地を給はり、同姓中川平右衛門、修理大夫を補佐して、政務を計りしが、此時、佐賀關にて討死したりと記す。尙古按するに、予が妻の母族河原太郎左衛門といひし者、右衛門大夫に仕へて、朝鮮へ渡りしが、右衛門大夫、深手を負ひて陣所へ歸られしに、家老其外の輩集り、是程の矢疵にては、御命、恙なかるべしと、口々にいひたりしに、右衛門大夫、河原太郎左衛門を呼びて、汝は我等が疵を如何見て、左様にいふぞと問はれしに、太郎左衛門承り、大切の御疵、御養生難かるべしと答へければ、左様にいふべき者なりと褒美して、具に遺言を述べ、翌朝、死去せられたりと聞く。彼の遺言に、太閤の御子孫に至る迄、忠義を盡すべしとあるにより、秀成、始め上方の方人せらしも、秀頼公の御爲めと思は

田原紹忍
宗像掃部
に就きて
の説

れしにや。異本に、大友の領地沒收の時、其家臣田原遠江守鎮治入道紹忍宗像掃部兩人は、秀吉公仰として、中川氏の與力とせられしが、此時、中川秀成は、黒田如水と相謀り、臼杵の城を攻むべしと、田原宗像に、五百人を相添へて、先手となり、其身も、竹田の城を出馬せられしに、彼の兩人、心變りして、途中より立石へ馳せ付け、大友と一手になり、石垣原にて、如水の先手と一戦せしが、宗像掃部は、其場にて死を致し、田原紹忍は、死にもやらで、立石を引取りけれども、又、臼杵へ向はん様もなく、進退途を失ひしに、折節、中川平右衛門・古田喜太郎・柴屋了加・其子勘兵衛・萱野五右衛門等、彼是五六人、大坂より馳せ下りたりと聞きて、紹忍も、佐賀の關に馳せ行きて、彼の輩と一手になりて、太田が兵と相戦ひたり。中川氏は、田原紹忍・宗像掃部が、途中より立石へ赴きたりと聞きて、後難を憚り、家來池田將監を、黒田如水の陣所へ遣し、田原宗像が立石へ赴きたるは、心變りにて、更に我等が下知にあらずと、只管、陳謝せられたりと記す。今按ずるに、大友義統浪人の時、田原宗像兩人は、中川氏の與力に附せられ、又、此時、中川平右衛門、其

外五六人、大坂より下りしとあるは、必ず妄説ともいひ難し。但し、中川秀成は、黒田如水・加藤清正の異見を承引せず、秀家・輝元の方人なる故、田原紹忍・宗像掃部を、大友義統の加勢に遣し、其身は、在城せられしに紛れなし。其後、紹忍は、立石より竹田の城へ馳せ歸り、十餘日過ぎて、秀成、臼杵へ出馬の時、紹忍も先手となり、臼杵より佐賀關へ赴きたるも、亦分明なり。又、秀成、如水の陣所へ、池田將監を遣し、田原宗像が立石へ赴きたるを、陳謝せられたりとあるも疑はし。若し、彼池田將監が、如水の陣所へ赴きたるに於ては、中川氏、臼杵へ發向の註進なかるべきにや。又異本に、中川平右衛門・田原紹忍等、佐賀關にて一手になり、關の權現の社内に宿陣せしが、其手の者、山野に放ちたる牛を殺し、權現堂の前にて、彼の牛を焼きて食ひ、酒呑みけるに、折節、濱風強く吹きて、其餘炎、權現堂に移り、近邊の民家まで、焼失したりと記す。今按ずるに、中川平右衛門を、神主作之允討ちたりと、舊記にあり。彼の作之允、太田が兵士にて、神主を氏とするか。若し、權現堂の火災正説なるなれば、其神職作之允、無念に思ひ、刀戰して、中川を

討ちたるにや、覺束なし。別記に、田原紹忍が首は。佐次喜三郎取りたりといへり。今按するに、太田飛州に仕へし久徳數馬が親戚久徳五兵衛は、筑後國久留米侍從豐氏の家人、彼の數馬同姓五兵衛が方へ、書を送りて、紹忍は、中村が討ちたるに紛れなしと告ぐる。其書に曰く、

隨て、中村太郎左衛門方手柄の様子、松田木工殿、田代三郎右衛門殿御不審之由、被仰越候。我等存候通、荒々書付進之候。田原紹忍は、太郎左衛門討取被申候事、其隱無之候。程遠所にて、斯様の事は、偽は不申候。殊に豊後と筑後は、同國程の事に候間、紹忍事は、豊後にて生候者、皆可存候。其許にて、御尋候ても知れ可申候。一亂の刻、中川修理殿より、豊後の屋形へ、紹忍鎮次に鐵砲者被相添、立石と申所へ被遣候處、豊後之屋形、如水へ降參に付、紹忍鎮次歸陣之刻、池田三左門衛殿より、關ヶ原の様子、九月廿五日六日に申來候得ば、同廿八日に、臼杵表へ修理殿被押寄、同晦日、臼杵の町を破り、十月二日の夜、佐賀關と申所、太田飛驒守方への通路に、藏屋敷仕候て置所を、紹忍、古田喜三郎、

久徳五兵衛の書狀

甲斐五右衛門を、大將分として被遣候に、元通宗悦は一揆仕、二千許にて藏屋敷、又は町杯を打破り。四日の朝、臼杵表へ被引歸、右之様子、飛驒守聞候て、我等と山田三左衛門と申者を呼、申付候様子は、無理を仕候得と被申付候に付て指出と申所へ、船より上り、上の山に、右之衆、人數を被立候處へ突掛り候得者、指出表引退、佐賀關迄遁かゝる折節、中川平右衛門、上方より下向被仕、佐賀關へ船を付。早川内右衛門と咄被申候之處に、紹忍喜太郎引退候を、平右衛門被見候て、沙汰の限と被申、つゞけや兵共と突返し、飛驒守人數敗軍の處に、我等行向、古城を取、又敵の先手を放散し、佐賀關にて數度戰御座候。折節、中村太郎左衛門、紹忍〔とカ〕の鍵合せ、則突伏せ首を取り被申候。則紹忍内之者、すけ鍵を仕候處を、又取直し、主從二騎之首を、鍵にて被取候事、其隱無之候。其元にも、飛驒所に居申候浪人、定て居可被申候條、御尋可被成候。我等申候通、一言相違有間敷候。太郎左衛門身上、其元に濟不申候ても、斯様之沙汰を聞候て、知らぬふりは、成不申候間、隨分御申分候而被下候、爲御心得申入候。猶替事御

座候者、重て可申承候。恐惶謹言。

別本に、大友義統は、〔柔カ〕仁弱の將なれども、代々、豊後の國君となる故に、國人、其因を思ひしにや。黒田如水の城下に、豊後町と號して、義統に仕へし輩、豊後の國人數多、彼の門〔町カ〕に居たりしが、義統、豊後へ歸國と聞きて、彼の輩、豊後町に火を懸け、中津の城を焼き拂はんと、密々に相謀り、其外、所々にて郷人隱謀を企てけれども、義統降參せられしにより、豊後の國中は、勿論の事、九州一統に治りたり。是れ偏に、如水の智謀勇略のなす所なりと記す。今按するに、如水の大友氏下向を聞きて、時日に移さず、立石へ馳せ付け、本根とする大友を擒とせられし故に、豊後の國中、其外、内府に敵する將士、首を引きて九州平均に治り、臼杵の城主太田飛驒守は、其頃、強しと唱へられ、佐賀關にて、中川氏の歷々を討取りて、勝ち誇りしが、關ヶ原敗軍の後も、堅固に城を守りし。然るに、己が居城を、如水へ渡すべしといひたれば、敵の畏服せしところ分明なり。尙古、此年、筑前の國君綱政の微臣となりて、如水、長政の武功、又は其家臣の勇敢を飾る様なれども、神明

を掛けて、聊も僞なし。其上、天下の元老酒井忠勝の作られたる始末記にも、如水一人、武威を九州に振はれたりとあり。彼の別記に書きたる條に、正説をあげたりとすべきにや。

關原軍記大成 卷之三十九 終

關原軍記大成 卷之四十

伊東祐共戰功

又、日向國飢肥の城主伊東豊後守祐共は、其頃、大坂に在城なるが、内府公、會津へ御發向の時、黒田甲斐守・井伊兵部少輔・榊原式部大輔三人を頼み、某、小身なりと雖も、此度、内府の御後より會津へ馳せ上り、心操をも顯し申さんとありければ、家康公、其志を御稱美あり。然れども、豊後守、俄に腫物の病床に臥して、會津へ下向なり難く、兎角するうち、上方、騒動に及びけれども、豊後守、内府公の御味方すべき爲めに、家來横山條右衛門を使者として、黒田長政・井伊直政・榊原康政三人の方へ、其旨を申送り、又、黒田如水へ、此事の内談すべき爲めに、七月廿日、豊後中津へ飛脚を下し、某、頃日病氣なれども、内府の御下知を承り、戦功を顯はすべき所存あり。

伊東祐共
關東に味
方す

但し、大坂に罷在るべきか、又、本國へ罷下るべきか。貴方御計らひに、任すべしとあるにより、如水、返答せられけるは、上方一圓に、内府の敵なる上は、大坂の逗留然るべからず。急ぎ領地へ御歸あつて、敵國を攻め取り給はん事、肝要なりと返答せらる。されども、豊後守所勞、頻に重もりければ、八月上旬、又、豊州へ、飛脚を下し、某、存命不定なれば、嫡子左京、後出雲守と號す幼稚なれども、家老を相添へて、本國へ下し申さんとあるにより、如水、此旨聞届けて、貴方、重病を請けられし上は力なし。然れば、子息左京を下し給へとあるにより、豊後守、如水の下知に従ひ、子息左京に、家老稻津掃部・同因幡長倉三郎兵衛を相添へて、密に領地へ歸されしが、左京は、其頃十一歳なるに依りて、家老の輩、船中より相謀り、如水の方へ使者を下し、本國へ下著仕るに於ては、近邊の敵地へ働くべし。其檢使の爲めなれば、御家來を、一人給はるべしといひ送る。如水、此時、豊州安岐の城下に在陣せしが、家人宮川半右衛門を呼びて、其方、急ぎ日向へ赴き、伊東氏の戦功を見届くべしと下知せらる。内府公は、伊東豊州が一筋なる志を聞かせ給ひ、大坂に於て、御書を給はる。其趣に曰く、

今度、其方、無_レ如在之通聞届候。其方、煩付而は、九州在所へ被_レ申遣、相良、秋月、高橋相談、薩摩への働可_レ被_レ申付候。委細井伊兵部少輔可_レ申候。恐々謹言。

十月二日 家 康

伊東豊後守殿

斯くて、伊東左京は、九月下旬、領地へ歸り、同月晦日、稻津掃部、先手の主將となり、宮崎へ行程十一里なるを、夜中に馳せ付け、敵兵出づるに於ては、挾んで討つべしとて、二手に分れて攻めつく。城主高橋右近太夫は、濃州大垣の城に楯籠り、其家老權藤平左衛門・嫡子長左衛門・二男八右衛門等、夜中に敵の寄來るを聞きて、城内に控へしが、翌朔日の辰刻ばかりに、權藤父子三人、三百計りにて出向ひ、はげしく戦ひけれども、寄手の兵士、前後より馳せ懸り、權藤平左衛門・嫡子長左衛門・二男八右衛門を、忽ち討取りければ、敵兵、崩れ引くにより、翌日二日、宮崎の城を攻落し、彼所より直に、島津中務大輔が領地佐土原に至り、城兵と相戦ひ、斬首若干なれども、佐土原の城、攻取り難きにより、又夫より兵を進め、攝佐・倉岡・高岡・真田・山本脇口等の

伊東の兵
宮崎城を
陥る

伊東、島
津台戦

所々を斬從へけるが、薩摩よりの多兵、佐土原の加勢に來ると聞きて、稻津掃部、屬兵を隨へ、築瀬迄退きけるに、敵兵、後より慕ひ來り、伊東が者共、川へ乗入るに於ては、透間なく馳せ懸り、切散らさんとせしに、稻津掃部、其勢を計り、川の渡口より三間前にて、大返しに突き懸りければ、薩摩の輩、利を失ひて引退く。斯かりければ、稻津は、屬兵を下知して川を渡り、真田・山中・脇口邊にて、敵兵追蒐けしを、所々にて切崩し、恙なく軍を打入れたり。其後、如水の檢使宮川半右衛門に、使者を相添へ、權藤父子三人の首を持たせて、如水の陣所へ差遣す。此時、敵の首四百餘級討取る。伊東が兵卒をも、二百餘人討たれしとぞ。如水は、其頃、筑後へ起き、立花宗茂の領内水田村に、在陣せられしが、伊東、家人を召出し、權藤父子の首を實檢して、彼の使者を日向へ歸し、伊東氏の戦功を、内府公へ註進ありければ、伊東左京、少年なるに、敵國へ軍を出し、殊更武功を立てたりとて、甚だ御悦喜ありしとなり。父豊後守は、其冬、大坂に於て死去ありしが、其子左京亮に、本領を與へらる。彼の宮崎の城主高橋右近大夫は、其始、内府公の御敵となり、濃州大垣の城に籠りけるが、相良、秋月

伊東祐共
病死

伊東祐共戦功

と相謀り、垣見・熊谷・木村父子を討取りければ、各本領を給はるにより、伊東氏、宮崎の城を、其冬、高橋に返しけるとかや。

別記に、黒田如水は、大友を生捕にして後、家來宮川半右衛門を、日州へ遣し、伊東が者共、我等が戦功を羨しく思ひ、卒爾の働せんも知り難し。越度なきやうに相謀り、宮崎・佐土原の敵地を切隨へて、宮崎の城を攻め取るに於ては、彼の城に楯籠り、我等が下知を待つべしとあるにより、宮川半右衛門、九月十六日、立石を打ち、同廿一日、飢肥の城下に著きければ、伊東氏の家臣、如水の使者を檢使として、九月晦日、宮崎へ攻蒐け、權藤父子三人、其外二百計り討取り、其旨、如水へ註進申しければ、如水、甚だ感賞して、内府へ此手柄を申入るべし。我等は、小倉・久留米・柳川を始めて、加藤主計と一手になり、〔出水〕和泉口より薩摩へ攻め入るべし。又、我等が者共、嶋津が手の者を、數輩生捕りたり。彼の虜を薩摩へ送り給ふべしと、伊東が使者に、下知せられたりと記す。今按ずるに、如水の家來宮川半右衛門は、安岐の城より、飢肥へ赴きたりと聞く。但し、立石より日州へ馳せ赴きた

るが、實説なるにや。又、權藤父子三人の首は、如水、筑後の國水田に在陣の時、實檢して内府公へ、其戦功を註進せられたりと、傳記にあり。若し、是より先、伊東氏の戦功ばかり、如水へ註進して、權藤父子三人の首は、其後、筑後へ送りたるにや、覺束なし。又異本に、伊東氏の家臣、宮崎・佐土原にて、翌年の夏迄、薩摩の兵と十四五度相戦ひ勝利を得たりと記す。尙古按ずるに、嶋津義久、其冬、内府公へ降伏せられし上は、翌年夏まで、伊東氏と戦あるべきやう、更になし。是れ後人の異説なるべきにや。又別記に、伊東氏、此時、宮崎四萬石を切取りけれども、城主高橋右近大夫、降參するにより、宮崎を返し給はり、其後、高橋氏、坂崎羽州が罪に依つて、領地を召放されしが、又有馬修理大夫に給はりて、宮崎を縣と改む。又、嶋津氏に、本領を給はりけり。豊久が采地佐土原を、嶋津が知行となすにより、伊東が攻取りたる佐土原四箇所、薩摩へ附き、伊東は、少しの御恩賞もなく、郎従等思ひたりと記す。今、謹みて按ずるに、伊東の戦功紛なし。然るに、御加恩なかりしは、格別の思召ありたるにや、覺束なし。

加藤清正武功附小川一戰

太閤秀吉公の御母堂と、加藤主計頭清正の母は、姉妹なり。然る上は、清正は、秀頼公の御外戚といひ、殊更、大坂に人質あり。主計は、本定味方たるべしと、秀家・輝元以下の人々、此人を頼み思はれけるに、清正、家臣を召集め、今度、大老奉行の輩、天下の御爲めと號して、亂を起し、さばかりの内府を、敵となして、一時に勝負を決せんとする事、偏に滅亡を招くに似たり。縦ひ、彼の輩一同に、實心より出でたる謀にもせよ。本と勝利なかるべき方に與力して、此方共に亡びなば、秀頼公の御行末を、何者かは計り奉るべき。其上、石田・小西等が心を察するに、事を左右によせて、内府を始め、手に立つ者を斯く計らひ、我意に任せんとする邪謀ならん。然れば、内府の旗下に屬し、彼の輩を討果して、亂を治むべしとありければ、各、仰、然るべからんといふにより、然らば、我等が存案を、内府へ申入るべしとて。其趣を關東へ註進せらる。家康公、清正の所存を聞かせ給ひ、大方ならず御悦喜ありて、關

清正、家康に味方す

東より御書を與へらる。其趣に曰く、

今度、雖上方鉾楯候、御方之儀別條無之由、祝著之至候。然は肥後・筑後兩國進置候間、成次第可被申付候。此節に候條、隨分無油斷様、專一に候。猶津田小平次、佐々淡路守可申候間、令省略候。恐々謹言。

八月十二日 家康

加藤主計頭殿

進之候

又、頃日、清正の家人明石茂兵衛、使者として、密に關東へ赴きけるが、赤間が關に、船を繋けて風を待ちけるに、彼の所、敵地なるに依つて、浦人多く馳せ集り、御邊は、何國より何方を指して通る人ぞ。其行先を聞かんといふにより、茂兵衛、其旨を聞きて、我等は筑紫より上方へ上る商人にて、更に、覺束なき者にはあらずと陳謝す。然れども、茂兵衛を召捕りて、恩賞に預るべき志ありけるにや。浦人、少し油斷するを見て、其所を馳せ脱け、三町計り行きて、寺のありけるに、走り入りて見れば、僧の火を燒きて、茶を煮るあり。茂兵衛、懷中より清正の書狀を取出し、爐中へ投入

加藤清正武功小川一戰

清正の使
者明石茂
兵衛自害

れて焼捨て、僧に向つていひけるは、我等は田舎の商人なるを、此浦の漁父、利欲を貪り、殺害に及ばんとするにより、是まで遁れ來りたり。後日に尋ぬる人あらば、此旨を、語り傳へて給はれといふ内に、浦人進み來りければ、人手に罹らじといひて、切腹せしを、彼の僧、何とは知らねども、茂兵衛が最期を憐み、懇に葬りけるとなり。又、頃日、清正は、近國の敵地へ働くべしと相計り、其の註進の爲に、書狀を調へ、家來谷崎權太夫を呼びて、書狀を渡し、急ぎ關東へ持參せよとありければ、權太夫、清正の前にて、彼の書狀を抜き、觀世紙捻に作り、是を笠め緒となして、關東へ赴きしが、彼も、亦赤間が關に於て咎められけるに、笠を脱ぎて、傍へ捨て、我等は商人なり。通して給はれと、色々陳じければ、咎むる者、然らば通し申すべしといひけるに、權太夫、心ありて、態と彼の笠を捨て行き過ぎけるに、後より呼懸けて、笠を與へければ、之を受取りて、彼所を通り、終に清正の書狀を、内府公の御陣所へ持參申しければ、家康、權太夫を御前へ召し給ひ、西國の事共、御尋ありけるが、御序に、清正、兼ねて我等を諫め、關東へ發向無用なり。若し、さもあらば、近江國を過ぐ

清正の使
者谷崎權
太夫の奇
智

る頃、必ず後にて、大亂起るべしと申されしが、果して、此亂起りたり。清正は、智計ある人なりとて、殊の外、感じ仰下さる。彼の清正の狀に曰く、

態致言上候。何方迄被成御出馬候哉、承度存申上候。〔よりイ〕

一、從奉行衆、我等方へ申談候半とて、毛利壹岐守を差下之由に候。書狀は、相越候へ共、其身は、小倉に在之由に候。其後、去月晦日に、大坂我々留守居之者に互の誓紙の案文差越、秀頼様へ御忠節、此時に候間、家老之者共、人質をも出し、罷上り御奉公申候様に、被申越候。今に不能返答候様子により、如水申談、返答可申遣候。斯様之儀、若し御耳に立申候共、被成御不審間敷候。重々如水と申合有之事に候間、御安心可被思召候。再三申上候へ共、今に壹人も不罷戻候。小山より御下に、我等は壹人參著候。其後、又壹人進上申候。重而又、如水申談、一人宛進上候事。

一、此面之儀、尾州清洲邊を被成御著候御一左右承り、いづれの道にも、此隣國可申付旨、如水申合候而罷有候。聊卒之儀、仕間敷候條、御心安可被思召候。

委儀は、右如水相談に而進上〔申イ〕中使口上に申含候。此等之趣、御披露所仰候。恐
恐謹言。

九月七日

加藤主計頭

清

正

本多佐渡守殿

西尾隱岐守殿

其後、清正の内室も、大木土佐が計らひにて、大坂より肥州へ下著ありければ、此上
は、愈、近日出陣して、小西攝州が宇土の城を、攻め落すべしと内議せらる。然る所
に、羽柴忠興の城代松井佐渡守・有吉四郎右衛門、熊本へ飛脚を馳せ、今度、大友義統、
上方に屬して、當國へ馳せ下り、木付の城を攻むべき聞えあり。然れば、此方無勢
なり。御加勢あつて給はるべしと、申すにより、清正返答ありけるは、義統、其地へ
働き候とも、堅固に籠城せらるべし。我等も、近日他方出陣の覺悟あるに依つて、
兵士共の合力なり難し、鐵炮の百人加勢あるべしとなり。此時、家人三宅喜藏後、角左衛門と
號す、を召出し、其方、急ぎ豊州に至り、松井・有吉に合力すべしとありければ、三宅申

羽柴忠興
の城代
松井佐渡
守有吉
に乞ふ
清正

して曰く、近日、御出陣の御沙汰あれば、御眼前に於て、相應の心操をも顯し申した
き所存なり。願くば、木付の加勢を、御赦免あるべしといひければ、清正、甚だ怒を
爲し、汝を當家へ召出したる時、未だ若輩なりしが、爰彼所の戰を勤めさせ、既に武
功もあるにより、縦ひ、他國へ遣したりとも、越度は取るまじと了簡して、此度の
加勢申付けたるに、沙汰の限なる返答なり。いつまでも、武道不案内の者を、當家
に置くべきやう更になし。急ぎ當國を立去るべしと、あるにより、喜藏も、清正の怒
に屈服して、庄林隼人が方へ赴き、某、只今、御機嫌に背き、御暇を給はりたれども、
つくづく思慮を回らすに、天下に大名多しと雖も、此度の御家を去りて、又、誰殿を
頼むべき。所詮、貴方の御手に付き、今度の御供申さんといふにより、隼人も、清正
の前を憚りながら、三宅が志を痛はしく思ひ、然らば、宇土へ同道申さんと受合ひ
たり。清正は、三宅に暇を出して後、坂川忠兵衛・日下與助兩人を呼んで、鐵炮五十
挺宛引廻し、木付へ赴くべしと下知せらる。斯かりければ、表向は、清正は豊後へ
出陣すると觸廻し、庄林隼人を、先手の武者奉行となして、九月廿日に、熊本を出陣

清正出陣

加藤清正武功小川一戰

せらる。其勢、八千五百人とぞ聞えし。其日本山崎に至り、是より小西が宇土の城へ、取懸るべしと觸れ聞かせ、其身は、大的山に陣を居ゑ、加藤百助、吉村橋左衛門兩人を、二隊に分ちて先手となし、明朝、宇土の城下鹽田口・石瀬口を、攻め破るべしと議定せらる。宇土の城代小西隼人、南條元宅等、敵の寄來るを聞きて、町口へ手の者を出し、宵より箭を燒きて、寄手を待ちけるに、清正は、内々、夜の明方に、町口を攻め破るべしと、定められしが、吉村が手の若者共、巳の刻計りに、石瀬の町口へ、ひた／＼と攻め近づく。城兵、頻に鐵炮を放ちけれども、寄手の兵士、事ともせず、終に町口を攻め破りければ、城兵、爰を引取りて、三町目の城戸を固めけるが、嶋津又助といふ老功の物頭、足輕に下知して、左右の店下へ、はげしく鐵炮を打かけしに、戸・障子・簾を楯にして、軒下に附きたる寄手の兵士、數十人討死す。此折節、跡の町屋に火を懸けしかば、城兵、此あかりを、幸に鐵炮を打ちければ、多くはあだ矢なかりしなり。清正の家人和田備中、前野助兵衛に向つていふやうは、味方足を立兼ぬると見えたり。いざ、あの木戸を揉み破らんといへば、助兵衛、是に同意して、兩人、

宇土城攻

三宅喜藏
奮戦

一文字に馳せ蒐る。之を見て、蘆野九太夫・石田鶴右衛門も、兩人に續きけるが、敵の鐵炮、和田備中が盔に當つて、淺手ながらも、うつぶしに倒れけるを、備中が家來和田宇右衛門、主人を肩に懸けて引退く。是より寄手亂れ立ちて、前野助兵衛、蘆野九太夫・石田鶴右衛門等、皆町口へ引返す。鹽田口へは、加藤百助向ひけるが、熊本にて暇出されたる三宅喜藏、先非を悔いて、此戦に討死するか。然らずば、晴なる高名して、主君清正の機嫌を、直すべしと思ひ、茜の三本しなひの差物をさし、郎等浦小次兵衛、槍持助六兩人召連れ、夜中に鹽田の堤を過ぎて、城下へ近づきしに、南條元宅、郎等福田九郎左衛門唯一人召具して、物見の爲めに、鹽田口へ出でけるが、三宅喜藏、夜の明方に元宅を見かけ、屈強の敵なりと思ひ、詞を懸けて馳せ懸り、元宅が冑を突き落す。南條、三宅に鎧つけられて、頬先に痛を被りけれども、淺手なれば事ともせず、三宅が鎧に、取付きて、引合ひしに、三宅、鎧を捨てむすと組む。互に強力なる者なれば、上になり下になりて、勝負未だ相分からず。城兵、之を見て、元宅を討たせじと、數十人馳せ出づる。清正の本陣へ、此形勢見えければ、茜の三本

しなひは、正しく三宅喜藏と覺ゆるぞ。彼を討たすなと、頻に下知せらる。是に依りて、飯田角兵衛、庄林隼人等、五六百人を従へ、我れ劣らじと馳せ付くる。中にも、飯田角兵衛、一番に馳せ著き、其家人關九左衛門太刀打して、心操を顯し、三宅が郎等浦小次兵衛は、弓を以て、横合より敵を射拂ひ、鏑持助六は、其場に於て討たれしなり。斯かりければ、南條元宅は、敵兵の駆け來るを見て、付入るを、覺束なくや思ひけん。三宅と取離れ、忽ちに其場を引退きて、城戸を堅む。清正は、三宅が先非を悔いて、命を抛ちたる志を感じ、本陣へ召寄せて、其日、著せられし羽織を給はり、又本祿千百石に、千石の加増を得させ、剩へ、感狀を與へらる。其趣に曰く、

今度、於宇土表無比類、勳神妙に候。爲其褒美、加増領地千石遣之候。全令所務、猶可抽忠勤之狀如件。

慶長五年十月廿日 清正

三宅喜藏どのへ

又彼の飯田角兵衛、一番に馳付け、三宅を救ひけるのみならず、敵を城中へ追ひ入

れたる働を感じ、感狀を與へらる。其詞に曰く、

今度、於宇土表無比類、勳神妙に候。爲其褒美、加増千石遣之候。全令所務、猶可抽忠勤之條如件。

慶長五年十月廿日 清正

飯田角兵衛どのへ

彼の三宅角左衛門、飯田角兵衛は、其後も、亦加増を取りて、三宅は采祿三千六百七十石、與力知行ともに五千三百五十石、外に鐵炮百二十挺預りて、飯田は食祿四千五百石、與力ともに七千百十石、外に鐵炮百挺預る。兩人ともに、出陣の時は先鋒と爲り、常は普請の總奉行を勤む。彼の兩人を、加藤の家にて、兩角といひ傲はず。又、宇土にて、働きたる三宅郎等、浦小次兵衛に、三宅角左衛門、二百五十石の食祿を與へ、飯田が郎從關九郎左衛門にも、主人飯田角兵衛、新地二百石得させけるとなり。斯くて、町屋を燒拂ひ、杉山主水等に、仕寄を付けさせて城に迫る。又、次の夜、加藤百

加藤清正武功附小川一戰

加藤家の
兩角

たる坂川忠兵衛・日下與助、木付より歸りて、百助が手にありけるが、日下與助、一番に駈け付け、城兵杉野次郎助と鍵を合せて、劊を蒙る。續いて坂川忠兵衛・伊藤新五左衛門・佐久間角介・井村彦右衛門・田中兵助等、城兵と稠はぢしく戦ひければ、夜討の隊長竹内茂兵衛、手の者を下知して引退く。清正の軍士田中兵助も、其場に於て劊を得。清正、件の一戦を聞届け、其夜中に、日下與助・坂川忠兵衛・伊藤新五左衛門・佐久間角介・井村彦右衛門・田中兵助六人を、本陣へ召して、其粉骨を稱美して、田中兵助が右の肩先より、血の流るゝを、清正、目早く見咎めて、兵助が手前覺束なしと、いはれけれども、兵助を始め、有合せたる面々、如何なる故とも辨へざりしに、清正の小姓水野五助、主君の意趣を發明して、兵助は常に左槍なれば、右の肩先を突かせたるも、理にやと申しければ、清正、笑つて申されけるは、凡そ打込の合戦には、手前の不審なき事なり。今夜は、暫時の迫合なれば、兵助が劊に疑あれども、左鍵ならば、さもあるべしとあるにより、各、退去せしとなり。又、或夜、風雨烈しきに紛れて、密に仕寄の前を通る者あり、仕寄番の足輕、彼を搦め取つて本陣へ送る。虜の

清正、日下與助等六人の粉骨を賞す

計 清正の奇

者、陳じけるは、某は、城下の町人なるが、城内へ取入れられ、密に城を落ちたりといひて、拷問すれども白狀せず。清正、此旨を聞きて、彼の者を搦めたる場所に、何なりとも落したるものありや、尋ね來れとあるにより、松明を立て、見れば、竹の杖あり。之を旗本へ持ち來りしかば、清正、彼の杖を割らせて見られしに、宇土の城代小西隼人より、八代の城代小西若狹が方へ送る狀あり。幾日の何時に、後詰せらるゝに於ては、手を合すべしとの文言なり。清正、頓て、邊り近き里民を、一人召寄せ、彼に人質を出させて、汝宇土の城中より出でたりと號して、八代に赴き、此書狀を、若狹に見せよとありければ、彼の者、聽て八代へ馳せ付け、件の旨趣を述べけるに、隼人が自判紛るゝ所なきに依つて、聊かも疑はず、後詰すべき由を、返書に認め、彼の者に渡す。其返書を、清正の披見に入れければ、彼の里民に、重く恩賞を與へ、八代より後詰すべしと書きたる日限を測り、隊長吉村左近に、武者奉行相田六左衛門を相添へて、千餘人、八代の道筋へ差向けられしに、小川の町口にて、後詰の敵とひしと行遇ひ、鐵炮を打懸けたり。八代の兵士、思ひ懸けざる事なれば、備し

どろになりけるに、後詰の隊長高橋半左衛門、下の者を勵し、敵は相印あり、之を目當に打通すべしといひて、兵を進む。吉村・相田、軍士を下知して、無二無三に蒐りければ、敵、遂に追立てられて、八代へ引退く。此時、清正の軍士北川監物は、未だ物馴れぬ若者なるが、味方の差物白練の切さきしなへに、目を著けて引取りけるに、しなへの差物二三騎あつて、其餘は、思ひくの背旗差したる敵兵なり。扱て差物を見誤り、敵の方へ退きたり。爰は、一術あるべしと思ひ、左右の者に向つて、敵一戦に討勝ちて退く所を、追詰めて討ちたらんこそ、勇士の心操なるべけれ。いざ追討せんといひて、馬を返す。八代の兵、之を見て、彼奴は正しく敵なるぞ。餘すな洩すなど、犇めきけれど、難なく味方の陣に馳せ歸る。又、清正の兵士相田權六は、小川の一戦に遅參して、無念に思ひ、退く敵を追懸け、後殿の武者と太刀打して、其後、馬より組んで落ちけるが、終に敵を組み伏せて、其首を取る。此旨、八代の隊長高橋が下知に依つて、冑首・平首四十計り、討取りけれども、戦地を追立てられしに依つて、城代若狹、強ちに稱美せざりしとかや。去る程に、宇土城を圍みたる清正の

軍勢、城の堀際まで竹牌を付け寄せ、火箭大筒を打入れ、晝夜の境もなく、攻めけれども、城兵、更に氣を屈せず、堅く守つて日を送りしに、十月上旬に至り、關ヶ原の合戦、家康公、御勝利の聞えありければ、清正、城中へ矢文を射させ、浮田・石田敗軍の註進あり。此上は、城を開け渡すべしとありければ、小西隼人、矢文の虚實を覺束なく思ひ、更に返答もせざりしが、行長が從者、落人となりて下りけるを、清正の兵士、搦め取つて本陣へ連れ參る。清正、彼を城内へ放ち入れられしかば、彼者、城代隼人に會ひて、味方、敗軍の實事を語る。其後、隼人、使者を出し、清正へ申しけるは、味方敗軍の註進分明なり。然る上は、小西若狹と申通じて、宇土・八代の二城を明け渡し申すべし。但し、城兵に於ては、清正公の御家來となし給ひ、妻子眷屬を養ひ申すやうに、御下知あつて給はるべし。某と小西若狹兩人は、切腹仕るべしと、いふに依つて、清正、彼が志を憐み、其方若狹切腹して、宇土・八代の二城を渡すに於ては、城卒の一命を助け、大半、我等が家來に爲し、末々疎略なかるべしとあるに、より、隼人方より、八代へ使者を立て、其旨を告げけるに、若狹も同心するにより、清

宇土・八
代
の
二
城
開
城

正へ其趣を申しければ、驪て、檢使を立てられしに、兩人の城代切腹して、城兵、城を明け渡す。是れに依つて、宇土の城には、加藤與左衛門・並河金石衛門後志摩と號す、八代の城には、吉村橋左衛門・堤權左衛門を入れ置きて、清正は、熊本へ歸城せられしとかや。

異本に、木付の城代松井佐渡・有吉四郎左衛門、熊本と中津へ、使者を立て、大友、假令、木付の城を攻むるとも、堅固に守るべき覺悟あり。御心安かるべしといひければ、黒田如水、此旨聞届け、加勢を乞はざるは、兩人の器量なりと、褒美せられしと記す。今按ずるに、松井有吉、熊本・中津へ加勢を乞ひし故に、清正も、坂川忠兵衛・日下與助を加勢に出されたりと、舊記にあり。大敵を受けて、援兵を乞はんに、さまでの後難なかるべし。然るに、松井有吉が加勢を乞はず、堅固に城を守るべしと計り告げたるを、如水、褒美せられしとあるは、異説なるにや。又、別本には、三宅覺左衛門・飯田角兵衛が、此働に説々あり。尙古按ずるに、覺左衛門が子三宅住成任カ、角兵衛が孫飯田宗本は、二十年來の舊知なるより、彼の兩人に、此時

庄林隼人
と梅谷善
兵衛

の始終を聞届け、覺左衛門角兵衛に、清正の與へられし憾狀、三宅に給はりし羽織、又は、三宅が元宅と組みたる時の具足に、砂引あるを見て、此働の始終を考へ、説々を除きて、右に記す。又、彼の三宅任成、予に語りけるは、父角左衛門は、庄林隼人が子に付いて、宇土へ發向せし故に、隼人も、角左衛門を救はん爲めに、先手へ馳せ付けしが、隼人が乗りたる馬、鐵炮に中つて倒れしに、梅谷善兵衛、隼人が片腹へ馬乗り付けて、隼人を、我が馬に乗せ、其身は、歩立になりて、馳せ付けしうち、敵兵、城中へ引入りたり。然るに、庄林隼人、其後、梅谷善兵衛に、此時の一禮をいはざるにより、梅谷、聞えざる事に思ひ、隼人が方へ、常に出入する者に遇ひて、先年、宇土にて、我等は、隼人殿に志を顯しけれども、其後、何の御沙汰なきは、不審なりと語るにより、彼の者、其旨を何となく、隼人に述べければ、庄林、其意趣を聞きて、梅谷善兵衛、宇土にて我等に、馬を貸したるは紛なし。但し、善兵衛も、先を争ひて馳せ付くべき時節なるに、我が馬を、人に貸したるは、心懸薄きに似たり。然るに、事がましく、一禮をいはし、此事、人も知りて、梅谷が爲にも、如何と

思ひ、差控へたり。依つて、又、其旨を、善兵衛に語りければ、梅谷、忽ち屈服し、やうに思ひしといへり。又別記に、彼の南條元宅は、伯州羽衣の城主南條左衛門佐元次が次男にて、兄の勘兵衛元重にも、劣らぬ勇士なり。小西に仕へし時、三千石なるを、清正へ召出して、五千石與へらる。三宅は、宇土にて南條と組みたる時、手の下に刺殺すべきを、討洩したるは、其日差したる小脇差、少し寸延びたる故なりと、人に語る。其後、南條と參會して、軍物語する序に、先年、宇土の戦に、貴殿を討洩して、無念なりといひしに、南條は、又、御邊を討たざるが口惜しとて、互に興を催しけるが、元宅、或時、清正の前にて、宇土の戦を語り出し、三宅が働を、殊の外に感じければ、清正、彌、三宅を寵遇せらる。又、清正、熊本の居城を繕治の時、清正の足輕の者と、元宅が自分の足輕と口論せしに、元宅が足輕頭何某九郎治、足輕を下知して、清正の足輕二人、敲き伏せたりしに、清正、甚だ怒り、彼の九郎治に腹切らせ、我等が足輕を敲きたる者の首を、斬るべしと、頻に下知せられしかど、三宅、更に承引せざるにより、元宅に、九郎治を召

連れて、罷出づべしと。直に、其意趣を聞かんとありければ、元宅、聽て九郎治を召連れて、清正の前へ出でたりしに、我等が下知を違背するは、如何なる故ぞと、あらけなくいはれけれども、元宅、少しも屈服せず。君の御用に立つべき者を、死罪に行はれ、彼の敲かれたる者共を、不便に思召すは、心得難しといひけるに、清正、忽ち機嫌を直し、其九郎治が眼ざし、何様、用に立つべき者なり。彌、目を懸くべしといひて、彼の敲かれたる足輕二人、討殺されたり。又、元宅と同時に、清正へ出でたる三ヶ彦右衛門も、勇敢なる者なり。清正、肥後一國を拜領の後、正月朔日の禮式を、嚴重に定められ、三ヶ彦右衛門が傍に居たる何某を限りに、盃を給はり、彦右衛門より次へは、大ながれの酒を飲むべきに、議定ある故に、酌に立ちたる者、盃を持ちて、座を退きければ、彦右衛門、酌を呼懸けて、御盃を持來らられよといふ。彼の酌の者、清正の顔色を見るに、以の外の面色なり。然れども、武士に面目を失はせて、本意なしと思ひ、彦右衛門に盃を授く。彦右衛門、酒を飲みける時、清正、如何思はれけん。三ヶどののは、上戸と見えたり。今、一つといはれ

しに、彦右衛門、三盃續けて酒を飲み、座を立ちけるに、南條三ヶが背を叩き、御邊は、晴なる鍵を突きたりと褒美せしが、翌年の正月より、彦右衛門にも、盃を給はりたりといへり。又別記に、薩摩の隊長本郷能登守、宇土の援兵として來りしを、清正の隊長吉村橘右衛門、庄林隼人馳せ向ひ、小川に於て相戦ひしが、清正の軍士相田權六、本郷が乗りたる馬の太腹を、鐵炮にて打貫きければ、本郷、馬より下り立ちけるを、權六、透間なく馳せ付けて、喉を鍵つけて首を取る。是より薩摩の兵、崩れ立ちて、終に敗北せしと記す。今按ずるに、清正記の繼撰に、本郷能登が、清正の兵と戦ひたるは、虚説なりと書きたり。然れども、清正の近臣古橋五郎が覺書にも、相田權六、本郷能登を討ちて、加増を給はり、後に内匠と、名を改めたりとあり。然れば、清正の兵、八代の兵と小川にて相戦ひ、其後、又、同所にて、本郷能登と戦ひしにや。別本に、清正の領内佐敷の城を、薩摩の兵、數日攻圍みしが、關原の合戦に、味方打負けたりと聞きて、寄手、退散せしと記す。今按ずるに、佐敷の城を、敵兵、數日攻圍むに於ては、清正後詰せらるべし。然るに、此時

佐敷の城代加藤與左衛門、其外、援兵として、佐敷へ差向けられしといふ説もなく、又、寄手の陣頭隊長の姓名を記さず。唯薩摩より佐敷の城を攻めたりとのみ、書付けたれば、旁々疑なきにあらず。但し、家康公の御年譜、又は空印の作れる始末記にも、薩摩より佐敷の城を攻めたりとあり。正説なるにや、覺束なし。又、別記に、清正の郎徒杉山主水は、少年の時、久助と號す。竹中半兵衛重治は、異姓の従弟なるに依り、半兵衛に従ひ、所々にて戦功あり。半兵衛死去の後、秀吉公へ召出されしが、秀吉公、中國へ發向の時、木村常陸介は、先手なりしに、武功ある者を持たざる由、申しければ、杉山主水を、其手に付けらる。山崎にて、秀吉と明智光秀合戦の時、主水は、常陸介が先手に居て、合戦の見きり、節に適ひたり。剩へ、明智が母衣頭稻次萬五郎と渡り合ひしに、萬五郎は、強力、人に超えたる者にて、三尺計りの刀を、片手にて打振り、切合ひしかば、主水、數箇所創を被り、既に危かりしに、終に、萬五郎を切伏せて其首を取る。其後、彼の疵を保養の爲に、攝州有馬へ入湯せしに、萬五郎の弟福次半兵衛も、手負ひし故、有馬に入湯しける

が、杉山主水が所に來り、知人になり、萬五郎は、兄なる故に、譽め申すは、如何なれども、世に勝れたる勇力なりしに、貴殿討たれたるは、比類なき功名なり。彼が刀を打取らせられたりと聞く。其刀は、我等が家に傳へたる重寶なり。願くは、申請けたき由、いひければ、主水聞きて、夫こそ易き事なれとて、彼の刀、京都に上せ置きたるを取寄せ、半兵衛に授く。半兵衛は、其後、有馬玄蕃頭豊氏に仕へ、家老となりて、壹岐と改む。彼の刀、今に稻次が家にありとぞ。主水は、其後、如何したりけん。常陸介と不和になり、前田利家に仕へしが、常陸さはるに依つて、身の置所なく、秀吉公へ直訴せんと思ひしに、折節、尾藤甚右衛門、讃岐國を召放され、小田原陣の時、秀吉公へ直訴しけるを、秀吉公、怒り給ひ、即時に討戮せられしに、其怒も恐れず、翌日、豆州三島にて、直訴申しけるに、秀吉公、石尾七兵衛を以て、其意趣を聞かせ給ひ、何方になりとも、奉公苦しからずと、あるにより、彼れ此れの家仕へ、其後、清正の臣となりて、朝鮮に渡り、度々武功あり。又、城攻に、主水が下知は、宇土の追手へ、一日の間に、竹束をわけさせたる働、清正感悦せら

る。此時、清正の家老物頭廿四人ありしが、主水も其一人なり。其後、故あつて、寺澤志摩守に仕へ、名を内匠と改む。清正死去の後、熊本へ行きて病死す。年五十六。其子諸左衛門は、前より肥後に仕へてありしが、主水死去の後、唐津へ行き居たりしを、筑前の國君黒田長政、元來、其父内匠を知れる故、差出し召仕はる。長政死去の後、其嗣子忠元に仕へ、隊長となり、江戸天守赤坂の營作の奉行として、勳勞せし故、江府の御城へ召して、御小袖・御羽織・白銀を給はり、忠元も采祿を加へらる。寛永十五年、肥前の國島原の草賊蜂起の時、忠元に從ひて、江戸より島原に下り、二月廿一日の夜、城中より夜討に出でし時、諸左衛門駆け合せ戦ひけるが、敵を討取り疵を被る。嫡子久太夫・甥杉山權太夫、又者從者一人、此時討死す。同月廿八日、落城の時、早く城へ乘入りて、又、疵を被る。忠元當時の褒美として、白銀を給はり、歸國の後、又、食祿を加へらる。父子ともに、才器武勇人に勝れたり。其子孫、今も筑前にありといへり。

又、頃日、松浦法印・宗對馬守・五島淡路守・大村新八後、丹後守と號すも、大坂より催促に従ひ、

長州赤間が關まで出船して、彼所の名主佐早傳兵衛が宅に、各、參會ありしが、内府公の御機嫌を憚り、彼所より歸陣せられしにより、家康公より御書を給はる。其趣に曰く、

今度、上方衆逆心の刻、不被致同心儀、忠節の段祝著に候。然者、向後寺澤志摩守取次一手に有之、萬事可被相談候也。

九月廿八日 家康

松浦式部卿法印

或説に、宗對馬守は、病と稱して出陣無く、其家老柳川豊前、陣代として馳せ上り。大津の城を攻めたりといへり。別本に、大村新八郎は、下の關より在所大村へ歸りしが、加藤清正、宇土の城を攻むべしとあるを聞きて、加勢の爲めに、家來今里新左衛門に、鐵炮百五十挺差添へて、肥後へ遣しけるに、内府公、此旨を聞かせ給ひ、御喜悅ありしといへり。又或説に、宇土にて吉村橋左衛門が仕寄は、他的手より頻に出強るにより、清正軍使者を馳せて、今少し、控へさせよといはれ

しに、橋左衛門承り、髭殿は、他的手へ御下知はともかくもあれ。此橋左衛門が仕寄の差引は、御無用なりといひて、承引せざりければ、其の如く、御返答申しては、御機嫌如何あらんと雖も、曾て承引せざるにより、使者馳せ歸り、橋左衛門は、御下知に従はざる旨を述べけるに、清正怒つて、何故に我等が下知を違背するか。彼が仕寄へ參れと、いはるゝにより、髭殿の差引御無用なりと、無禮を申したり。重ねて私儀にあらざる御返答申すに於ては、忽ち討果し申すべしといひければ、清正笑つて、橋左衛門は、いつも左様の無禮をいふ者なり。心に懸くべからず。重ねての下知も、無用なりとて、軍使を宥められたり。彼の橋左衛門が、髭殿といひたるは、清正に、多く髭ある故なりといへり。

又、肥前國高來郡原の城主有馬修理大夫晴信は、秀家輝元の方人なるにより、家康公、罪科に處せらるべしと、仰せけるが、其子左衛門佐直純は、父の勘當を受けて、多年、家康公に仕へ、功勞ありしにより、罪を宥められ、本領安堵せしが、慶長十四年の春、家康公、肥州長崎の舶司長谷川兵左衛門藤廣に仰せて、占城國ちやんはんとくの南奇きやうを獻すべ

しと仰せらる。匠作、此旨を傳來り、内々、所持する所なりとて、名香を駿府へ捧げしに、家康公、甚だ御賞翫ありて、肥州は、占城國への海路あれば、急ぎ彼の國へ、使者を渡し、南奇を求むべしとて、銀一萬五千兩、其外、甲冑・屏風を與へらる。匠作も、其使者に、私の引出物を得させ、南蠻の商船に乗せて、纜を解き、其船、阿媽港あまかほに到り、渡海の順風を待ちけるに、烏船主加毘旦、匠作の使者を殺害し、家康公より與へられたる白銀・甲冑以下を悉く奪取り、其冬、知らぬ顔にて、長崎の津へ著岸せしに、彼の加毘旦が暴逆、先達て聞えければ、家康公、彼を誅戮すべしと仰せらる。時に、修理大夫申しけるは、某、仰を承り、占城國へ遣したる使者を、彼が殺害する上は、某、又、一手を下知して、彼の烏船を乗取り申さんとありければ、家康公、申す所理なきにあらず。然れども、彼の烏船は、さばかりの大船にて、乗取り難かるべし。彼れ若し、順風に帆を揚げて、歸國するに於ては、本朝の恥辱ならん。其邊の諸將に、下知すべしと仰せけるを、匠作、頻に御免を願はれければ、此上は、越度なきやうに、計らふべしとて仰出さる。匠作、斜ならず悦び、十二月四日、駿府を立ち、肥州原の居城

南蠻商船
の横暴

へ歸り、翌日、長崎に到り、長谷川左兵衛に參會して、烏船を攻め取るべしと、相謀りしが、容易に、其功なかるべしとて、家人林田作野右衛門・鬼池九郎右衛門兩人を呼びて、汝等、烏船に乘移りて、加比旦に近づき、刺殺すべしとありければ、兩人生命を承り、短刀を懷に藏め、死を一決して、彼の船に近づきけれども、加比旦、石火矢を放ちて、兩人の船を拒ぎ、終つて長崎の湊を去つて、高鮮といふ所に碇を下す。匠作、之を聞きて、領地へ人を遣し、原の城に居たる諸卒は、いふに及ばず。古賀の城主山田兵部以下數十人を召寄せ、有馬右衛門・結城彌平次・安富越中・安富河内・山田兵部等の家臣、兵船數十艘に取乗つて、烏船を攻破るべしと相謀る。武者奉行は、匠作の舍弟有馬備中守なり。匠作は、小船に乗つて、敵船の形勢を見計り、家臣安田越中守を呼んで、敵船を焼き沈むべしとあるにより、漁獵する小船を、多く集め、薪を積んで烏船に近づき、敵船を焼かんとすれども、敵兵鐵炮を厳しく打つて、拒ぐにより、却つて味方の船焼破して、雜人、海に沈む者少々ならず。重ねて、安富越中、謀を廻らして、燒船を先立て、其船に追繼つて、烏船に乗入るべしと相定む。是

れに依り、谷川角兵衛・高橋主水・久能善右衛門等、樓船に乗つて、敵の船に近づくべしと相定む。斯くて、十二月十二日の夜に入つて、船に乗入るべしと、議定せしを、匠作の曰く、夜中の戦、覺束なし、明日の早天に、攻蒐るべしとありければ、谷川角兵衛・高橋主水申しけるは、今宵の一戦を留めらるゝに於ては、勇氣も弛み、武力も怠りなん。夜中に、風止み波靜にならば、敵船、帆を引きて遁れ去らんも、測り難し。唯御許しあれかしといひければ、晴信、然らば、我等も口口に乘移り、魁して、諸士を勵ますべしといはれしに、谷川覺兵衛承り、君、輕忽の御働は、然るべからず。我々敵船に近づき、千死一生の働を爲し、速に戦功を立て申すべし。若し、烏船馳せたれば、西洋蠻夷の海隅を究めて、兵船を進め、本朝の武威を、顯し申さんといひければ、晴信、彼が諫に従ひ、然らば、汝等、粉骨碎身の功を立てよと、あるにより、烏船の楫の方に、有馬右衛門・結城彌平次・山田兵部、父楫の方に、有馬備中・安富越中・同河内、船列を整へて、二日の戌の刻計りに、敵船に馳せ近づく。加比旦、從兵を下知して防ぎけれども、谷川角兵衛・高橋主水・井上藏人・高尾七之允・林田作野右衛

有馬晴信
烏船を燒
沈めしむ

門等が乗りたる樓船、烏船に乗付け、林田助市郎、鐵炮鎖鈎を敵船に投げ込み、釣り引きて一番に乗移る。之を見て、晴信の兵士等、一度に攻入つて相闘ふ。安徳宮内・久能善右衛門・喜多市之允・平井左兵衛・高尾四郎兵衛・林田彌六郎・馬場右衛門は、結城傳七郎・馬場七郎右衛門・馬場甚助・林三助・西郷五郎左衛門・金子助作・渡邊庄次郎・岸安之助・林右衛門作等、忽ち命を殞し、其外、創を被る者若干なり。然れども、晴信の勇士等息をも繼がず、切入りしかば、敵兵、辟易して一方へ披き、扉を〔脱字〕其間に火を放ちければ、船中の帆に火移りて、火藥の箱に燃付き、船中の器物、一時に灰燼となり、其夜の子の刻計りに、加比旦を始め、一船の敵兵二百餘人、烏船と共に海に沈む。其敵船の大き堅四十八尋、白銀二十餘萬兩・白絲二十餘萬斤・金鎖環釧・錦繡綾羅・布帛の海に没するもの、其數を知らず。斯かりければ、晴信は從兵を從へて、翌十三日、領地へ歸り、同十五日、原の城を出で、駿府に到り、烏船を攻め取りたる由を、申されければ、家康公、御稱感ありて、手づから御腰物を給はる。又、秀忠公へも、此事の註進ありければ、本多佐渡守、仰を承りて、晴信に書を授く。其趣に曰く、自

大御所様被仰付、黒船并姦賊等、早速焼沈、被遂參府候處、御所様、其功無比類被感思召、御腰刀自賜之。猶又、黒船之貨財拜領之。其旨蒙仰武勇難申謝、則將軍様達御聞、不日之勤勞、甚以、御感一段之仕合、彌被重貴命、其地諸事穩便之勳肝要也。委曲期後音之時、不能一二候。恐惶謹言。

正月二十二日

本多佐渡守正信

有馬修理大夫殿

其後、本多上野之介が與力、岡本大八と號するもの、邪蘇の宗門なりしが、或時、大八、修理大夫に語りけるは、先年、長崎にて若干の戦功あれば、肥前國の内、貴殿所領の邊に於て、三郡與へらるべき御内意ありと、告げければ、匠作悦んで、金銀衣服等を、大八に授く。又、大八、匠作の方へいひ送りけるは、件の御加恩は、將軍家より御沙汰あるべし。其御一禮として、本多佐渡守方へ、音物せらるべし。某、取次申さんといふにより、白銀若干を、大八が方へ遣しけるが、匠作、此事を覺束なく思ひ、本多上野が方へ、二件の始終を告げければ、上野介、殊の外に驚き、其邪曲を、大御所

へ訴へ申しければ、匠作を、駿府へ召し給ひ、大八が罪を、御糺明ありけるに、邪曲疑ひなきにより、大八を獄に下すべしと宣ひ、匠作も、聊か御氣色を蒙る。又、大八、獄中より申して曰く、有馬修理大夫内々長崎の船司谷川左兵衛を殺すべき企ありと、申すに依つて、大八を獄より〔召しガ〕口を出し、大久保石見守が宅に於て、匠作、大八對決に及びけるが、匠作、分明の返答なきにより、領知を召し放し、甲州郡内へ貶せられしが、其子左衛門佐に、父の領地を給はり、彼の岡本大八をば、駿府に引渡し、安倍川の邊にて、大罪に處せらる。彼の大八、有馬匠作を〔たばか〕騙りて、鍋島信濃守が領内三郡を、大樹より與へらるべしといふにより、信州も、此事を竊かに聞き傳へて、日頃心を勞して居られしが、大八が邪謀に定まりければ、信濃守、駿府へ使者を馳せて、金五百兩程々緋三十間を獻じ、又、加賀守も、百兩を持て、此事を謝し申しけるとなり。斯くて、修理大夫は、配所郡内に到りけるが、始終の計らひ、不義なるにより、程なく死罪に行はれたり。又、家康公、耶蘇の宗門を禁じ給ひけるも、此大八が事より起りけるとかや。

關原軍記大成 卷之四十 終

關原軍記大成 卷之四十一

如水再び出陣附毛利勝信退去

去る程に、黒田如水は、大友義統を擒にして、安岐・富來の城下に、在陣せられしが、内府の仰に隨ひて、毛利壹岐守が小倉の城を攻落し、又、筑後國を平げて、其後、薩州へ働くべき爲に、加藤清正の方へ、飛脚を馳せて、其期約を爲し、十月四日の未明に、五千人を従へて、豊後へ軍を入れられしが、中津の居城へも立寄らず、既に城下を引返すに、其夜は、唐津山に陣を居る、翌日の早天に、唐津を出馬せられ、小倉の城主毛利壹岐守勝信は、居城に楯籠り、其家老毛利九左衛門が嫡子吉十郎、香春の城を守りけるが、降人となりて、如水の先鋒を勤む。彼の吉十郎が父九左衛門は、毛利豊前守が手に付き、伏見の城にて討死せしが、家督を繼がせんとするにより、吉

如水出陣

毛利吉十郎、如水に降る

如水再び出陣附毛利勝信退去

十郎、其外郎從等、恨を含み、此時、如水へ降參して、小倉へ馳せ向ひけるとかや。
或説に、香春の城兵、何某とかやいひし者、唯今、小倉よりの御下知を、請けらるべしと、諫めけれども、吉十郎、其外、同心せざりしといへり。尙古按ずるに、小倉の城主壹岐守に仕へたる河村正兵衛・三宅次郎太夫・杉原平介・鷺見市郎左衛門・山本八郎左衛門等、黒田の家臣とせられたり。毛利吉十郎、其外、香春の城兵一人も、黒田の家人に出ざる上は、如水・長政、其不義を思はれしなるべし。凡そ、其君の非を擧げて、臣の道に背きたる輩、古今多し。彼の吉十郎を諫めたる者の姓名を、知らざる故に、爰に記さず。君臣の義を知れる者なりしにや。

斯くて、壹岐守は、小倉の城に楯籠り、如水の先手を防ぐべしと、相計りしに、如水、使者を馳せて曰く、關ヶ原の合戦、浮田・石田、利を失ひて後は、内府に敵する者、一人も無し。急ぎ城を明くべし。然るに於ては、内府、御宥免ある様に、申直すべしとありければ、壹岐守承り、承引して、忽ち髪を下し、一齋と名を改めて、城を出でければ、如水は、番人を居ゑて、彼の城を守らせ、同月七日、筑前國志摩郡八町坂を越え

毛利勝信
小倉退去

て、〔甘カ〕耳木に宿陣ありければ、中納言秀秋の家臣仙石角右衛門、彼所へ出で、如水を馳

走せしとなり。〔三カ〕翌八日、耳木を出で筑後に到り、御井郡藤山に在陣して、鍋島加賀

守方へ、使者を立て、子息信濃守、内府に敵せられし上は、貴殿、柳川へ出陣して、子息の罪を贖はるべしとありければ、加賀守、如水の異見に隨ひ、近日出馬して、柳川・久留米の敵地を、治むべしと返答あり。

或説に、鍋島直茂嫡子信濃守勝茂は、秀家・輝元の方人なりし。其父加賀守は、本國に居て、竊に關東へ内通せられしが、同國唐津の城主寺澤志摩守廣高、内府の味方なりと聞えければ、寺澤が領地を切取るべしとて、鍋島紀伊守・屋上刑部等、數千人を率して、唐津へ馳せ向ひしに、寺澤志州の留守に遁れたる山本三右衛門、駒崎坂に於て相戦ひ、遂に寄手を追返す。此戦の勝負は、如何にもあれ。直茂も之れに迷惑して、安心もなかりけるに、如水、此時、加州の方へ書状を送り、急ぎ柳川へ出馬ありて、罪を補ひ給へとあるにより、直茂、頓て筑後へ出陣せられたり。

筑後國江上合戦

鍋島直茂
柳川城に
出陣

其後、鍋島加賀守直茂は、柳川の城を攻落し、信濃守が罪を謝すべしとて、二萬人を従へ、十月十九日、筑後川安武の渡を越えて、柳川より三里此方なる大善寺に、本陣を居る。其家人鍋島平五郎・同七左衛門・後藤左衛門・同善次郎・須古市右衛門・諫早七郎左衛門・同右近・多久與左衛門・小河半助・馬場清兵衛・千葉忠左衛門・神代六兵衛・内田彌右衛門・倉町半三郎・鍋島新左衛門・同豊前守、都て十二隊、其兵數一萬四千人先鋒となり、一の先手鍋島半五郎其弟七左衛門、五反田に陣を取る。其次は、段々に備へたり。柳川の城主宗茂は、敵、寄來ると聞えし頃、家老を集めて申されけるは、鍋島信濃守は、秀家・輝元の方人なり。領地へ馳せ歸るに於ては、近國の味方と相謀り、防戦の用意すべきを、却つて、此表へ兵を進むるは不審なり。推量するに、信州が父加賀守、我々と矛盾に及びて、内府へ忠節立を爲し、其子信濃守が罪を、補はんとする者ならん。何れにもせよ。彼を領内へ入れては、道雪・紹運の武を汚し、我等

立花の家
臣宗茂の
出馬を諫
む

も亦、弱年より折々の戦を勤め、其外、朝鮮にての功勞までも、空しくなすといふものなり。然れば、明日、城を拂つて、兵を進め、江上表にて、無二の戦を決し、鍋島と某が運を、天に任せんとありければ、老臣、此時、諫めて曰く、仰は實も然る事ながら、大坂より薦野半左衛門を御使者として、内府へ仰せ入れられたる趣あれば、先づ御出馬を止め給ひ、御人數計り差向け、假令、寄手と戦ひ申すとも、敵兵、領内へ攻入るに依つて、押の爲めに出し置きたる若者共、はやり過ぎて、戦ひたりと仰せらるゝに於ては、さのみ後難なかるべし。唯、御出馬を止め給へと申しければ、宗茂、此旨承引あつて、手の者計り、差向けらるべしと議定せらる。此時、立花吉右衛門申しけるは、某が領地城島邊へ、寄來る註進あり。急ぎ領地へ馳せ赴き、城内に召置きたる手の者を、引取らせ申したしと願ひければ、宗茂、許容あるにより、吉右衛門は、自分の人數手合を、柳川に残し、其餘の輩を相具して、十月十九日の申の刻に、拔の津まで兵を出し、城島へ使を立てけるに、最前、吉右衛門が方より、引取るべしと、下知するに依つて、城番の輩、筑後川を下りに、船にて引取りたりと、告ぐる

により、吉右衛門、安堵して敵陣を見計りけるに、三千計り、四五町の間控へたり。吉右衛門、二町計り兵を進めて、鐵炮を打たせけるに、敵も亦、足輕を出して、暫く鐵炮迫合ありて、吉右衛門、左の腕に疵を被りけれども、淺手なれば、事ともせず、彌、手の者を進めけるに、陣間に塹ありて、戦ひ難きに依り、時を移しけるに、柳川の銃頭安東五郎右衛門、石松安兵衛、隊長小野和泉、立花右衛門大夫、其外、新田平右衛門、立花三太夫等、其兵千餘人、主命を請けて、江上の方より兵を引出す。安東五郎右衛門、石松安兵衛、銃隊を進めて、鐵炮迫合を始めければ、是も前に堀ありて、戦ひ難き故、免角する内に、暮方に懸りければ、立花吉右衛門、小野和泉等、足輕を引取らせて、其夜、柳川の城へ打入りたり。

或説に、此日の鐵炮迫合に、立花吉右衛門が手へ、敵の打卒廿七人討取りたりといへり。

此日、江上へ向ひたる輩、敵は二萬四五千の大敵なり。假令、身命を捨て、相戦ふとも、勝敗覺束なしといひければ、立花右衛門大夫、新田平右衛門兩人、承引せず、道雪

の御時より、肥州の瓜生野、當國下妻、福島高良山其外、所々の迫合に、鍋島が兵數味方に倍々せざる事なれども、八幡も照覽あれ。一度も不覺を取りたる事なし。此度

〔衍カ〕

とても、何程の事かあらんと、争ひけるに、小野和泉が曰く、明日も亦人數を出し敵の形勢を計つて、戦はんに、さまで越度は取るべからずといひしなり。明くれば、十月二十日の未明に、銃頭安東五郎右衛門、石松安兵衛千手六之允、隊長小野和泉、立花右衛門大夫、其外、立花三太夫、新田平右衛門、矢島左助等千三百餘人、又、江上表へ引出す。立花吉右衛門は、從兵三百餘人召連れて、水田口へ馳赴く。是れは黒田如水、此口より柳川發向の聞えあるによつてなり。爰に、小野和泉が與力に、松濃〔隈イ〕小源と號する者あり。昨日、立花右衛門大夫、新田平右衛門が、敵を侮りたる一言を聞きて、扱は肥前勢を切崩すは、何より易かるべしと、思ひけるにや。偽りて、小野和泉が使者となり、二十日の未明に、安東五郎右衛門、石松安兵衛千手六之允が陣所へ赴き、合戦を初らるべし。若し、大敵に恐るゝ心あらば、後隊と入替り給へといひければ、彼の三人の輩、此口上を聞くと等しく、手の者を下知して、敵の先鋒

三千計りの中へ、安東五郎右衛門・石松安兵衛、面も振らず突き懸り、忽ち其場を追立つる。立花三太夫は、安東・石松が馳せ懸るを見て、味方に出し拔れたりと思ひしにや。左の手先より、是れも一文字に突き懸り、敵の三隊を、立つ足もなく追立て、一の橋より二三の橋まで切崩す。鍋島家人中村勘兵衛・森彌七郎・平田外人・池田可仙・堤孫九郎・服部善兵衛・上龍兵〔瀧イ〕太郎・深掘勘十郎・金丸清右衛門・大串十兵衛・園田權左衛門・同總助・上野用伯〔司イ〕・高森駒之助・福地左近・寺澤宗活・伊東新九郎・東島與三兵衛・家部次郎兵衛・古賀長右衛門等、此場に於て、命を殞す。此時、立花三太夫は、唯一騎、敵陣を乗割り、鍋島平五郎が五反田の本陣に、駆入りければ、肥前勢、三太夫を引包みけるに、直茂の兵士今泉軍助、鐵炮にて三太夫を打落す。今泉が從兵末藤四右衛門駆寄せて、三太夫が首を取りけるとかや。

俗本に、彼の立花三太夫、大津の城に於て、させる心操もなかりしを、傍輩、嘲ると聞きて、口惜く思ひ、此戦に、態と討死せしといへり。又、三太夫、此日、乗りたる馬、強猛にして心ならず、敵陣へ駆入りたりし。又一説に、立花三太夫が一手の

立花三太夫討たる

立花三太夫に就いての説

旗、此時、鍋島直茂の手へ、取りたりといへり。又、別本に、小野和泉・立花右衛門大夫、二十日の早天に、人数を出し、鐵炮頭安東五郎右衛門・石松安兵衛〔橋イ〕・千手六之允、一の橋まで足輕を進めて、鐵炮迫合を始めけるに、寄手、數百挺の鐵炮を打懸くるによりて、城兵の死傷若干なり。小野和泉、之を見て、敵、多兵なりとも、何程の事かあるべき。唯突き懸れと、下知するに依つて、柳川の兵士等、無二無三に馳せ懸りたりと記す。今按ずるに、小野和泉、其後、宗茂の前にて、此合戦の始終を語りたる趣と、相違の所あり。彼の別本に書きたるは、異説にや、覺束なし。

此間に、鍋島家人後藤左衛門・同善次郎、主人直茂の下知を請けて、筑後川鐘が江の邊を、八院村の西の外れより、夥しく鐵炮を打懸けしかば、千手六之允、此鐵炮に恐れ、安東・石松〔橋イ〕を捨て、足を亂す。敵、之に力を得て、備を立直し、蜂の如く起りて、馳せ懸りければ、安東五郎右衛門・石松安兵衛・奈良右京・井手與次兵衛・寶珠山主計・三池太郎右衛門・杉原三右衛門・内田久助・堀勘解由・十時新五郎・森下覺右衛門・香丸内藏助・森與三右衛門・大橋五左衛門・長大學・許斐專右衛門・安部六彌太・出口五郎右

立花方の戦死者

衛門・谷川新右衛門・生田安右衛門等の死を致す輩、若干なり。安東が與力沓掛藤左衛門・石松が與力小串藤五郎、高名して疵を被りながら、五郎右衛門・安兵衛が首を取上げて、戦地を退く。小野和泉は、先手の戦を聞くと等しく、手の者を率し、馬を出し、先手を救はんとすれども、横矢に射立てられて、和泉が手の者進み得ず。立花右衛門大夫は、後隊に控へけるが、是れも先手を救はん爲めに、横合より馳せ懸り、敵の口備を、三町計り突き崩す。矢島左助・新田平右衛門も、右衛門大夫と一所に備へけるが、新田平右衛門、矢島に向つて、右衛門大夫を救はんといへども、左助、承引せざるに依つて、平右衛門、従兵二十人計りにて、馳付けしが、小野和泉が馬を立てたる所より、三十間計り先にて、矢に中りて馬より落ちけるに、敵三人、平右衛門が首を取るべき爲めに、近づきしを、平右衛門が郎等實藤甚兵衛追つて、敵一人突き伏せ、平右衛門が死骸を、肩に懸けて引返す。斯かりければ、立花右衛門大夫、其子善四郎、後を取切られて、討死するに依り、勝誇りたる肥州勢、小野和泉が陣へ溢れ懸かる。和泉が與力丹波左助・帆足日向・中野大膳・大庭太郎左衛門、比類なき

働して、敵を防ぐ。和泉も、聞ゆる勇士なれば、手勢を勵まして、戦地を去らず相戦ふ。然れども、和泉が手の者、僅十四五人に討ちなされ、和泉も、左の乳の下を、鐵炮にて打貫かれ、股にも失創を負ひければ、自身の働叶ひ難く、死亡既に極まりき。爰に、立花吉右衛門は、水田口に控へけるが、豫ねて、小野和泉が手に付け置きたる遠見の者共、二十日の辰の刻に、吉右衛門が陣所へ馳せ歸り、江上に合戦始まりけるが、味方、一旦切勝つと雖も、敵の多勢立直し、安東五郎右衛門・石松安兵衛討死の様に見え申したりと告げければ、吉右衛門、手の者に向つて、如水の旗先見えざるに、味方の敗を聞きながら、此の所に在陣すべき道理なし。其上、軍中に於ては、君命を受けざる所あり。一騎駈に馳せ付けて、味方を救はんと、いふ程こそあれ。二百人計りの兵卒を、前後に従へ、地烟を立て、馳付け、江上村の北外れより引廻して、先づ鐵炮を打たせけるに、多兵の中なれば、多くは浮矢なかりしなり。然れども、敵兵、小野和泉が旗本へ馳せ懸るを見て、吉右衛門、麾を腰に差し、馬上に鎧を取つて、手の者を勵まし、群つて進む敵の中へ、横筋違に突き懸りしに、吉右衛門が屬

〔河野イ〕
兵阿部半内・寒田半右衛門、一番に鎧を合せ、其餘の兵士一同に鎧を打込みければ、敵兵、是に辟易して、列伍しどろになる所を、息をも吐かせず、五町計りまくり立て、田崎加右衛門・石井七右衛門・浦河千吉・古賀小太郎・同小助・池田半兵衛・吉永勘之丞等の敵兵數輩、討取ると雖も、敵の猛勢、堀溝を隔て、雨の如く鐵炮を打懸くるに依つて、死傷するもの尠からず。吉右衛門、之を見て、此紛れたる勢子人數を引揚げんと、麾を振つて、下知する所に、八院村に備へたる後藤善次郎、又稠しく鐵炮を打たせけるに、吉右衛門が佩楯の左より右の方へ、打貫きければ、鞍の上に留り兼ね、落馬せしに、吉右衛門が屬兵阿部半内は、物馴れたる勇士なるが、ふと馳せ寄りて、吉右衛門を引起す。初、追立てられたる肥前勢、吉右衛門が深手を負ひて、馬より落つるを見ながら、駈合はする者なかりければ、半内、頓て吉右衛門を、肩に引懸け、終に其戰場を引退く。小野和泉は、立花吉右衛門が援助を受け、萬死の内、幸に一生を得て、蒲地村へ引返しけるに、十時源兵衛、此時、宗茂の下知を請けて、江上へ馳せ來りしが、其途中にて和泉に逢ひ、合戦の始末を問ひけるに、和泉が曰く、

吉右衛門
負傷

先手の輩、軍法を破り、卒爾の働をするに依つて、味方を數多討たせたり。我等、今年まで六十七箇所の疵を負ひたれども、斯かる痛手、被りたる事なし。我等が屬兵の生き残りたるを、御邊へ付けて、先手へ馳付け、味方を助くべしと、いふに依つて、源兵衛、先手へ馳付けしが、立花吉右衛門が敵を追捨て、引返すに行逢ひ、兩人打連れて、柳川へ歸り、此日の戦、宗茂の先手、一旦、寄手を追立つると雖ども、立花吉右衛門大夫・立花三太夫・新田平右衛門・安東五郎右衛門・石松安兵衛等の物頭數輩討たれて、小野和泉も、危難に及びけるを、立花吉右衛門、水田口を捨て、馳せ來り、小野和泉を助くるのみならず、勝誇りたる敵を、四五町計り追討して、戰場を引拂ひたる吉右衛門が行跡、人皆、感稱せしとなり。

或説に、彼の江上合戦に、討死したる新田平右衛門は、新田義貞の末孫なるが、先祖の新田氏、筑後國生幸に居住して、其後、大友に仕へけるが、先祖を貴び、高家と稱して、賓客のあしらひなり。其末孫に、新田右衛門督義照と號する者あり。其末子岩千代丸、大友義鎮に仕へて、後に遠江守といへり。彼の遠江守が二男新

新田平右
衛門は義
貞の末裔

田平右衛門は、立花道雪の臣となり、其弟新田筑後入道善良は、幼少の時、筑後國善導寺に於て、剃髮せしかども、又、後に還俗して、肥後國に到り、隈部但馬守親家を頼み、又、大友義統に仕へしが、其後、大友家を去りて、肥後へ歸る。其頃、隈部親家が二男又三郎政利は、同國郡有動帶刀（働カ）が養子となりて、西空閑に永く住居するにより、善良、政利を輔佐して、西空閑に居けるが、天正十六年の夏、秀吉公、彼の有動父子を、誅せらるべきに定まり、其後に、本領安堵の一禮として、上洛すべしとあるにより、有動父子、仰に隨ひ申さんといひしを、善良、諫めて上洛を止めけれども、有動、承引せずして、肥後を打立ちけるが、帶刀は、豊前の小倉に於て誅せらる。檢使は、安國寺瓊長老なり。其子亦三郎をば、柳川に於て、誅殺せらるべしとて、檢使淺野長政、宗茂と相謀り、柳川へ赴かれたるに、彼の善良、其外、牧野・畏谷川・辻・本庄・落合等二十餘人、雜兵百四五十人にて柳川へ來る。宗茂、此時、新田平右衛門を呼びて、汝が弟善良も、有動が供して來りしと聞く。密に語り聞かすべき事あり。城内へ呼ぶべしとあるにより、平右衛門、善良を招き寄せて、

其旨を申しければ、宗茂、平右衛門を以て、善良に申されけるは、此度、秀吉公、檢使を給はり、有動を誅すべしとあるにより、痛はしき事ながら、明日、城内へ招き、其沙汰に及ぶべしと相定む。其方は、因ある者なれば、食祿を與へて、懇に召仕ふべし。其心得せよとありければ、善良、答へ申しけるは、今度、秀吉公の仰として、有動を御誅伐あるべき由、力に及ばぬ御事なり。但し、某は助け給ひ、兄平右衛門が如く、召仕ひ給はんある御情の程、身に餘りて、免角申し難し。然れども、此度の上洛を、有動も不審に存じたるにや、用にも立つべき者を選び、二十餘人召連れ候ひぬ。不肖の某なれども、其人數に召加へ（脱カ）たれば、今更、主人の眼を違へ、一命を助かるべき様、かつて無し。あはれ、此上は、御情には、明日、有動と一所に於て、某が首を刎ねらるべしと、據なく申したりければ、宗茂、彼が節義を感じて、頻りに落涙せらる。時に家老の面々、宗茂の前に出で、彼を旅宿へ御歸しあらば、主人有動に、密事を告げて、如何なる謀をか廻らすべし。御思慮あれがしと諫めければ、宗茂、返答ありけるは、面々がいふ所は、理なれども、有動、纔の

新田善良
節義を重
んじて自
盡す

人數を召連れ、既に城下へ来る上は、善良、密事を告げたりとも、討洩す事はなかるべし。其上、新田が氣象を察するに、我々が志を、徒に爲し、兄平右衛門が因を捨て、有動が益にもならざる、事を告げ知らすべき者にはあらず。去ながら、我等が心中を、今一往、申聞けて其返答を聞くべしとて、直筆の書狀を調へ、十時攝津に持たせて、善良に與へられけれども、善良、其狀を拜見せず、宗茂公の御懇情、更に言語に及び難し。此上は、一命を終してより外はなかるべしとて、既に自害せんとするを、十時と平右衛門、善良に取付きて、自害を止め、平に旅宿へ立歸らるべし。但し、主人、其外傍輩には、如何語るべきやといひければ、善良が曰く、各、へ對面せしとのみいひて、其外の事は、語るべからず。如何とならば、有動、此度、秀吉公の御意に背き、討手の檢使を立てられし上は、假令、領内に楯籠りたりとも、運を開く事、難かるべし。況んや、主従、謀に陥りて、斯く御城下へ来る事は、滅亡の時節といふものならん。然れば、密事を告げたりとも、今更、何の益かあるべき。其上、宗茂公、御情ある御内談といひ、又は貴殿の御爲をも、疎にす

る憚れば、此事に於ては、堅く洩すべからず。又は討手の輩に向つて、勝負をも諂ふまじといふにより、平右衛門、又、其旨を申しければ、宗茂、推量の違はざる事を悦喜して、頓て、彼を旅宿へ還し、其後、討手の勇士を選び、明日、二の丸の武者屯にて、有動主従を、討果すべしと相圖を定め、若し、善良と太刀組みたる輩は、いかにもして、彼を組み止むべしと議定せらる。明くれば、五月廿七日、有動が方へ、使者を立て、城内へ參らるべしとありければ、例の二十餘人の内、屈強の者十二人召連れ、城へ出づる。二の丸の門前にて、善良、懷中より細帶を出して、襷を掛け、有動が背中を、ほとくと敲き、御覺悟あるべしといひしなり。斯くて、門内へ入りけるに、定め置かれし討手の輩、相手向ひに、十二人拔連れて、切つて懸りしに、有動主従十二人、ひたくと抜合はせて、四角八面に切つて廻る。長政・宗茂は櫓にありて、見物せられしが、一檢使、長政・宗茂に向つて、所々の戦に逢ひつれども、斯かる稠しき働は、未だ見ずと挨拶せらる。討手に選り出されたる輩は、立花の家中にて、殊更、勇健なる者共なれば、必死の敵に渡り合ひ、

思ひ／＼に切倒す、中にも、十時傳右衛門、新田善良に立向ひけるが、豫ねての下知を思ひ出し、受け込んで、組まんと思ひけるに、善良、抜きたる刀を以て、我と胸を突き通し、若し御邊と太刀打せば、昨日の一言、偽にならんといいひて、遂に死す。別本に、善良、此時、三尺計りの長刀を、鴈尻に差し、白き手拭を以つて鉢巻せしが、討手の輩を打拂ひ、宗茂、長政の居られし櫓の下へ來りて、鉢巻を取り、太刀を杖に突き、有動が働きを見物して居たりしに、厚尻宮内、善良に近づきしを、刀を取直し拂ひければ、脇腹に少創を被る。續いて、小野和泉走蒐りければ、己が刀を逆手に取つて、胸を突き抜き、立ちすくみになりて、死にけるといへり。長政、宗茂、共に善良は、さばかりの勇士なりとて、深く惜み給ふ。長政、大坂へ歸り、秀吉公の御前にて、有動主従の討たれし有様、次に新田善良が言行を、演説せられければ、秀吉公も、善良を甚しく惜ませられしとかや。彼の新田平右衛門、八院にて討死せしに紛れなしと、頃日、柳川よりいひおこせたるに就きて、按ずるに、彼の新田氏、兄弟ともに勇氣を好み、平右衛門、此時、先手敗北するを、無念に思

ひ、忽ち馳付けて、戦死せしと見えたり。人数又彼の有動を、隈部と語る人あれども、隈部但馬守親永が二男又三郎政利、有動が養子となりたるは、實説なれば、本氏をいへるにや。

斯くて、如水は、鍋島加州の出陣を待ちて、藤山に十日計り、在陣せられしが、江上合戦ありと聞きて、同日未の刻、藤山を出で、柳川より二里半、此方なる水田村に陣を居る、鍋島直茂の陣所へ、使者を立て、此上は、戦を止めて、先手を引揚げらるべしとありければ、直茂、又如水が異見に隨ひ、先手の軍勢を、大善寺へ打入れさせ、其年は、酒見村へ陣を移されたり。又、加藤清正も、其頃、宇土より歸陣せられしが、如水の期約に任せ、手の者、僅に千餘人を従へて、熊本を打立ち、柳川より二里隔てたる瀬高村に、陣を取られし。如水、清正相謀り、宗茂の下城を異見すべしとて、其家老立花堅賀方へ、此事の内意あり。暫くありて、如水の家人時枝平太夫、堅賀が宅に至り、主人の口狀を述べて、覺書を授く。

口上之覺

- 一、今夕彌、加主計所へ、貴殿計御出可有事。
 - 一、今度、御父子御働御心遣、催感涙候。吉右手疵如何候哉、承度事。
 - 一、樽一、是は古酒にて候。疵にも能と申候間、進之事。
- 右之外、使時枝平太夫可申上事。

以上

二十日

如水軒印判

立花堅賀は、件の招に遇ひて、頓て、瀬高へ出でければ、如水・清正、同座におはして、兩人いはれけるは、宗茂、城を出で給ひ、此方と同列に、薩摩へ發向あるに於ては、内府公、其舊惡を捨て給はん事、勿論なり。御邊、宜しく相計るべしとあるにより、堅賀、柳川に馳せ歸り、宗茂、其外家老の輩に、如水・清正の内談を語りて、宗茂の和睦を諫めければ、侍従も、辭み難く思はれける折節、堅賀が弟薦野半左衛門も、其頃、歸國せしが、内府公、宗茂の所存を聞かせ給ひ、此度の罪を御宥免あるべき由、仰出されたりと、告ぐるに依つて、宗茂、彌々無事をなすべきに相定め、大村善長を、清正の陣

清正、誓紙を宗茂に送る

宗茂、薦野半左衛門に感状を與ふ

所へ遣し、此上は、城を渡し、薩州へ出馬申すべし。去ながら、我等を偽りて、大友が如く虜と爲し、恥辱を與へらるべき謀計なるに於ては、城を枕にすべしとありければ、清正、元より宗茂を欺く心なきに依つて、其旨を誓書に顯し、善長に授けらる。使者、柳川へ馳せ歸り、清正の誓紙を、宗茂に披見に入れば、侍従、甚だ悦喜ありて、是れ偏に、薦野半左衛門が、内府の御前を申直したる故なりとて、半左衛門に感状を與へらる。

今度就進退之儀、大坂に残置候。誠捨置事、無面目次第候。雖然、以粉骨御前之儀、無異儀相調、當家連續之儀、其方一分の手柄、上下共忘却難申候。當時之體にて、如此之儀、心底如何に候得共、志候間、新知五百石、合二千石之分坪付有別紙事、預之進之候。可有知行候。恐々謹言。

十月廿四日

親

成

此感状を與へられし時は、宗茂を親成といひしなり。

薦野半左衛門殿

斯かりければ、宗茂は、近臣五六人召具して、廿四日の曉、清正の陣所へ參向せられ

しに、清正の手の者共、馬を放し、營中、聊か騒ぎけるに、清正、急に軍士を呼びて、其方、急ぎ宗茂の供に來りたる者を、一人誘ひて、城内へ馳付け、誤りて馬を取放したりといひ聞かせ、侍従の家人に、安堵させよとあるにより、軍使、速に城に赴く宗茂城出せられて後、清正の陣所、騒ぎ出でければ、侍従の軍士等、大に驚き、扱は、清正驅り、主君を殺害せんと見えたり。〔脱ア〕彼が陣所へ駈付けて、件の旨を告げれば、各、安堵せしとかや。其後、清正は、宗茂と和睦の對面して、貴方は、本來、黨を立てたる人にもあらず。此度、大老奉行の輩、天下の御爲と觸れ廻し、諸將を催促するにより、心ならず出陣せられしかば、内府、さまでの御憤なかるべし。是れより薩州へ御發向あつて、戦功をも顯し給ひ、内府の御宥免を、彌、願ひ給へとありければ、宗茂、返答せられけるは、仰の如く、上方の面々、未練の大事を企て、秀頼公の御爲なりと、據なく申聞けらるゝに依つて、人並に罷上ると雖も、天下分々目の戦にもあらず。〔合イ〕此の如く、途より還りし事口惜く、又は面目無し。秀家輝元、其外の輩、縦ひ、智略を廻らすとも、さばかりの成功なかるべしと、推量せられし各、の御思慮、

下愚の及ばぬ所なり。此上は、一貴方の異見に任すべしとありければ、清正、甚だ悦喜して、黒田如水、鍋島加賀守方へ、宗茂の所存をいひ送り、駄馬五百疋、人夫千人、其外、兵士を差添へて、宗茂を領地へ同道させ、柳川の城に、加藤美作を入れ置かれしなり。〔合イ〕又、同國久留米の城には、侍従秀包の内室、四人の子達入られけるが、秀包、出陣せられし頃、城代桂民部を呼びて、此度、上方にて味方利を失ひ、近國の敵、我が領内へ寄來るに於ては、力を盡して相戦ひ、極運の時は、我等が妻子を殺害して、汝等、城を枕にせよ。若し又、如水、此表へ發向ならば、城を明け渡すべしといひて、出陣せられしが、鍋島加賀守、筑後へ兵を向けられしにより、秀包の軍士等、一命を捨て、城を守るべしと相定む。侍従の内室は、大友義鎮の息女なるが、四人の子達を害して、自害すべしと、用意せられしを、桂民部、本城へ使を馳せて、籠城叶ひ難くば、之れより註進申すべし。其間は、必ず、粗忽なる御働あるべからずと申送る。然る所に、如水の甥黒田圖書、加藤清正の家人和田備中、主命を請けて、久留米へ來り、城を渡すべしといひければ、城代桂民部、秀包の申置かれし下知に任せて、城を渡し、秀包

の内室四人の子達を誘ひて、城を出づるにより、本丸に黒田圖書、三の丸に和田備中、城番を勤む。斯くて、桂民部は、七八人にて、肥前の田代へ懸り、筑前の博多へ出で、夫より中國へ渡海せしが、此時の因に依つて、秀包の息女を、黒田圖書、養子として、家人吉田壹岐が妻となす。後、長元院といひたるは、彼の秀包の息女なり。又、清正は、同國下妻郡山下の城主、筑紫上野介廣門が方へ、使者を立て、急ぎ城を開け渡し、立花宗茂と相俱に、薩摩へ發向せらるべしとありければ、廣門、頓て下城あるに依り、清正より、三百人扶持與へらる。後に、筑紫夢庵といひたるは、上野介廣門なり。夢庵歿後に至り、其子主水を關東へ召出されけるとかや。斯くて、如水、清正相謀り、内府の御下知なき内に、宗茂、薩摩への發向如何なり。御控然るべしとあるに依り、宗茂、力なく出陣なかりしが、其後、清正は、玉名郡高瀬村に、つきんくしき家作りして、宗茂一所に居宅を造らせ、柳川町と名づけらる。宗茂は、清正より千人扶持の扶助を請けて、高瀬の館に居られしが、小野和泉を呼びて、江上合戦の物語を、聞くべしといはれしに、和泉申しけるは、彼の戦に先手の輩、御軍法

破りたるは、某が與力松濃小源が私の計らひなり。味方、戦地をしざる時、彼の松濃、死を遁れて退きたるは、卑怯者なり。次に、千手六之丞、同職の安東右松兩人を捨て、引退きたるもいはれなし。次に、敵兵、立花右衛門大夫が後を取切る時、矢島左助が助けざるも、亦不審なり。彼の矢島左助、千手六之丞、一命を捨て、力戦せば、味方の勝利となり申すべし。其故は、敵の十二隊を、九隊まで切崩したる上は、残り三隊、いかで敗北せざるべき。今は返へらぬ申し事ながら、矢島左助千手六之丞を、柳川に召置き給ひ、若輩なれども、物馴れたる立花兵庫堀七郎兵衛を、江上へ差向けらるゝに於ては、左のみ越度は取るべからず。然れども、立花吉右衛門、水田より馳せ來り、横鎧を入れ申すに依つて、終りに勝を取るのみならず。某も、必死を遁れ候ひぬと、申したりければ、宗茂、此旨を具に聞きて、且は怒り給へども、其頃、逼塞の身なるにより、賞罰の沙汰なかりけるが、立花吉右衛門が、池上の戦功莫大なりとて、感功の書を與へらる。其文に曰く、

今度、於江上表一戦之刻、依勵粉骨、二箇所被蒙疵候忠義、誠に無比類候。殊

に其方與力被官中間數十人、或被疵、或分捕高名戰死之、衆銘々著到加披見感入候。必至鎮、至吉右衛門尉可賀之申候。恐々謹言。

十二月二日 尙

政 此感狀を與へられし頃は尙政といひしなり。

立花吉右衛門殿

又、立花吉右衛門が父堅賀は、此戰の頃、柳川の城に到りしが、吉右衛門に附け置きたる堅賀が手の者、戰功あるにより、宗茂、感狀を給はる。其文に曰く、

今度、於江上表一戰之刻、其方被官新海^{〔市〕}重之允分捕高名無比類、殊に中間三助被疵之由、著到銘々加披見候。必至鎮、堅賀一稜、可賀之申候。恐々謹言。

十二月二日 尙 政

立花三河入道殿

又、彼の江上合戰に、立花吉右衛門が手の者、或は高名、或は死傷する者、數多あるに依つて、宗茂、證文を與へらる。

慶長五年十月二十日、於江上表一戰之刻、立花吉右衛門與力被官中間、或戰死、或

分捕被疵之衆、著到令披見畢。

分捕之衆

- 一、首一つ、後藤 久内討取之
- 一、首一つ、阿部 半内同
- 一、首一つ、大塚九右衛門同
- 一、首一つ、清水作之允同
- 一、首一つ、阿部 外記同
- 一、首一つ、源四郎同
- 一、首一つ、甚三郎同
- 一、首一つ、大山小平次討取之
- 一、首一つ、寒田半右衛門同
- 一、首一つ、真鍋 十助同
- 一、首一つ、原 六内同
- 一、首一つ、喜 助同
- 一、首一つ、善三郎同

以上頭數十六 〔三ノ誤カ〕

被創衆

- 鐵炮疵 金生 覺右衛門
- 鐵炮疵 庄司 清助
- 鐵炮疵 鐵炮疵
- 鐵炮疵 真鍋 九兵衛
- 鐵炮疵 河崎 勝助

鐵炮疵	竹原正五郎	刀疵	安河内三介
刀疵	大神久右衛門	鐵炮疵	甲斐 <small>〔初〕</small> 勘介
刀疵	國武木工右衛門	鐵炮疵	小野久作
刀疵	篠原喜助	刀疵	水野安右衛門
鐵疵	勘助	鐵炮疵	喜助
鐵炮疵	五郎右衛門	鐵炮疵	源三郎
鐵炮疵	孫兵衛	鐵炮疵	三八郎

以上

戰死之衆

狩野助右衛門	三坂宮内	村田四郎兵衛	大塚伊右衛門
大塚與七郎	八竝六右衛門		

彼の立花三河増時入道堅賀、同吉右衛門も、清正の扶助を請けて、高瀬村に居たりしが、吉右衛門を、熊本へ召出して、一萬石與へらるべしと、いはれけれども、吉右

衛門、如何なる故にや。固辭して、其意に隨はざりしに、黒田長政父子が方へ交通して、筑前へ來るに於ては、代々の舊領粕屋郡薦野を與へ、懇意を加へらるべしとあるに依り、慶長六年、彼の父子、又は堅賀が弟薦野半左衛門、筑前へ參向せしに、穂波郡にて、四千石餘を吉右衛門に給はり、半左衛門に千石扶助せらる。堅賀は、薦野村にて、隱居料六百石與へらる。又、夜須郡秋月は、筑後・筑前の堺なり。彼處に居て、隣國の押となり、五萬石の地を治むべしとて、別に代官料千五百石扶助せらる。吉右衛門は、慶長六年より元和六年まで、凡そ二十年、長政に仕へしが、此年の夏、大坂の御城御詰治の御下知あり。長政も、其營築を勤められ、吉右衛門、其嫡子雅樂之助も、大坂へ上りしが、彼の父子、熱病を請け、同年六月廿七日、吉右衛門終に死す。行年五十四歳なり。雅樂之助は保養の爲め、筑前へ歸されしに、備前國下津井にて、彼も死せり。是に依つて、嫡子孫斷せしを、吉右衛門が舍弟甚兵衛に六百石、弟彌兵衛に、四百石與へらる。堅海〔賀カ〕は、元和九年二月二十日、八十二歳にて、其家に死す。甚兵衛・彌兵衛、寛永の頃、肥前國島

立花吉右衛門病死

同堅賀逝去

原へ出陣せしに、二月廿七日、右甚兵衛・彌兵衛、本丸の大手へ馳付け、甚兵衛は手を負ひて引退く。彌兵衛、石垣のならしへ著きけるが、石弓、盔の頭の上に中り、鍬形の盔旗を打たせられしが、其盔は、小田原鉢の免作故、碎けざるにより、又起上りて、石垣へ上りしに、横矢の鐵炮、左の脇壺に中りて、右へ打貫かれ、即時に死す。此彌兵衛嫡子立花平六重種、十五歳にて、父の家督を継ぎ、忠元の近習を勤めしが、程なく忠元の嫡子光元に附けられ、勤方あるにより、忠元・光元、其勞を稱して、年々采祿を加へ、剩へ、忠元より黒田氏を許され、黒田平左衛門と號す。中年の頃、一萬石餘の領地を請けて、國老となり、元祿壬午の春二月廿四日、七十九歳にて、其家に死す。弱年の頃、土岐重元の門弟となりて、一生、儒學を好み、本州の儒士貝原益軒・竹田春庵・鶴原君玉を呼びて、講習詞論怠なし。予も、其席に加へられて、重種が實學に務あるを、□□其弟立花勘左衛門增弘後吉右衛門と號すも、少年より忠元に仕へ、光元の選舉に遇ひて、六千三百石給はり、家老を勤む。平左衛門・吉右衛門兄弟の子孫、今、筑前に相續せり。

立花重種
儒學を好む

宗茂奉行〔公〕附本領安堵

斯くて、宗茂、暫く肥後に逗留せられしが、彌、内府公の御惠を受くべしとて、石合總右衛門・戸澤治右衛門・中江新八・吉田大藏・渡邊次右衛門・石田六之丞・間〔久イ〕又左衛門・鳥島理兵衛等十人計り召連れて、江戸へ下り、高田の寶祥寺に居て、土井大炊頭を頼み、一向に嗽訴せられければ、家康公、宗茂の下向を憐ませ給ひて、其罪を聽許あるのみならず、奥州棚倉にて、領地一萬石給はり、其後、御加恩ありて、二萬五千石にたり、秀忠公の御代になりて、立花が舊領なりとて、筑後の國柳川に於て、十二萬石を與へ給はる。宗茂入部の賀儀として、家中の面々を饗應ありしが、其席に出で、物語ありけるは、古、佐野源左衛門、終に本領を安堵せしは、罪なくして、領地を失ひし故なり。我等、御敵を爲したるにより、舊領を給はる事、御惠、類ひ稀なる中に、一つは、當家の鋒先を、御賞翫ありし故なるにや。然らば、上下怠なく、武備を心に懸くべしと、懇に告戒せられしとかや。

宗茂本領
安堵

別記に、彼の侍從宗茂の實父高橋主膳正鎮種入道紹連は、大友の一族吉弘左近鑑理が三男なり。昔、尊氏の御時、一色・仁木・高橋を、三檢斷といひ付けらる。彼の高橋氏、永く筑紫に残り、高橋長稔に至りて、家亡びしを、大友義鎮、高橋氏の斷絶を憐み、家臣一萬田左京が嫡子右馬助に、高橋の遺跡を繼がせ、高橋三河守鑑梓といひしが、彼の鑑梓、毛利元就に降り、又、其家絶えければ、吉弘鑑理が二男主膳兵衛に、高橋の家を繼がせ、筑前國寶海・岩屋二城の主にぞ爲す。然るに、同國立花の城主戸次丹波守鑑連入道麟白軒道雪、家を繼ぐべき子なかりしに、天正十二年、筑前大坂合戦に、高橋紹連の嫡子熊丸、十六歳にて初陣なるが、手の者を下知して、敵陣を破るのみならず、敵の勇士堀口備前を組伏せて、高名あるにより、道雪、頻りに紹連へ所望して、其熊丸を養子と爲し、立花左近將監と名づけらる。後、家康公秀忠公・家光公三世の君に仕へし立花飛驒守宗茂入道立齋是れなり。されば、立齋の實父高橋紹連入道・養父立花道雪は、勇義の譽、世に洽し。宗茂も、其志を繼ぎて、既に戦功あるにより、秀吉公、九州を治められし頃、筑後國柳川を與へら

る。爾來、宗茂常々忠義を勵み、高麗に於て武功を顯し、太閤薨去ありて後、秀家・輝元以下の輩、秀頼公の爲と稱して、軍勢を催促せらるゝに遇ひて、戦の勝負に拘はらず、軍勢を率して馳上り、江州大津の城を攻落し、其後、味方敗北すると聞きて、力及ばず歸國せらる。飛驒守、若し太閤の御家より出で、初て、一城の主ともなり、御恩、他人に超えたりとせば、必ず秀頼の行末を計り、死を社稷に致すべき人なりと、其頃、都鄙に語り繼ぎて、感歎せしも宜なるにや。

關原軍記大成 卷之四十一 終

關原軍記大成 卷之四十二

島津義久御恩許

去る程に黒田如水・加藤清正・鍋島直茂其外、九州にて、内府公へ歸服せし輩、島津氏を退治せん爲めに、肥後國佐志城〔敷イ〕水俣邊まで、發向せらる。清正是、彼の國の先鋒なるにより、水俣に陣を居る、既に、薩摩へ攻入るべしとありけるに、如水、此時、島津氏の滅亡を深く病はり、其上、薩摩を攻むるに於ては、敵味方に死傷多く、又は即功もなからんかと、彼此思慮ある故に、其意趣を、具に御註進申し、先手に居られし清正の方へ、書狀を贈り給ひ、薩摩の兵士、向ひたりとも、暫く戦を控へらるべしと、告げられしに、清正より、如水に示されたる返書に曰く、
重て御狀被入御念之段、致満足候。此表之儀者、譬首尾惡敷儀候共、御異見に

如水等、島津退治の爲め出陣

如水、加藤清正に書狀を送る

者、洩間敷と存有之儀に候。況、明日之働杯は、一段可然様子にて御留候間、則任御意候。次に、其元にて兵糧之儀、早申付候間、其元にて可被仰付候。無相違可渡進之候。恐惶謹言。

十一月四日

加藤主計清正

如水様

貴報

其後、内府公より、黒田如水に給はる御書に曰く、

度々註進之旨、得其意候。柳川之儀、質物請取、立花召連、薩摩表に到、加藤主計清正・鍋島加賀相談被相働之由、及寒氣候間、年内者其許に被在府候様尤に候。猶井伊兵部少輔可申候。恐々謹言。

十一月十二日 家 康

黒田如水軒

又、此時、井伊・本多、兩人より、如水へ授くる書に曰く、
猶以、薩摩へ之狀、御届頼入候。以上。

島津義久御恩許

十月廿五日之御狀、具、内府へ申聞け候。即以直書被申候。其表方々御斷、被得勝利、感悅被存候。

一、柳川之儀、質物被請取、立花被召連、加藤主計頭殿、鍋島加賀守殿被相談、薩摩表御發向之趣申聞候。年内者及寒天候間、先其元御在府之様御尤候間、御斷之儀、可有御延引候歟。

一、萬一、島津懇望之節〔於差構候仕合ニハ、來春即成敗可被申付イ〕日茂候間其許可被成御聞合候事。

一、中納言殿爲御見廻、岡田三四郎方へ被爲越候段大久保相模守申聞候事。

一、筑前之内、安國寺分の儀承候。彼御國之儀、甲斐守殿御拜領無御存知被仰越候儀と、内府、笑被申候事。

一、筑前之内、毛利壹岐守、鍋島衆に被仰付被納置候由、御尤之事。

一、太田飛驒守城爲請取、拙者〔被脫カ〕遣候間、其元可然様頼入候。何も重而可申述候。恐惶謹言。

十一月十二日

井伊兵部少輔直政

黒田如水公

御報

内々自是可申入折節、預貴札、忝存候事。

一、豊後表貴殿御覺悟を以、早々被仰付、偏貴殿御手柄故と存候事。

一、柳川表へ早々御働候處、鍋島及一戰、柳川の者數多被討取候由、尤之御事に候。貴殿など御働承候故と存候事。

一、薩摩表、加主計・鍋島・貴殿被仰合、御働可被成之旨、尤に存候。乍去、先々御無用之由被申候。委細は井伊兵部可申入候事。

一、甲州、別而、申談候。今度甲州御手柄、方々にて御働御才覺、殘所無御座候。可御安心候事、一段、内府も、懇に被申候間可御安心候事。

一、筑前國、甲州へ被進候。此上、彌、御國をも、御仕置可被申付候事。

一、其許御隙被明候者、少々貴殿も、爰許内見廻にて可然候。何事も掛御目候而、可得御意候事。

一、是式に候得へ共、小袖三、羽織二、進上候。書狀之印迄にて御座候。自然相應

之御用等候者、可被仰付候。恐惶謹言。

霜月十四日

本多中務大輔忠勝

黒田如水様

人々貴報

〔書カ〕

又、頃日、黒田・加藤・鍋島へ給はる御答に曰く、

柳川之城并筑後國諸城共、其城主好次第に、兩三人の内へ請取、様子可被申越候。自此方人を遣、可請取候之間、其内之番等可被申付候。恐々謹言。

十一月十八日 家 康

黒田如水老

加藤主計殿

鍋島加賀守殿

如水、清
正等、家
康の命に
依り歸陣

此後、又、内府公より御書來り、其表を引拂ひ、歸國せらるべしとあるにより、黒田如水・加藤清正・鍋島直茂等の諸將、其領内へ歸陣せらる。彼の鍋島加賀守、如水の異見に隨ひ、立花宗茂と戰ひて、子息信州の罪を補はれし故、如水より、井伊・本多方

家康、鍋
島に本領
を與ふ

鍋島、福
岡の外壕
を掘る

へ書状を送り、鍋島加賀守、筑後を出馬して、立花の者共を數多討取り、御忠節申したる上は、其嫡子信濃守が弱年の過失、又は少々御不審は、御用捨ありて、本領を給はるに於ては、莫大の御國政なるべしと申入れられ、又、如水の嫡子甲斐守長政も、井伊直政に就いて、鍋島信濃守、道中より内通申す如く、心ならず御敵に爲りたりと、具に申置きて、本國へ下り候ひぬ。只々、其罪を御宥免あれかしと、申入れられければ、内府公、彼此を思召し分けられて、鍋島父子に、本領を給はりければ、是れ偏に、如水父子の取持故に、斯くなりとて、加州・信州、其外、家老の輩まで、喜悅の眉を開き、長政、福岡の城を營築の時、外郭の大壕を掘らせ、僅に其恩を芳謝せらる。彼の城を、今も佐賀堀とも、肥前堀ともいひ傳へたり。

異説に、鍋島直茂、關東へ使者を馳せて、賤息信濃守弱年ゆゑ、石田に語らひ入れられたりとも、某に於ては、ひたすらに、御味方申さんといはれしが、又、上方へも交通ありしに、如水、其飛脚を捕らへさせて、書状を奪ひ、内府公へ披露なく、後に加州へ返されしかば、直茂、彌、重恩の様に、思はれしといへり。今按ずるに、

直茂、如
水の重恩
に感ぜし
との説

鍋島信州、伏見の城を攻められしとき、其郎徒成富十右衛門、其外、功勞のある者を選び、父加賀守、密に感狀を與へられしと、舊記にあり。彼此正説なるにや、覺束なし。

是より先に、内府公、井伊兵部、本多佐渡守、山口勘兵衛を召し給ひ、高麗に於て、功ある輩多しと雖も、太閤、薨去あるにより、恩賞の沙汰なかりしを、島津兵庫入道惟新、其子又八郎に、去々年、朝鮮にての武功を稱して、其一族島津久七郎が闕地、薩州出水高城二郡、大隅の内一萬石、都て五萬石、加増として、惟新に與へしは、畢竟、我等が計らひなり。然るに、恩賞を受けたる島津氏父子が、凶徒に與せんとする時、家臣等、諫むれども、更に、惟新承引せざりしと聞く。其後、惟新父子、伏見の城を攻めて、力を盡し、又、關ヶ原の合戦にも、手を碎きたる遺恨あれば、西國の諸將を差遣し、速に島津を退治すべし。去ながら、義久入道龍伯は、惟新が如き、凶徒に與して、滅亡を招くべき者にはあらず。然れば、龍伯、大坂へ來り、惟新父子が罪を陳謝して、永く島津氏、絶えざる様にと、心を盡すべき事なるに、其沙汰なきは不審なり。汝等

相謀り、龍伯に心を附けよと、仰出さるゝにより、彼の三人、連書を龍伯に送りければ、龍伯、此音信を甚だ悦び、家臣鎌田出雲守を、大坂へ上せ、今度、惟新父子、我等に相談もなく、御敵となりし、罪を責め候ひしに、惟新が曰く、内府、會津へ御發向の頃、某も出陣仕るべし。去ながら、手の者、纒なるにより、本國へ申下したり。軍勢、遅く馳せ來るに於ては、小勢なりとも、御後より馳せ下るべしと、申したる事は、内府、御失念なかるべし。然るに、秀家、輝元以下、秀頼公の御爲なりとて、據なく催促するにより、力なく、其方人仕りたりと申すと雖も、内府の御機嫌を憚り、惟新をば、領内櫻島に押籠めて、召置きたり。其子又八郎は、若き者にて、父に隨ひたる罪あれば、御宥免を仰ぐ所なり。某、大坂に到り、此理を申したき事ながら、所勞に支へられて、心に任せ難し。煩、本服の時むづらひは、必ず罷上るべし。此旨、宜しく沙汰ありて、給はる様にとありければ、内府公、龍伯の心中を御疑なく、本領安堵の御沙汰あるべしと仰出さる。是に依つて、本多佐渡守、山口勘兵衛連判の誓書を調へて、薩州へ送りければ、島津主從、安堵の思をなすと雖も、龍伯の病重きにより、又、其一族

家康、島津に本領を安堵す

又八郎、大坂に參府す

又八郎、名を家久と改む

島津氏の來歴

島津忠長を使者として、御書を給はるにより、此上は、途中に於て死すとも、龍伯馳上るべしといはれしに、去年、逐電したる伊集院源次郎、又、島津に敵する聞えありて、國中物騒なるにより、龍伯は、國に止まり、忠恆、大坂へ參府すべしとありければ、又八郎は、鹿兒島を立ち、日州野尻に、逗留の内に、伊集院源次郎を誅戮し、其妻子眷屬を、薩州阿多・谷山、隅州富隈三所にて、刑罰に行ひ、忠恆は、日州細島の津より、纜を解きて大坂に到り、内府公へ拜謁せられしに、殊の外、御喜悅に依つて、黃鷹二連・御馬二疋を給はり、龍伯が養子になり、其家を繼ぐべしと、懇に仰せらる。内府、前々、御家人の功ある輩に、御諱の康の字を許し給ひしが、忠恆には、分きて家の字と、松平氏を給はり、是より松平薩摩守家久と改めらる。

彼の島津氏の起おこを聞くに、比岐藤四郎が娘丹後の局、頼朝卿の昵妾たりしを、頼朝の夫人、深く妬み給ひ、筑紫へ流すべしとあるにより、本田三郎・猿渡七郎、相俱して九州へ下りけるが、丹後の局、其頃、懷妊なるにより、攝州住吉に詣で、安産を祈りありしが、忽ち社内おこに於て、男子を産めり。此由、鎌倉へ聞えければ、

母子共に召返して、其母を八文字民部大輔が妻に給はり、幼息を、畠山重忠に預けられしに、重忠、申乞ひて養子と爲し、諱の字を譲りて、又三郎忠久と稱す。其後、泰衡退治の時、忠久十三歳なるを、先陣の大將と爲し、重忠輔佐して、軍功あるにより、歸陣の後、島津氏の家を繼がせて、大隅・薩摩二州を給はる。島津豊後守忠久是なり。忠久より其子大隅守忠義・其子式部少輔忠繼・其弟修理亮久經・其子下野守忠宗・其子上總介貞久・其子孫三郎頼久・其弟越前守氏久・其子陸奥守元久・其弟修理亮久豊・其子陸奥守忠國・其子右馬頭友中・其子相模守忠幸・其子相模守忠良・其子陸奥守貴久・其子修理大夫義久・其弟兵庫頭參議義弘・其子大隅守家久に至る。清和天皇より頼朝まで十一代、頼朝より家久まで十代、都て二十世、綾々として、一源の水の如く傳はりし中に、文武の譽ある輩、少からず。六世下野守忠宗は、敷島の道に心を寄せて、

風わたるなつみの川の夕ぐれに山陰すし日ぐらしの聲

と詠める歌、續千載集の雜の部に入れらる。又、頼朝より十八世修理大夫義久の

忠宗の歌勅撰集に入る

入道龍伯も、歌・連歌を好ける人なりしが、細川玄旨の方へ、菊を贈りて、

九重にけふつむ菊の色よ香よ山路の秋はさもあればあれ

又、一年、息女を誘ひて、上京せられしに、其息女を、人質の爲に、京に留めらるべしと、聞えければ、

二世とは契らぬものを親と子の別れの袖のあはれとぞしれ

と詠みて、是も玄旨の方へ遣し給ひしとぞ。又、義久、或時、紹巴法橋が家に入り給ひ、君も臣も榮ゆく世なりとて、

梢より下枝も花に標がさ

斯くて家久は、龍伯・惟新と相謀り、琉球國を征伐すべしとて、内府へ申入れられければ、古へ、琉球國、薩摩に隨ひ候ひしに、頃年、交通を絶ちたり。御免あるに於ては、軍勢を差向け申したしとありければ、家康公、御許容あるに依つて、慶長十四年酉の春、家久、樺山美作に、平田太郎左衛門を相添へて、琉球へ差向けらる。其兵、凡そ三千餘人、兵船百餘艘に取乗り、二月廿一日、纜を解きて、琉球へ赴きしに、大

義久の和歌

家久、琉球を征伐す

中山王降參

島・徳島に於て、島人、拒ぎ戦ひけれども、薩摩勢打勝ち、首三百級討取りければ、其餘の島人、皆降人となる。斯かりければ、四月朔日、琉球の那覇津へ攻寄せけるが、敵兵、鐵鎖を津口に張りて防ぐにより、他の津より陸に上り、二三日が程相戦ひしが、終に討勝ちて、都門へ攻入りければ、中山王、降參すべきに依つて、樺山・平田、彼の王を具して、五月廿五日、薩摩に歸る。此旨、關東へ註進ありければ、秀忠公より御書を與へらる。其趣に曰く、

〔今度〕

至琉球差遣の兵船、不移時日及一戰、彼黨數多討捕之。剩國王降參之上、三司官以下到其地、不日可爲渡海之註進、誠以無比類勸共候。猶、本多佐渡守可申候。恐々謹言。

七月五日 秀忠

薩摩少將殿

斯くて、家久は、琉球王を伴ひ、駿府に到り、大御所に謁見ありければ、其戦功を稱し給ひて、琉球國を、家久に與へらる。此時、中山尙寧、其國の土産を、家康公へ奉る。

家久、琉球王を伴ひ、駿府に到る

島津義久御恩許

同、江戸
参府

所謂緞子百卷・羅紗十二尋・芭蕉布百卷・太平布二百卷・家久は、太刀一腰・白銀一萬兩を獻せらる。家康公、御喜悅ありて、中山王家久を饗し給ひて、猿樂あり。家久に、貞宗の刀・同作の短刀を與へらる。又、尙寧を伴ひて江府に至る。中山王、又、緞子百卷・芭蕉布百卷・太平布二百卷・家久又、緞子百卷・虎皮十枚・白銀一萬兩・長光の太刀を獻じ給ひければ、秀忠公、御喜悅ありて、尙寧・家久を、御饗應の上に、家久には、駿馬を與へられしとなり。斯かりければ、家久は、琉球國を從へて、其武威、彌、盛んなり。斯くて、慶長十六年正月廿一日、義久入道龍伯、七十九歳にて卒去ありければ、家康公、其趣を聞召して、驚かせ給ひ、御香奠として、銀一萬兩家久に與へらる。御使者は、揖斐與右衛門なり。又、元和五年七月廿一日、義弘入道惟新、八十五歳にて死去ありければ、秀忠公、家久に御書を給はる。其書に曰く、

惟新死去之旨、無是非仕合、心底之程令察候。仍爲香奠銀子千枚遣之候。花房五郎左衛門尉、委細可述候。謹言。

八月廿九日 秀忠

義久逝去

惟新逝去

松井薩摩守殿

其後、家久は、薩摩守を改めて、大隅守になり、從三位中納言に歷任して、芳譽を起し、帝都の西方には、家久と肩を並ぶる人なかりしとかや。

黒田如水上洛附官祿辭退

此時、如水は、隱居の身なれども、偏に、内府公へ志をば屬し、未だ、上方の戦ひ聞えざる内に、兵を起して、先づ竹中伊豆守を内府の味方と爲し、大友に降參させ、安岐・富來・白杵・隈田・角牟禮の諸城を、手に入れて、豊後國を平均に治め、其後、豊前國に到りて、小倉・香春の兩城を請取り、筑後に出で、久留米・柳川を一時に治め、肥後を経て、薩州へ攻入るべしとせられしに、島津氏罪を謝して、降參すべしとあるにより、内府公の御下知を待ちて、歸陣せらる。此度、如水一人の力にて、九州悉く治りぬ。誠に莫大の忠功と謂つべし。其後、如水、大坂へ參府せられしに、内府公、今度の大功を感じ給ひ、別に恩賞を給はり、其上、朝廷へ執奏して、官位を進めらるべ

如水の武
功莫大

如水、大
坂參府

く、又、今より後、秀忠公を輔佐して、天下の軍政、萬づの指南を頼み思召さるゝ由、仰出されけるに、如水、畏りて、貴命は、忝き御事ながら、年老い、殊更、病者にて精力衰へ候ひぬ。愚息甲斐守に、筑前國を下し置かれし上は、甲斐守が養育を受けて、安樂に餘命を送り申したき所存なり。此外、功名富貴の願更に無し。願くは、御免許を蒙り奉るべしと、堅く辭退申されければ、内府公之を感じ思召し、然らば、其意に任すべしと仰出さる。

同、官祿辭退

或説に、上野國にて二十萬石、如水へ與へらるべしと、御内意ありといへり。

此時、如水は、京都東山鹿が谷の邊に、寄宿せられしが、下野守忠吉朝臣を始め、諸大名、其外、内府の御家人等、如水の館へ來り集ひ、又は音物を送りて、門前に市を爲しけるとかや。其後、御暇給はりて、筑前へ下り、初は博多に居宅を構へ、又、太宰府に、別業を營み、天満天神の社僧を呼び、常に、連歌を興行して居られしが、福岡の城成就の後、三の丸の内に、高き岡のありけるに、菟裘を構へ、安閑無事にして、餘年を送られしと聞えし。

同、福岡城三の丸に餘命を送る

如水に就いての評

或説に、秀忠公、或時、近臣に對し給ひて、黒田如水は、今の世の張良なるべしと、仰せられしといへり。今按ずるに、如水は、勇武の性、人に過ぎたるのみならず、明哲の徳も、亦群に抽んでたり。去れば、秀吉公、初は如水を謀主として、其智計を取り用ひ給ひしが、天下を治められし後は、如水の智勇勝れたるを恐れて、大國をも給はらず。如水、其機を見て、早く隱居の身となり、剩へ、剃髮せられしは、家を保つ道を知れりとすべし。又、一亂に至りては、専ら、志を家康公に屬し、筑紫を一統して、大功を樹てられしかば、此亂治りて後は、〔別脱カ〕きて、恩賞を行はるべしとありしかども、盈虧の理を悟りて、堅く辭し奉り、功成り名遂げて、身退かれたり。子息長政も、關ヶ原にて大功ありしが、天下一統の後は、武を偃せ、文を修めて、時の勢に従ひ、又、自ら謙つて、能く身を修められしかば、彼の無道にして、國を失はれたる人々には、年を同じくして、語るべからずと、遺老の語りき。又、小瀬甫庵が、太閤記を作りし時、諸家より書付を遣して、其家々の武名を書き入るべしとあるにより、長政の老臣等、之を聞傳へ、御祖父よりの御武功、當時、天

長政に就いての評

下に隠れなしと雖も、後に至りては、埋る事も計り難し。幸に、此節、甫庵に託して、義昭・信長・秀吉の數多の感狀、其外、異國・本朝にて隠れなき御武功を、太閤記に著し給ひ候へかすと、諫めけれども、長政、更に承引なく、凡そ、將士の武功を樹つるは、君の爲にして、私の名を求めず。殊更、太平の世となりては、武を隠して現はさぬが、本意なりと聞く。今、此まうけも、無用なりとて、終に甫庵に、書付を渡されざりし故、彼の書に、黒田家の武功は、多く洩れたり。斯くて、父子ともに、明哲保身の道を知れるのみならず、父祖より慈仁の徳ありて、妄に人を毀らす。又、只管、士民を憐み給ひし故に、今、其子孫まで、永く國を保ちて、猶行末も斯くあらん事、必然の理なるべし。如水、筑紫へ入國の後、福岡に住居せられしが、或夜、上下の句を、夢に見て、是れ我が家の長久すべき瑞夢なりと思ひ、其後、京都に上りて、連歌に名ある輩十二人を招き、百韻を連歌あり。其連衆の句、

連歌

松梅の末長かれと翠たつ
山よりつゞく里は福岡

御 同

風渡る秋の湊田霧晴れて

昌叱、十一

おりゐる雁の聲さだかなり

圓清、十

眞砂の日や〔脱ア〕明けても残る覽

玄仍、十

みぎりの内の雪白きいろ

昌琢、九

村々に草の枯葉の靡きあひ

禪高、八

道かすかなる野邊の片々

友答、八

何くにか暮れて定めんかり枕

信白、六

越え行く末の山ぞはるけき

玄仲、八

半天や八重雲送る風過ぎて

禪智、六

しばし計りの夕立の後

紹由、七

遣水やあつさを誘ふ音ならん

助慶、六

はし居に月の影を待たるゝ

禪高、八

暮初むる外面に蟲のほのめきて

小瑯、一

此一巻、今もありて、彼の松梅の末長かれとある句を、畏みく考へ見るに、宰府の天神、吉瑞を告げさせ給ひしにやと、一人の遺老、又、予に語りき。異本に、古郷物語といへる雜書あり。其の末の巻に、如水、此時、上洛ありけれども、内府公へ、終に御目見なく、洛外鹿が谷に、潜り居られしに、山名禪高は、如水と因あるにより、如水の方へ來り、頃日、貴老の旅宿へ、越前黃門秀康卿、其外、大名、小名内府の御家人、又は名ある浪人、晝夜となく出入して、門前に市を爲し、何事となく、夜の明くるまで密談せられ、殊の外、醍醐・山科・狼谷・六地藏・宇治の邊まで、浪人、數多隠し置かれたりとて、人々、不審をなす。關ヶ原合戦に、内府の御勝利と雖も、未だ十分には、靜謐せざるに、事がましき貴老の御覺悟といひ、常々、内府の御隔心といひ、彼是御意に入るべからず。御子息甲州には、大國を與へられ、天下に於て、二三人の御懇意なるに、甲州の爲にもなり難ければ、構へて、慎み給へといはれしに、如水、其旨をつくぐと聞きて、禪高、よくく聞き給へ。家康の天下を奪はんと思はゞ、筑紫にて數箇國切從へ、島津計りなれば、蹈み潰す

か。又は味方と爲し、甲斐守を呼び下して、嚴しく攻立て、幸に、中國は空國なれば、其頃、人數二萬計りあるを、海陸に分けて攻上り、内府と出合頭に、合戦するに於ては、手に物は持たすべからず。去ながら、我等は、病身といひ、老人にて世間に何の望もなき故、さげ鞆一つにて上りたり。うつけたる者は、左様に申すとも更に眞にせらるまじと、葬りつる様に、いはれしかば、禪高も呆れ果て、座を立たれたり。其後、如水、筑前へ下り、舍弟養心は、病者故に、千石與へ置かれしが、一萬石に爲し、宗像郡津屋崎に、城は無しと雖も、要害の地なりとて、彼の養心を、津屋崎へ移し、如水も、其近邊に草庵を結びて引籠り、知行を與へられし士十人計り、其外、歩行者、少々召仕ひ居られしが、其後、博多へ出で、町の裏屋に潜りて、殊勝なる様にもてなし、又、太宰府へ移り、此所の藪の内、彼所の森の中に家を作らせ、屈強の武士五六十騎、彼の家に移し、浪人を數多、商賣人に紛らかして、宰府の町屋に居住させ、又、高敷山は、材木の出づる所なり。彼の山にて、材木を切らするといひ倣し、小屋がけさせて、彼の山へ上り、山守・柚人と名づけて、

數百人を養ふ。又、博多の空地に、鷹部屋を作り、鷹匠共を召置くべしといはれしに、長政、同心なく、福岡より一里計り隔て、鷹を召置きなば、如何あるべきといはれけれども、我等に任せよといひて、終に鷹部屋を作らせ、小知の輩、其外浪人を召置きて、鷹匠に紛らかし、又、新田奉行、村里の代官と名づけ、彼是の兵士二百騎計り、國中に置かれたり。馭馬は、死にたるまで馭しと雖も、よからぬ分別なりと、誠しく記す。今按ずるに、彼の古郷物語は、筑前國人、他國に住みて、古郷の昔を人に問はれ、有の儘に述べたる條々なりとして、文書も古風に書き爲し、眞めきたる故に、信用する人ありと聞く。然れども、此書の中に、用ひ難き妄説數多あり。如何にとなれば、如水、上洛前に、内府公、數通の御懇書を給はり、井伊・本多兩人の奉書にも、其地の御隙明けられ、急ぎ御上あれと、書きたる御内意の如く、如水、大坂へ參府ありければ、頓て、御前へ召し給ひて、功勞を仰立てられありて、御感賞あり如水の家老井上九郎右衛門をも、内府の御前へ召連れたるに紛なし、然るに、始終御調なしと書きたるは、是れ妄説の第一也。又、此時、如

古郷物語
は妄説多し

水は、大坂に居られしが、常に病身故、保養の爲に京へ上り、暫らく鹿が谷に居住ありしを、御機嫌に背き、逼塞せられし様に書きたるも、亦妄説の第二也。又、如水、鹿が谷に寄宿の時、越前黃門秀康卿、如水の宅に、毎度御來駕あるにより、山名禪高、如水に異見せられしと、書きたれども、秀康卿は上杉景勝、未だ上洛なきにより、其頃、野州宇都宮在陣の頃、越前の國拜領ありければ、御入國もなかりしに、如水の旅宿へ、御來駕とあるも、亦妄説の第三也。又、如水は、相州小田原の陣中より、家康公と御因深く、其後、石田治部少と交通を絶ち、太閤の御前疎かりし時も、彌、御疎意なかりしに、如水に、常々、御心を置かれ、子息長政には、御懇意ありと書きたるも亦、妄説の第四也。又、山名氏、如水の旅宿へ來り、貴老、自立の志ありと、世人も唱へ、疑はしとして、彼此をせられしと書きたれども、其頃、如水を人の疑はん様もなく、禪高も、不審あるべからず。彼此、妄説の第五也。又、如水、此時、禪高に對し、家康公の天下を奪はんと思はし、我等二萬計の兵を、二手に分けて、海陸より攻上り、出合頭に、内府と合戦するに於ては、手に物を持たすべから

ずといはれしかば、禪高も、詞なく退出せられしと書きたり。如水、此時の兵數を二萬計といはれたる據なし。よりしる其上、記者は、二萬計を、多兵の様に書きたれども、僅に二萬人を手分けして、海陸より攻上り、忽ち打勝ちて、手に物を持たすべからずと、恣に議論せらるべき様もなく、又其頃、家康公の天下といはれたるも疑はし。是れ妄説の第六也。又、如水は、筑前へ下り、津屋崎に居られしと、書きたれども、今、津屋崎に居宅の跡もなく、里老の語傳も無し。是れ妄説の第七也。太宰府に居られし時、屈強の武士六十騎を養ひ、浪人數多、太宰府の町人と爲し、馬鋪山の杣人まで、武用に備へられしと書きたれども、彼の六十騎の武士、其後、國中追放せられしは知らず。今、子孫一人もなく、宰府に居たる浪人の末と號する者も無し。是れ又妄説の〔第脱カ〕八也。又、鷹匠、其外、新田奉行代官と名づけ、二百人計り扶助せられしと書きたるも、甚だ疑はし。長政、筑前へ入國の後、一萬石以上十一人、騎士八百人、其外、所々の城下に居たる馬廻與力千百人ありと聞く。然るに、如水、隱居の身といひ、兵數の不足もなきに、兵士を別に扶助せらるべき様

なし。其上、如水工夫して、筑前五郡の村里に、配り置かれたる武士二百人とあるも、其兵數微少にて、大志と稱する説に相應せず。又、如水、或時、家老を近づけ、長政は、最早武勇を今度に限らず、動もすれば、自身の働する者なるが、此度、天下治りし上は、長政が身命に、危き事なしとて、常に喜悅せられしと、舊記にあり。然るに、如水、筑前へ入國の後に、只管武備に心を盡したりと書きたるは、甚だ非なり。又、彼の書の別卷に、石田治部、如水の方へ使者を下し、貴殿は、太閤の御恩を請けたる人といひ、老功の仁といひ、秀頼公の御爲に、上方と一味せらるべし。戰、勝利の時は、重々御恩賞あらんと、告げたりしに、仰の如く、我等は、太閤の御恩賞ある者なり。其報恩の爲に、秀頼公の御味方すべし。但し、御恩賞の事、後日に違却ありては、如何なり。七箇國給はるべき誓約に於ては、不日に馳上るべし。此使に、仰聞けらるべしとて、家來宇治勘七を、石田が使に添へて、遣すべしといはれしに、家老の輩同意せず。暫くも、石田と御同心然るべからずと、諫めけれども、石田も、我等を僞る上は、我等も亦、彼を僞りて、終に敵になるべし

と、いはれたりとて、是も亦、誠しく書付けたり。今按ずるに、如水、此時を欺く謀にも、石田と同心の返答あるべからず。其口狀の旨趣も、心得難し。殊更、宇治勘七は、大友義統の方へ、使者に行きたる者なり。二三十日の間に、遠方の使者を、兩度まで勤むべき様もなし。是れ皆、例の妄説なるにや。

諸將就封附結城秀康卿御家傳

去る程に、家康公・秀忠公は、大坂に御在陣なるが、井伊・本多・榊原以下の御家臣を召して、今度、御忠節ありける諸將に、闕地を分ち給はるべしとて、御議定あり。此時、領地を拜領せられし人々には、

諸將領地
拜領

一、越前國、

結城三河守殿

或説に、秀康卿、其頃、未だ野州宇都宮にあるにより、御使者を立てられ、越前國を參らせられしといへり。

一、尾張國、

松平下野守殿

或説に、忠吉朝臣御死去の後、其舍弟義直卿に、參らせしといへり。

一、加賀國、

能登國、 越中國、

加賀中納言

或説に、利長の舍弟利政、二心あるにより、其領地能登國に、小松宰相長重の領地加賀半國を加へ給はりしといへり。

一、備前、

美作、

筑前中納言

或説に、秀秋卿、程なく卒去せられ、嗣なきにより、其家絶えたり。

一、周防、

長門、

毛利中納言

或説に、輝元の従弟吉川待從廣家、御忠節あるにより、輝元父子に、與へられしといへり。

一、若狹國、

京極 宰相

或説に、堀尾氏の家絶えて後、宰相高次の子息若狹守忠高に、出雲・隱岐を給はり、若狹國は、酒井讚岐守忠勝、拜領せられしといへり。

一、丹後國、

京極 侍從

或説に、待従高知死去の後、子息丹後守高廣・飛驒守高行兄弟に、宮津・田邊をば分け與へられしが、高廣の孫丹後守高國、領地を召放され、永井信州に宮津を給はり、信州の家絶えて後、奥平美作守忠昌、宮津を領地せられしといへり。

一、奥州會津、

蒲生飛驒守

或説に、飛州は、下野國宇都宮十八萬石領地せられしが、上杉景勝に、奥州米澤を給はりて後、會津六十萬石を、秀行に與へられしといへり。

一、安藝、備前、

清洲侍従

或説に、元和の頃、福島の家絶えければ、淺野但馬守長晟に、其領地を與へられしといへり。

一、播磨國、

吉田侍従

或説に、秀秋卒去の後、備前の國を、輝政に與へられしといへり。

一、因州鳥取、

池田備中守

或説に、備州の嫡子河内守長政・其子河内守長明三代、相續せられしが、長政早世

せられ、嗣なきに依つて、其家絶えたりといへり。

一、豊前國、

丹後侍従

或説に、加藤忠廣の家絶えて後、忠興の嫡子越中守に、肥後國を與へられしといへり。

一、常州茂木、

細川玄蕃頭

一、同國眞壁、

淺野彈正少弼

或説に、長政死去の後、三男采女正に、其領地を與へられしといへり。

一、紀伊國、

淺野左京大夫

或説に、幸長死去の後、舍弟長晟に、藝州を與へられしといへり。

一、出雲、隱岐、

堀尾帶刀

或説に、吉晴の孫山城守死去の後、其領地を、京極若狹守に給はり、若狹守卒去せられしにより、松平出羽守直政に、其領地を與へられしといへり。

一、筑前國、

黒田甲斐守

或説に、甲斐守、此時、三倍の御加増にて、三十六萬石拜領せられしが、其後、五十萬三千石餘の御印物を與へられしといへり。

一、肥後國

加藤主計頭

或説に、小西行長が領地肥後半國を加へられ、肥後一國を清正に給りしが、天草三萬石、寺澤志摩守に加増あるにより、三萬石の替地を、豊後國にて與へられしといへり。

一、筑後國

田中兵部大輔

或説に、兵部大輔、此時三倍の御加増にて、三十三萬石餘拜領せられしが、田中の家絶えて後、柳川・久留米兩所を、立花宗茂・有馬豊氏に、與へられしといへり。

一、伊豫松山

加藤左馬助

或説に、此時、伊豫半國二十萬石給はり、蒲生野州卒去の後、會津にて四十萬石、嘉明に給はり、野州舍弟中務に、松山二十四萬石給はりしが、中務死去に付、松平隱岐守定行に、與へられしといへり。

一、同今張

藤堂佐渡守

或説に、此時、伊豫半國與へられしが、富田信州と入替へて、勢州阿濃津へ移り、其後、御加恩を請けて、三十二萬三千石、領地せられしといへり。

一、土佐國

山内對馬守

或説に、此時、遠州掛川六萬石を、九萬石になして、土佐國を給はり、其後、廿四萬石の御印紙を、與へられしといへり。

一、攝州三田

有馬 法印

一、丹州福知山

有馬 玄蕃頭

或説に、豊氏は、其頃遠州横須賀にて、三萬石領せられしが、一倍の御加恩を給はり、六萬石となり、其後、父法印の采地を加へ給はり、彼此十二萬石、拜領せられしといへり。

一、但州村岡

山名 禪高

一、濃州高須

徳永 法印

或説に、法印死去の後、嫡子左馬助、罪ありて領地を、沒收せられしといへり。

一、同國郡上、

遠藤左馬助

一、勢州神戸、

一柳 監物

一、豊州白杵、

太田攝津守

或説に、其後、稻葉右京亮貞通に、白杵を與へられしといへり。

一、同國府内、

竹中伊豆守

或説に、豆州死去の後、嫡子罪ありて、其家、絶えたりといへり。

一、同國日出、

木下右衛門大夫

一、備州足守、

木下宮内少輔

一、因州若櫻、

山崎左京之亮

或説に、若櫻は、龜井武州に與へられしといへり、正説なるにや。

一、泉州田川、

桑山 法印

一、和州布施、

同修理大夫

一、同國五所

桑山伊賀守

一、同國竹田、

同左近大夫

一、奥州能州一萬石宛、

土方勘兵衛

或説に、能登國一萬石は、肥前守利長より扶助せられしといへり。

一、常州府中、

六郷兵庫頭

一、石州津和野、

坂崎出羽守

或説に、羽州罪ありて、其家、絶えたりといへり。

一、備中庭瀨、

戸川肥後守

以上

此外、本領に於て、御加増を請けたる輩、指を折るに違なし。是より諸將、内府公を
崇め奉り、太閤の御時、羽柴氏を許したる輩、皆本氏に復へりければ、秀頼に仕へし
輩、甚だ憤りけるとかや。

或説に、岐阜・關ヶ原に於て、戦功ありたる諸將の家臣を召し給ひ、家康公、御盃給

はり、御直に、御褒美ありけるに、福島正則の家老福島丹波・尾關石見・長尾隼人、御前へ伺公せしが、丹波は片足萎えて、立居自由ならず、尾關石見は片目なり。長尾隼人は、極めて、身の長短く、耳遠く、左の手叶ひ難し。御近習の輩、之を見て、囁き笑ひけるに、家康公仰せけるは、凡そ、世間の人を見るに、形、麗しくて、心の穢れたる者尠からず。福島が三人の家老は、像は見苦しけれども、心中に武道を嗜み、度々の譽ある者共は、面々が如き若き者には、爪を煎じて、吸はせたと宣ひしかば、人皆、此御一言を、感じ奉りたりといへり。

是より先に、諸將の戦功を御僉議の時、結城秀康卿は、大敵を押へ給ひし功勞に依つて、播磨・越前兩國の間、何れなりとも、參らせ給はんとあるにより、秀忠公より、秀康卿へ、其旨を仰せ入れられしに、秀康卿、御近習の輩を召し給ひ、今、若し、内府の御計らひとして、我等に播磨か越前かを、給はるに於ては、何れを申請すべきやと、仰せけるに、長谷部采女承り、越前を御所望あるべしと、申すにより、秀康卿、重ねて仰せけるは、國の善惡を論ずる世の諺に、一播磨二越前と、いひ傳へたり。然る

を、汝、越前の土地を稱するは、如何なる故ぞと、宣ひければ、長谷部申しけるは、播磨は、京、大坂へ近きのみならず、四國九州の通路も好く、殊更、暖國なるにより、世の人、播磨と申傳へしならん。然れども、播磨は、中國・西國の巷といひ、地勢も堅固ならで、守るに勞する恐あり。越前は、一國の要害、播磨に勝り、又、田舎とは申しながら、山海を隔てたる遠國にもあらず。然れば、越前の地利は、治亂を兼ね備へたりと申しければ、秀康卿、彼が存案を感じ給ひ、越前を御所望ありければ、彼の國を、參らせ給ひしとかや。

或説に、秀康卿、翌年、越前へ入部せられけるが、其冬、大雪降るにより、長谷部采女、主君の御鼻を突きたりといへり。今按するに、采女が治亂を相謀り、越前を申請けらるべしと諫めたる利害、分明なれば、假令、大雪降りたりとも、秀康卿、さまで御氣色あるべからず。是れ後人の異説なるにや、覺束なし。

斯くて、秀康卿は、御養父右衛門督晴朝の御幼息長吉殿後、三河守、虎之助後、伊豫守、忠直忠直と號す、忠昌忠昌と號すを御同道にて、越前へ入部せられしに、其途中に於て、男子御出生ありければ、今、入

國の折節なれば、男子誕生するも、吉瑞なりとて、國松丸後、出羽守直政と號すと名づけらる。其後、越前に於て御男子三人出生あり。吉松殿・五郎八殿後、大和守直基と號す・長光殿後、但馬守直良と號すと名づけらる。吉松殿をば、本多志摩守に、生ふし立てよとあるにより、志摩守富正が居城府中へ、誘ひ參らせけるが、程なく早世せらる。五郎八殿をば、結城晴朝養子と爲し、結城の家を繼がせんとあるにより、秀康卿は、之より本姓に復り給へり。其頃、秀康卿は、北の庄の城を、改め築くとて、移り給ひ、北の庄を福井と名づけ、又、淺水の西片糟といふ所に、別業を營みて、晴朝朝臣を移し給ひぬ。彼の結城の家の起りを聞くに、天津兒屋根命より廿三世の後胤、正二位内大臣大織冠鎌足より出で、其御子贈太政大臣淡海公不比等、贈太政大臣房前・左大臣魚名・伊勢守藤成・備前守豐澤・河内守林雄守イ・武藏守秀郷・右衛門尉千常・内舍人公備陸奥守兼光・從五位下武行・某行隆・下野守宗行・小山次郎行政・小山四郎行光・小山四郎政光・結城上野介朝光・大藏少輔朝廣・七郎左衛門時廣・左衛門貞廣・五郎左衛門朝祐・中務少輔直朝・華藏寺直光・廣智寺基光・聖龍寺滿慶・同通院氏朝・福岩寺持朝・岩船院成朝・乘國寺

結城家の來歴

秀康の言行

氏廣・孝顯寺政朝・乘國寺政勝・右衛門督晴朝に至つて、三十五代なり。結城七郎朝光は、頼朝卿の御子なるを、小山小四郎政光養ひて、結城の家を繼がせたりと、舊記にあり。然れば、朝光より源氏に復し、清和天皇より晴朝まで、廿六代なりとかや。其後、中山道を経て、江戸へ御參府ありけるが、上州碓氷に、關東より番所を立てられ、往來の男女、又は鐵炮を改めけるが、此時、彼の碓氷の番人、秀康卿の鐵炮を、留むべしといひけるに、甚だ怒り給ひ、我等を誰と思ひて、無禮をいふか。彌、鐵炮を留めんといはれ、一人も殘らず、誅戮すべしとあるにより、番人力なく、鐵炮を通し、江戸に到りて、其旨を訴へければ、家康公、御笑ありて、三河守に斬られざるは、番人の幸なりと仰せらる。又、家康公は、其後、駿府に移り給ひ、秀忠公を、江戸の城に置き參らせ給はんと、御内談の頃、加賀爪民部を、秀康卿へ御使者に立てられ、家康公、既に御隠居なれば、今より後、江戸へ御參觀ありて、給はるべしと宣ひしに、秀康卿、仰を御聞ありて、秀忠公は、御家を繼ぎ給ひ、殊更、大樹の御身ならば、崇び申さん事、勿論なり。然れども、江戸へ參觀とある事は、御免あるべしと、御返答

ありしに、家康公、此旨を聞かせ給ひ、三河守は、左様にいふべき者なりとて、御機嫌善くも悪くもなかりしとか。或時、御見廻として、江戸へ参内ありけるに、秀忠公御對面ありて、北國筋、變れる事は候はずやと仰せければ、秀康公、御返答ありけるは、越前には、水の逆に流る、川ありて、某、見申したりとあるにより、秀忠公、左右を御覽じて、他事を御物語ありしとかや。

或説に、秀康卿、江戸へ参觀なり難しと、宣ひたるも、亦、水の逆に流る、川ありと、仰せられしも、皆、御舍弟秀忠公を、主君と爲し給へる御憤なりと、人皆、語り傳へたれども、左にはあらず。秀康卿は、太閤の御養子になり給ひ、寵愛に遇ひ給へる御恩あるにより、秀頼公を、只管、御最員ありて、今、此御挨拶ありしといへり。又、秀康卿、伏見にて、家康公、秀忠公を申請け給ひ、角力興行ありしが、其終に、秀康卿の追手と號する角力の者、前田利長の順禮といふ者と取組みしが、彼の順禮は、是より先に、續けて三十三番勝ちたるに依り、三十三所の札を納むる故に、順禮といふに准へて、其名を付けたる角力なれば、暫く、勝負つかざりしが、追手が力

秀康の威嚴

や、順禮に勝りけん。力足を踏みて、順禮を揚げて投げしかば、庭上に列び居たる見物の老少、一同にどよみ出でけるを、奉行する輩馳廻り、御前なりと制しけれども、一向承引せざりしに、秀康公、座を立ち給ひ、庭の方を御覽ありければ、即時に、庭上靜まりたり。家康公、御歸館ありて、御近習の人に仰せけるは、今日の見物、興ある中に、三河守が威嚴、驚きたりと御稱美あり。是は秀康卿、庭上を御覽あると等しく、相撲の場靜まりし故とかや。又秀康卿、其頃、福島正則おんちなみと御因深おんちなみかりしが、正則、毎度、福井へ参向して、主君の如く尊崇せらる。或時、正則、秀康卿の家臣に向ひ、某、福井へ参府の爲に、居宅を給はるべき御事なりと、いはれし序に、我等は何時に依らず、秀康卿の御味方に馳せ参るべし。然れども、秀頼公を蔑にして、御味方すべしといふにはあらず。此志を、内々御聞きありて、給はるべしといはれしを、秀康卿、屏風の陰より御聞きありて、福島は、流石の者なりとて、殊の外、感じ給ひしが、其後、如何なる御思慮にや。正則と交を絶ち給ひしとぞ。又、秀康卿、常に武備を好みて、戦功ある輩を、數多御家人に爲し給ひ、太田安房、梶原美濃守、本多丹

秀康と正則

波・水谷織部を武者奉行と定めらる。此時、野州・越州に於て、召出されたる武功の輩には、

山中讚岐	萩田主馬	萩野河内	小田天庵
阿下何某	水戸三七	久世但馬	落合美作
江口石見	吉田修理	岩上越中	片山主計
安福和泉	朝倉丈也	清水太郎左衛門	廣澤兵庫
朝羽左衛門	原織殿	伊波七郎左衛門	本間勘解由
門名左近右衛門	小島與五右衛門	寺田助兵衛	高須武太夫
橋山八藏	西尾仁左衛門	伊達與兵衛	櫻井武兵衛
高德主計	涯美半右衛門	竹島八郎左衛門	佐野五郎太夫
海福久右衛門	原田七右衛門	小野田與市	室節金右衛門
中井是安	富岡彌右衛門	岡野谷隼人	御宿勘兵衛
岡見治郎太夫	皆川平右衛門	國枝頼母	石川佐左衛門

秀康武功の臣

稻葉場左衛門	青木新右衛門	稻葉新兵衛	岡越後
根村壹岐	匂坂式部	天方山城	石川對馬
小栗市正	杉山内藏	島田右京	水野大藏
原平左衛門	原隼人	藤田大學	涯美助左衛門
鷺山傳八	畑鎌彦左衛門	鯨島仁右衛門	山本清右衛門
伊藤采左衛門	關二根織部	大飯田監物	富岡清兵衛
大澤三右衛門	大河原東太夫	齋藤與三右衛門	佐藤彦兵衛
須澤長右衛門	大場十兵衛	山崎新兵衛	江川安右衛門
戸田傳八郎	赤鹽甚左衛門	大堂小太郎	菅沼休也
花方左近	力丸藤左衛門	長谷部休樂	高田遠江
井上太左衛門	白藏武助	朝比奈無道	窪田助兵衛
岡田源左衛門	細井又兵衛		

右、各、數度の戦功あり。此外に、三度の手柄ある面々は、指を折るに違なし。其外、

諸將就封附結城秀康卿御家傳

小身の者共をも、常に憐み給ひ、結城より來りたる足輕共、番所にては、皆々、姓名を呼ばれし故に、各、涙を流し、末々の奴僕まで、なめて感せしとかや。

或説に、菅沼氏に仕へし朝日丹波といふ者、秀康卿の臣となりしが、其子千介といひて、少年なるを、秀康卿、近習に召仕ひ給ひしが、彼の千介、疎略の行あるにより、汝は用に立つまじき者かな。何とて、左様には計らひたるぞと、仰せけるに、千介、幼心にも、若しもこのあれ、此殿の用に立つまじき者と、仰せられしは、我等が運の末なるべし。一日も存らへ難しと思ひ、其意趣を書置きて、忽ち自害せしに、秀康卿、驚き給ひ、父の丹州に、仰せられたき趣あり。愁歎の折節なれども、召出せよとあるにより、丹波、御前へ出でけるに、我等、千介が過を咎めて、用に立つべき者にあらずといひたるは、更に武用にあらずと雖も、彼が心に懸けたるも理なり。然れば、一言の過にて、あたら勇士を失ひたり。今、汝に對面して、罪を謝すべき辭無し。殊更、其方、男子を持たざる上は、せめての事に、我等が愛子國松を、其方が子と爲して、家を繼がせよと仰せければ、丹波承り、少年の者とは

申しながら、假初の御折檻を、心に懸けて自害せし不忠の罪ある故、某、愁歎仕るべき様、更になし、然るを、御前へ召し給ひ、御懇の仰を承るのみならず。國松君を給はるべしとの仰、身に餘りたる仕合なり。然れども、某、不肖の恐あれば、國松君の御事は、幾重にも、御斷り申したしといひけれども、秀康卿、御承引なきによりて、終に父子の契約を爲す。朝日氏、今も出雲に居たりといへり。又、秀康卿、或時、鷹野に御出ありしに、木履をいくらも擔ひて、よろぼひ來る座頭あり。御先拂の者、傍へ追入れて通りしに、彼の盲人、其後より出で、秀康卿の御乘輿に近づきければ、汝は何方へ行く者ぞと、御直に仰せらる。盲人承り、我等は座頭衆の會所へ罷りしが、今朝、雨霽れて、道も漸く乾きし故、座頭衆の木履と、草履を取替に行く者なり。殿様の御通とて、あそこの藪の中へ、追入れられて、心ならず時を移し申したり。斯くては、石ころに遭はんも、計り難しと、泣々語りしに、秀康卿、つくづくと聞き給ひ、旨となりたるさへあるに、同じ盲人に、責め使はれ、履物まで持ち歩くは不便なり。汝が殿様といふは、我等なり。檢校にして、領内の座頭

を、手下にさせんと仰せけれども、盲人、更に誠めかず、殿様はとく御通なるに、偽をいふ人かな。縦ひ、殿様の御計らひにても、御學問所は扱置き、四分衆と肩を並ぶるまでの事も、及びなき者をとつぶやきて、あわたしく行過ぎしに、頓て、君命下り、檢校となりて、御國中の座頭頭に、禮儀を爲したりといへり。

關地拜領の諸將

- | | | | |
|---------|---------|---------|--------|
| 一、江州佐和山 | 井伊兵部少輔 | 一、勢州桑名 | 本多中務大輔 |
| 一、總州大多喜 | 本多 内記 | 一、濃州加納 | 奥平美作守 |
| 一、濃州大垣 | 石川長門守 | 一、三州岡崎 | 本多豊後守 |
| 一、三州吉良 | 本多縫殿助 | 一、三州吉田 | 松本玄蕃頭 |
| 一、遠州濱松 | 松平内膳正 | 一、遠州掛川 | 松平隱岐守 |
| 一、遠州横須賀 | 大須賀出羽守 | 一、上州厩橋 | 酒井河内守 |
| 一、駿州田中 | 内藤三左衛門 | 一、駿州興國寺 | 天野三郎兵衛 |
| 一、駿州三枚橋 | 大久保次右衛門 | 一、野州宇都宮 | 奥平大膳大夫 |

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 一、常州笠間 | 松平周防守 | 一、常州下館 | 水谷左京大夫 |
| 一、甲州府中 | 平岩主計頭 | 一、上州高崎 | 酒井左衛門尉 |
| 一、信州飯田 | 小笠原兵部大輔 | 一、信州高遠 | 保科彈正忠 |
| 一、信州高島 | 諏訪安藝守 | 一、總州古河 | 松平丹波守 |
| 一、濃州岩村 | 松平和泉守 | 一、奥州岩城 | 鳥居左京亮 |
| 一、常州土浦 | 松平伊豆守 | 一、野州壬生 | 日根野織部正 |
- 此外、御領内に於て、御加恩を請けたる輩、數多ありしとかや。

關原軍記大成 卷之四十二 終